

委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）

委員会

（1）中間とりまとめ以降の状況

委員会

- 5/10：河川管理者からの質問事項の提出（委員会中間とりまとめ、淀川部会中間とりまとめ）
- 5/15：第11回委員会 質問内容についての意見交換
- 5/24,5/29：河川管理者からの質問事項の提出（琵琶湖部会中間とりまとめ、猪名川部会中間とりまとめ）
- 6/6：第12回委員会 質問内容についての意見交換（第11回に引き続き）
- 7/30：第13回委員会 今後の進め方等について議論
- *9/12：第14回委員会 最終提言の作成方針、素案を検討、主要論点について議論

拡大委員会

- 11/13：拡大委員会

水需要管理WG

- 7/2：第1回水需要管理WG 寺田委員より利水の考え方の転換ポイントについて説明
- 7/8：第2回水需要管理WG 河川管理者よりフルプランについて説明
- 8/7：第3回水需要管理WG 自治体の農政担当者より農業用水の実態について説明
- 8/19：第4回水需要管理WG WGのとりまとめ方法、水質の問題について意見交換、一般の方より情報提供。
- *9/10：第5回水需要管理WG 9/12委員会へ提出するWGとりまとめについて意見交換
- *9/30：第6回水需要管理WG 最終提言作業部会へ提出するWGとりまとめについての意見交換
- *10/22：第7回水需要管理WG 最終提言利水部分（3、4章）素案について検討、とりまとめ

水位管理WG

- 6/26：第1回水位管理WG 今後の検討事項について議論
- 7/19：第2回水位管理WG 河川管理者より瀬田川洗堰における水位操作の現状と水位操作を行わない場合を3つのパターンでシミュレーションした結果の説明
- 7/23：第3回水位管理WG 河川管理者より洪水調節のルール、西野委員から「瀬田川洗堰水位操作規則の変更が琵琶湖の生態系に及ぼす影響」等について説明
- 8/5：第4回水位管理WG これまでのWGの検討内容について整理
- 8/23：第5回水位管理WG 西野委員、河川管理者より情報提供。これまでに収集した水位管理に関するデータや資料について意見交換
- *9/13：第6回水位管理WG 最終提言作業部会へ提出するWGとりまとめについての意見交換
- *10/2：第7回水位管理WG ダムと下流の問題、淀川大堰と下流について検討（最終提言素案については、メール等を通じて意見交換を行った）

ダムWG

- 8/29：第1回ダムWG WGの検討の前提、フレーム等について意見交換
- * 9/19：第2回ダムWG 河川管理者よりダムの現状について情報提供
- * 10/6：第3回ダムWG ダムに関する情報共有と河川整備の理念転換について意見交換
- * 10/21：第4回ダムWG 最終提言素案について意見交換

一般意見聴取WG

- * 9/11：第1回一般意見聴取WG 今後の進め方等について検討
- * 10/7：第2回一般意見聴取WG 最終提言の目次の構成と内容等について意見交換
- * 10/14：第3回一般意見聴取WG 最終提言作業部会へ提出するWG案について検討
- * 10/21：第4回一般意見聴取WG 最終提言（一般意見聴取関連部分）素案について検討

水質WG

- 9/12：第14回委員会にて設立が決定
- * 10/1：第1回水質WG 「河川整備計画」に書き込むべき水質の目標設定、具体的な対策などについて意見交換
- * 10/19：第2回水質WG 最終提言3章（環境部分）、4章（水質部分）の素案について意見交換

最終提言作業部会

- 9/12：第14回委員会にて、運営会議（8/27）での決定事項（最終提言を運営会議メンバーおよび各委員会WGリーダーで構成する「最終提言作業部会」が主体となって取りまとめる）が了承された。
- 9/12：第1回最終提言作業部会 今後の進め方等について検討
- * 9/28：第2回最終提言作業部会 目次案および素案の検討
- * 10/10：第3回最終提言作業部会 最終提言素案についての検討（3章を中心に）
- * 10/24：第4回最終提言作業部会 最終提言素案についての検討

（*は6頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

（2）ワーキンググループ及び作業部会メンバー

現在、以下のWG、作業部会が設立されている。（* = WG専任委員）

水需要管理WG : 今本委員（リーダー）、荻野委員、川上委員、宗宮委員、寺田委員、寺川委員、小尻委員*

水位管理 WG : 榊屋委員（リーダー）、江頭委員、田中（哲）委員、谷田委員、西野委員、村上委員

ダム WG : 池淵委員（リーダー）、今本委員、江頭委員、倉田委員、田中（真）委員、寺川委員、細川委員、本多委員、榊屋委員

一般意見聴取WG : 三田村委員（リーダー）、嘉田委員、川上委員、塚本委員、仁連委員、尾藤委員、畚野委員、村上委員、山村委員

水質WG : 宗宮委員（リーダー）、川上委員、中村委員、森下委員、矢野委員、和田委員

最終提言作業部会 : 今本委員（リーダー）、芦田委員長、川那部委員、寺田委員、米山

委員、江頭委員、榎屋委員、池淵委員、三田村委員、宗宮委員、
山村委員

(3) 今後の予定

11/16 : 最終提言作業部会

12/ 5 : 第 15 回委員会

2 琵琶湖部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

5/28～：河川管理者からの質問に関する委員の回答案を募集

6/4：第14回琵琶湖部会

現地視察（高時川上流部（丹生ダムサイトから源流部にかけて））

一般意見の聴取の試行（高時川流域の住民との意見聴取）

河川管理者からの質問事項への対応検討

6/17：第15回琵琶湖部会

河川管理者からの質問事項への回答・対応方向の検討

～6/28：委員から回答案を提出（欠席予定者については、必ず回答案を作成）

ワーキングの作成の是非、今後の活動内容等についても意見を募集

各委員からの回答を踏まえ、河川管理者が質問を選定し再度提出

7/4：第16回琵琶湖部会 委員と河川管理者との意見交換

8/8：第17回琵琶湖部会 委員会WGに関する情報共有、治水に関する情報提供、今後の進め方の検討

*9/22：現地調査 丹生ダム建設予定地周辺の視察、参加者による懇談会

*10/3：第18回琵琶湖部会 最終提言に関する意見交換

*11/4：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 「あすの琵琶湖とその集水域の管理に向けて」をテーマに一般の方々からの意見発表と質疑応答

*11/9：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 「あすの琵琶湖とその集水域の管理に向けて」をテーマに一般の方々からの意見発表と質疑応答

* //：第19回琵琶湖部会 最終提言素案、住民意見の聴取・反映に関する提言素案に対する意見交換

（*は6頁以降の「結果概要」「結果報告」を参照下さい）

(2) 論点別検討班（WG）の設立

第16回部会（7/4）にて一般意見聴取、反映に関する検討班（WG）を設置することが決定し、第17回部会（8/8）にてメンバーが下記のとおり決定した。また、第17回部会において、最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班を設置することが決定し、中村委員と中村委員が指名する1名の委員で構成することが確認された。

<一般意見聴取、反映に関する検討班 メンバー>

嘉田委員、仁連委員、三田村委員、村上委員

<最終提言に向けて文章を調整、推敲する検討班 メンバー>

中村委員、川端委員

(3) 今後の予定

12/14：第20回部会

3 淀川部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

～5/17：各委員より河川管理者の質問事項への回答案を募集

5/18：午前 論点別WG 午後 部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討

5/27：第15回淀川部会 河川管理者との意見交換

6/16：論点別WG、部会検討会

6/24：第16回淀川部会 河川管理者との意見交換

7/2、7/15：作業部会にて河川管理者への回答、中間とりまとめの修正等を検討

7/31：第17回淀川部会 治水の考え方について河川管理者と意見交換

*8/28：第1回現地対話集会（八幡市） 洪水防御、防災をテーマに関係者、住民との意見交換

*9/7：第2回現地対話集会（枚方市） 高水敷利用及び環境・水質・生態系をテーマに関係者、住民との意見交換

*9/20：第3回現地対話集会（京都市） 水需要管理をテーマに関係者、住民との意見交換

*9/24：第18回淀川部会 最終提言素案主要論点（治水）について、および、一般意見聴取・反映方法について議論

*10/29：第19回淀川部会 最終提言素案について意見交換

（*は6頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

(2) 論点別検討班（WG）の設立

5/11：第2回部会検討会にて、部会委員で論点別検討班を作り、以下の主要な論点を検討することを決定。

a．水需要管理・水利権：荻野委員（リーダー）、寺田部会長、原田委員、渡辺委員

b．高水敷の利用問題（本来の川らしさ）：紀平委員（リーダー）、有馬委員、塚本委員、榎村委員、榎屋部会長代理

c．洪水防御、防災（ダム問題含む）：榎屋部会長代理（リーダー）、今本委員、大手委員、小竹委員、山本委員

d．環境、水質（ダム問題含む）：川上委員（リーダー）、田中委員、谷田委員、長田委員、山岸委員、和田委員

(3) 今後の予定

11/29：第20回部会

4 猪名川部会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

～6/9：各委員より所属WGごとに河川管理者の質問事項への回答案を募集

6/11：第11回猪名川部会 河川管理者との意見交換

6/28：論点別WG、部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討し、主な質問に対するWGとしての回答案を決定した。

7/11：第12回猪名川部会 河川管理者との意見交換

WG回答案をもとに意見交換を行った

8/2：現地フィールドワーク(実際に猪名川周辺を歩きながら流域住民に意見を伺う)

8/20：第13回部会 今後の進め方、治水に関する河川管理者からの情報提供と意見交換を予定

* 9/21：現地意見交換会 猪名川について関係者、住民との意見交換

* 10/1：第14回猪名川部会 最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

* 10/17：第15回猪名川部会 最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

* 11/8：第16回猪名川部会 最終提言素案について意見交換

(* は6頁以降の「結果概要」「結果報告」を参照下さい)

(2) 論点別検討班(WG)の設立

6/11：第11回猪名川部会終了後、部会委員で論点別検討班を作り、主要な論点を検討することを決定。

a . 治水：池淵部会長代理(リーダー)、田中哲夫委員、畚野委員、(尾藤委員*)

b . 利水：本多委員(リーダー)、畑委員、細川委員、森下委員、矢野委員

c . 利用・環境：松本委員(リーダー)、服部委員、東山委員、米山部会長、(吉田委員*)

(* は部会長からの依頼により参加されている猪名川部会以外の委員)

・原則非公開とし、議論の結果等は公表する。各WGに外部の専門家を入れることも検討する。また、必要な場合には河川管理者も議論に参加いただく。

(3) 今後の予定

未定

委員会・各部会 結果概要、結果報告

< 委員会 >

委員会

第 14 回委員会(2002.9.12 開催)結果概要(暫定版)…………… 9

水需要管理WG

第 5 回委員会水需要管理 WG (2002.9.10 開催) 結果報告…………… 14

第 6 回委員会水需要管理 WG (2002.9.30 開催) 結果報告…………… 15

第 7 回委員会水需要管理 WG (2002.10.22 開催) 結果報告…………… 16

水位管理WG

第 6 回委員会水位管理 WG (2002.9.13 開催) 結果報告…………… 17

第 7 回委員会水位管理 WG (2002.10.2 開催) 結果報告…………… 18

ダムWG

第 2 回委員会ダム WG (2002.9.19 開催) 結果報告…………… 19

第 3 回委員会ダム WG (2002.10.6 開催) 結果報告…………… 20

第 4 回委員会ダム WG (2002.10.21 開催) 結果報告…………… 21

一般意見聴取WG

第 1 回委員会一般意見聴取 WG (2002.9.11 開催) 結果報告…………… 22

第 2 回委員会一般意見聴取 WG (2002.10.7 開催) 結果報告…………… 23

第 3 回委員会一般意見聴取 WG (2002.10.14 開催) 結果報告…………… 24

第 4 回委員会一般意見聴取 WG (2002.10.21 開催) 結果報告…………… 25

水質WG

第 1 回委員会水質 WG (2002.10.1 開催) 結果報告…………… 26

第 2 回委員会水質 WG (2002.10.19 開催) 結果報告…………… 27

最終提言作業部会

第 2 回最終提言作業部会 (2002.9.28 開催) 結果報告…………… 28

第 3 回最終提言作業部会 (2002.10.10 開催) 結果報告…………… 30

第 4 回最終提言作業部会 (2002.10.24 開催) 結果報告…………… 32

< 琵琶湖部会 >

琵琶湖部会現地調査 (2002.9.22 開催) 結果概要…………… 34

第 18 回琵琶湖部会(2002.10.3 開催)結果概要(暫定版)…………… 39

* 琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 (2002.11.4 開催) 結果報告…………… 43

* 琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 (2002.11.9 開催) 結果報告…………… 44

* 第 19 回琵琶湖部会(2002.11.9 開催)結果報告…………… 45

< 淀川部会 >	
第 1 回淀川部会現地対話集会 (2002.8.28 開催) 結果概要	46
第 2 回淀川部会現地対話集会 (2002.9.7 開催) 結果概要	50
第 3 回淀川部会現地対話集会 (2002.9.20 開催) 結果概要	57
第 1 回、2 回、3 回淀川部会現地対話集会アンケート集計結果	61
第 18 回淀川部会 (2002.9.24 開催) 結果概要 (暫定版)	68
第 19 回淀川部会 (2002.10.29 開催) 結果報告	73
< 猪名川部会 >	
猪名川部会現地意見交換会 (2002.9.21 開催) 結果概要	76
第 14 回猪名川部会 (2002.10.1 開催) 結果概要 (暫定版)	80
第 15 回猪名川部会 (2002.10.17 開催) 結果概要 (暫定版)	86
* 第 16 回猪名川部会 (2002.11.8 開催) 結果報告	91

注：* 印のものは、結果概要作成中につき結果報告となっています。

開催日時：2002年9月12日(木) 13:30～17:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室C

参加者数：委員 15 名、河川管理者 19 名、一般傍聴者 168 名

1 決定事項

今後の進め方について

- ・最終提言は「河川整備のあり方に関する提言」と「住民意見聴取についての提言」を統合させ、最終提言作業部会が主体となって作成する。10月24日に当初予定していた第15回委員会を中止し、11月13日に委員会および部会委員全員でとりまとめ案を検討する「拡大委員会」を開催する。
- ・12月5日の第15回委員会で最終提言を確定させる。

委員会ワーキンググループ(WG)について

- ・水位管理WGと水需要管理WGに加えて設立されたダムWGと一般意見聴取WGのメンバーが決定した。また前回委員会での規約改正に従い、WG専任である小尻委員の委嘱状を出して頂くよう近畿地方整備局に委員会より要請した。
- ・新たに水質WGを設立することが決定した。
- ・必要に応じてWGメンバーがヒアリング等の出張を行うことが委員会として承認された。

2 審議の概要

最終提言に関する意見交換

- ・資料2-1「最終提言のとりまとめ方針(案)」、2-2「最終提言目次案」をもとに、庶務から最終提言に関する説明があり、意見交換が行われた。最終提言は委員会中間とりまとめを基本に、各部会の中間とりまとめおよび各WGからの提案、一般からの意見等を盛り込み、委員会として1本化したものを出すことが確認された。「各部会で十分に情報共有と検証を行い、11月13日の拡大委員会での議論に備えるべき」等の意見が出された。

主要論点に関する意見交換

- ・水質、治水、水位管理、水需要管理の4つの論点について意見交換が行われた。
- ・水質については、琵琶湖・淀川水質保全機構殿から資料3-1-1「琵琶湖・淀川水系の水質保全について」をもとに説明頂いた。内容は水質保全問題の基本認識から、100年にわたる琵琶湖の水質問題の変遷、今後の水質保全対策の方向性など。
- ・水位管理と水需要管理は、各WGリーダーからWGの議論内容について説明があった。
- ・治水については「浸水被害の軽減について目標が必要では」との問題提起と意見交換が行われた。

流域委員会の進め方についての要望

「最終提言作業部会の経過を全委員に知らせてほしい」「水需要管理を考えるには国土交通省だけでなく、農林水産省の話も聞きたい」といった要望が出された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「中間とりまとめへの一般意見について、どう扱われるのかなど、プロセスを明示してほしい」との発言がなされた。

3. 主な意見

最終提言に関する意見交換

資料 2-1「最終提言のとりまとめ方針(案)」2-2「最終提言目次案」をもとに、庶務から最終提言に関する説明があり、意見交換が行われた。

<とりまとめ方針、スケジュールについて>

- ・「個別事業の是非については、整備計画原案に関する検討として行う」ことになっているが、この辺もう少し詳しくご説明いただきたい。
→最終提言の中では、個別事業の是非等には触れずに、一般的な考え方、方向性等を示す。整備局には、それをもとに河川整備計画の原案をお作りいただく。(委員長)
→原案が出てきてから、具体的な事業の中身を検討する時間的余裕はあるのか。
→集中的に議論する。少し延びるかもしれないが、今のところこのスケジュールでやっていく。(委員長)
- ・農業の話は農水省、環境の話は環境省の方の意見も聴くべきである。
- ・中間とりまとめにおいて各部会の記述と委員会の記述とで、整合性が取れていない部分があるとすると、今後1本化する過程において各部会で十分議論すべき。拡大委員会には、各部会で十分議論したうえで臨まないという意味がない。
- ・WGに参加している委員と参加していない委員では、情報量に差が出ている。WGの議論は、部会や委員会で十分に検討されなければならない。
- ・河川整備計画が出るまでにある程度部会で議論を詰めておく必要がある。
- ・確認だが、WGは最終提言の該当カ所の記述を検討することと、整備計画について検討する材料を委員会に提示するという2つの機能がある。(委員長代理)
→そうである。WGは、最終提言とりまとめ以降も続くものとする。(委員長)

<最終提言目次案の文言について>

- ・資料 2-2「3 流域整備計画の変革の理念」の中に“総合的な判断”、また 4-1(1)に“変化に富んだ自然豊かな水系”とあるが、これでは意味が分かりにくいので、もっと具体的な表現に改めるべき。また、4-2(2)に、“社会的な視点を含めて検討”とあるが、漁業関係者の立場からいうと、もっと経済的な視点を含めて書いていただきたい。
→最終提言作業部会で検討することとする。(委員長)
- ・目次の項目に上がっている“計画アセスメント”など、どこのWGでも検討されていない部分をどうするのか。
→各委員から盛り込むべき内容を資料として出していただきたい。

主要論点に関する意見交換

<水質について>

(財)琵琶湖・淀川水質保全機構の穂波事務局長より、資料 3-1-1 をもとに、水質に関する説明が行われ、その後意見交換が行われた。

○説明要旨：資料 3-1-1「琵琶湖・淀川水系水質保全について」

- ・淀川水系の水質保全問題を考えるあたり、以下の4つの基本認識が必要である。
1) 広域的かつ高度に水が循環利用されている水系である

- 2) 従来の対処療法的な水質保全対策の転換期にある
- 3) 水質問題はライフスタイルや人の意識と密接に関係する
- 4) 水質保全には流域管理の視点が求められる
- ・ 上記、基本認識をもとに、今後の水質保全対策に向けた取り組みの方向性としては、
 - 1) 対処療法から予防原則、基準達成型からリスク管理へと転換を図る
 - 2) 行政や住民など多様な主体が協働して取り組めるよう、分かりやすい共通の水質改善目標を設定したり、評価手法や情報の共有化を進めていく。また小さな水循環系の構築を考えていく。
 - 3) 一人一人が水を汚さない生活スタイルへの意識の改革に努めていくことが必要。等があげられる。
- ・ 以上を踏まえて以下の4点を提案したい。
 - 1) 環境の時代に則した安全、安心が実感できる水質管理の実現(新しい水質目標や指標の設定、モニタリングの強化、水質汚濁メカニズムの研究、水系全体を統合した水質モデルの開発、水質情報共有化のためのデータベースの整備など)
 - 2) 自然の水質浄化機能を引き出す河川整備の推進(生物多様性の立場に立つ、植生など自然浄化機能の定量化とモデルの研究、ウエットランドの形成などを活用して面源負荷を河川や湖沼の流入口で抑制する技術の開発など)
 - 3) 住民との協働のための基盤整備(愛着ある水辺づくり、環境学習の場を提供する河川整備など)
 - 4) 流域全体での取り組みにむけて河川管理者のリーダーシップを期待したい。

意見交換

- ・ 河川の周辺には廃材や汚物の処理場があり、水質汚濁の原因になっている。そのような汚濁物質を出す施設の設置を許可する行政側にも問題がある。
モラルが低いことも問題。堤防道路にゴミが多く、それも河川を汚す原因となっている。
- ・ 河川区域だけで対策を考えても、川の周辺で何らかの影響行為があると手の打ちようがない。土地利用計画等他の計画との調整を図る必要がある。
- ・ 廃材等の設置は、合法で行われている以上取り締まりできない。河川からある一定の範囲のエリア内では、廃棄物等を置いてはいけないというような新しい法整備が必要である。
ドイツなど外国で行われているゾーニングの例を参考にしてみようか。
- ・ すべてが合法ともいえない。はじめは合法で行われていても、最後には違法になるものがあり、そういうところが河川に大きなダメージを与えている。もっと法を厳格に適用せねばならない。
- ・ ゾーニングしたうえで、これから30年かけて川とのかかわりを想定したエリアを広げるといった意味で川幅を広げていくことも必要。そのきっかけとして先のような法律を作ることも視野にいれるべきではないか。
- ・ 古いパチンコ台など、一見廃棄物でも、実は再生用資材として置いているところもある。廃棄物の定義そのものが曖昧ではないか。
- ・ 水質の問題を微細に議論できるのは、地球上の60億人のうち5億人くらいしかいない。残りは、水そのものが確保できないなど何か欠けている。その意味で、世界の中での日本の責任についてもどこかで触れておく必要がある。
- ・ 流域全体の視点で見れば、下水道と上水道の位置関係がおかしい。長期的には改善する必要がある。
- ・ 河川の自然条件を一定十分に確保することにより、水質改善に寄与できる。

- ・ 現在の水質の基準は濃度規制のみであり、量規制がないのも問題である。
- ・ 水量の問題は水質と深く関わっている。水量が豊富に確保されれば水質への問題は改善される。水位管理とも関わってくるため河川整備計画で何か言えるのではないか。
- ・ 汚染物質は、単体規制では追いつかない。因果関係が明確になる頃にはすでに手遅れになることも多い。規制手法を変えるべきである。
- ・ 産業廃棄物や農薬問題等、国土交通省の権限外のことではあるが、提言の中には盛り込んでいく必要がある。
- ・ 本日の議論内容については、水質WGにてとりまとめていただく。(委員長)

<水位管理について>

水位管理WGのリーダーである榎屋委員より、資料 3-3「水位管理WGの中間報告について」を用いて、水位管理WGのこれまでの議論内容について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

○意見交換

- ・ 生態系に影響を与える要素として、水位の変化と生息域の変化の2つをそれぞれ考えなければならない。(委員長)
- ・ 毎年6月15日に一律に水位を下げることになっている現在の琵琶湖の水位操作は、一般のダムと同じであり区別を行うべきである。琵琶湖の水位管理については、琵琶湖そのものの生態系保護をも考えなければならない。
- ・ 水位操作と漁獲高に関するグラフだが、琵琶湖の漁獲高が減少したのは、琵琶湖総合開発による水位操作が開始されたためだけではなく、護岸堤の完成や外来種の影響など、ほかにも様々な要因をはらんでいる。
- ・ 水位操作については、季節変化との関係を一番の問題とすべきである。周りの環境との調和を考慮に入れないと意味がない。また、水位操作の基準を変えるなら、変えることが及ぼす効果をきちっと検証(評価)しなければならない。大掛かりなことをやって1%しか変化がないようであれば、やっても意味がない。
- ・ 水位操作については、最終提言までに、こうすべきだというはっきりした答えを出すことはできない。(治水、利水に影響のない範囲で)人工洪水を起こすなど、さまざまな条件下で試行錯誤(トライアル&チェック)を繰り返し、その効果を検証していくことが重要である。提言にはそのような内容を含めて記述していけばよい。(委員長)

<水需要管理について>

水需要管理WGのリーダーである今本委員より、資料 3-4「水需要管理WGとりまとめ骨子」を用いて、WGの検討内容について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

○意見交換

- ・ 環境用水の創出は新しいことだが、流量や場の条件とも絡んでくる。(委員長)
- ・ 自然環境維持のために水を確保することが許されるかどうか、また水を確保すべきだと言い切れるかどうか、基本的な事項をしっかりと議論しておく必要がある。(リーダー)
- ・ 流量調整は、ダムによってできるところとできないところがある。節水型社会の実現も含めてさらに総合的に考えていく必要がある。
- ・ ダムの攪乱機能(人工洪水)については、流水内と河川内という2つの意味があるので双方の記述が必要。また、生き物の歴史を長期的な視野で捉えるなら、生態系にと

って致命的なことだけはおこらないような条件を考えておく必要がある。

- ・世界水フォーラムの委員会の会合でも、流域管理が唱えられており、世界の情勢がどうなっているのか十分認識すべき。世界的には水は有限との認識が一般的であり、たとえば水が余っている時であっても、水は無駄に使わないというのが世界的な常識である。日本もこの立場を基本に据えるべきである。
- ・世界水準から見ると、日本は、やはり節水をしなければならないことは明白である。パリやロンドンに比べると、大阪は一人当たり倍以上の水を使っている。
- ・農業用水については、環境用水としてよりも地域用水として捉えてほしい。単に自然環境や生態系保護のためだけなら、その地域に暮らしている方々の合意を得るのは難しい。

<治水について>

○意見交換

- ・治水については、中間とりまとめで、「壊滅的被害の回避と浸水被害の軽減」を謳っているが、河川整備計画を作るためには、たとえば床上浸水を減らすなど浸水被害を減らすための基準を示す必要があると思う。(委員長)
- ・過去のデータをもとに、基準を決めるのなら、これまでの河川整備と変わらないのではないか。
- ・一口に浸水規模といっても、浸水頻度のみでなく、浸水範囲、浸水の深さなど、意味は多様であり具体的には示しにくい。
- ・たまに大雨が降って浸水するということは、河川整備というよりも、地域の内水処理の分野の問題なのではないか。
- ・今回の意見募集で自治体から頂いた意見書には、治水対策についての意見、要望が多い。いずれにしても、無視はできない。よく検討を行う必要がある。(委員長)

一般傍聴者からの意見聴取と意見交換

一般傍聴者1名より発言があり、意見交換が行われた。

- ・中間とりまとめに対して、県内の自治体から意見をまとめて送ったが、どのような形で討議され、提言に反映されていくのか、教えていただきたい。(傍聴者)
頂いた意見についてはこちらで整理したうえで、最終提言に取り入れるものと取り入れないものに仕分けする。また、意見の全てを最終提言とともに河川管理者に提出する。(委員長)
- ・最終提言の内容に盛り込まれる場合とそうでない場合の判断の基準を知りたい。採用されなかった意見については、その理由を相手に知らせるべきだと思う。(傍聴者)
全てについて、応えることはできない。(委員長)
それについては、一般意見聴取のWGでも、何らかの見解を出すべく議論したい。

以上

※ 説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2002年9月10日(火) 17:00~20:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室D

参加者数：委員6名 河川管理者10名

1 検討内容および決定事項

水需要管理WG中間とりまとめについて

- ・ 本日の議論をもとに、今本リーダーが、WGとりまとめ骨子としてまとめ、メーリングリストでメンバーに確認のうえ、第14回委員会にて報告を行う。

とりまとめに関する主な意見

<理念の転換等について>

- ・ 河川法の改正前は「(人の)生活環境が中心」だったが、改正後は「自然環境中心」となった。同じ環境でも捉え方が変化したことは重要である。そういった意味では現状の淀川の流量については、「人がどこまで使えるか」ではなく、「生態系の保全・再生のために十分な水量かどうか」という視点から捉えるべき。
- ・ 利水の安全度を落としても自然に水を返すべき。それで利便性を損なわないように日常からの無理のない節水や水融通等の需要を行うべき。

<方向性について>

- ・ 河川の環境用水には、普段の河川維持用水という意味と、生態系保護のために攪乱を生じさせるための水と2つの意味がある
- ・ 需要予測が正しかろうが、間違っていようが、これ以上淀川の水は使えないというのが、水需要管理ではないか。
- ・ 淀川本川の環境用水と、農業用水路を含めた面的な地域の環境用水の両者の整理が必要。
- ・ 全体の放流量は変えなくても、自然流況に近づけるべく流し方にメリハリをつけ、さらに生態系にとって主要なポイントで高水敷を切り下げ、河川形状に変化をつければよい。
- ・ 自然のためにどの程度の水位調整を行うかについては、答えはないのでは。シミュレーションを行い試行等で、様子を見て放流量を調整していく順応的管理が必要である。
- ・ 淀川にとってどのような生態系が望ましいかといった環境の目標が必要だが、すぐには誰も書けない。

委員および河川管理者による情報提供

- 1) 寺川委員より、資料2『「阪神水道」と4市(神戸・尼崎・西宮・芦屋)の水余り』について、説明が行われた。
- 2) 河川管理者より、「河川整備計画における水質関係について」(資料番号なし)について説明が行われた。

次回のWGについて

- ・ 第6回水需要管理WGは、9月30日(月)17:00~行う。
- ・ 今回寺川委員から提出された資料2について、阪神水道企業団側から内容に対して反論があるかどうかを庶務からうかがい、必要ならばこのWGで反論できる機会を設ける。
- ・ 現実の節水対策等に詳しい福岡市の方等に庶務からご都合をお伺いし、可能であれば、次回WGで節水に関するお話をお聞かせいただく。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年9月30日(月) 17:00~20:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室D

参加者数：委員7名 河川管理者10名

1 検討内容および決定事項

水需要管理WGとりまとめについて

- ・ 本日の議論をもとに、今本リーダーがWGとりまとめ骨子(案)を修正する。また、具体的な修正案を、庶務に提出する。
- ・ 最終提言の水需要管理を含む利水の部分については、10月5日ごろまでに、庶務で原稿案を作成し、各委員に意見照会を行う。委員から寄せられた意見をもとに加筆修正し、10月10日最終提言作業部会に提出する。

河川管理者による情報提供

河川管理者より、「水需要管理に向けて」および「水利使用にかかる許可申請について」を用いて説明が行われ、その後意見交換が行われた。

- ・ 水需要管理の考え方
水需要予測の手法の説明および原案作成に向けてのこれまでの委員会、部会、WGでの水需要管理に関する議論の確認。
- ・ 維持用水について
環境用水と利水安全度への影響について説明
- ・ 水利権について
河川法に定められている許可、申請の処分権者および申請手続きについて説明。

主な意見交換の内容

- ・ 日常からの節水を誘導するためには、インセンティブが必要。節水している人に、何らかのメリットを与えるべきではないか。
- ・ 環境用水を確保すると少なからず利水の安全度が下がるが、それがどこまで許されるかが問題だ。
- ・ 環境用水というのは、水量確保というよりむしろ、水位変動させることにあるのではないか。
- ・ 環境用水は利水の一面として創出されるものではない。そもそも逆ではないか。本来は、川を流れるべき自然な流量があって、その一部を人間が使えるということから水需要管理が導き出されるという議論ではなかったか。
- ・ 新規の水資源開発は、何故許されないのか、どんなときなら許されるのか、はっきり明示してほしい。(河川管理者)
- ・ 委員会の提言について、一般から合意を得るのは難しい。合意をしていく場として水需要管理協議会の設置をWGとりまとめにて提案している。

次回のWGについて

- ・ 第7回水需要管理WGは、10月22日(火)13:30~16:30に行う。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年10月22日(火) 13:35～15:30

場 所：a xビル アクスネット

参加者数：委員4名 河川管理者8名

1 検討内容および決定事項

最終提言(利水部分)について

- ・ 本日のWG中に修正した内容を、24日(木)の最終提言作業部会に提出する。ただし、これで最終確定というわけではなく、後日でも気付いた点等あればメール等を利用して意見することは可能とする。

主な意見交換の内容

- ・ ダムWGでは、ダム事業の是非に対するスタンスについて委員間で意見が分かれている。水需要管理にも大きく影響するだろう。(リーダー)
- ・ 全体的に他のWGよりも文章量が多いが、無理に文章を短くすると意味が十分汲みとれない場合があるため、このままとする。(リーダー)

< 3-3 新たな利水の理念 について >

- ・ 3-3のはじめの6行は、前書き的な内容なので2章に移動する。
- ・ “水道事業者及び自治体等”という表現に、農水や発電用水などの概念を含めたらどうかあまり多く言葉を加えると文章が難解になるので“水道事業者・自治体等”に修正する。

< 4-3 利水のあり方 について >

- ・ 「(2) 節水・再利用」の4行目、“系”という表現は、“水系”と勘違いされる可能性があり、分かりにくいので修正する。また、雨水利用に関する記述も書き加える。
- ・ 「(4) 環境用水」の維持流量に関する記述は、維持流量の定義づけが難しいため表現を変更する。
- ・ これまでにメンバー以外の委員から寄せられた意見については、既に一定程度反映されており、内容を書き加えると文案のバランスが取りにくくなるため、これ以上は反映しないこととする。

次回のWGについて

- ・ 本日のWGにて最終提言素案(利水部分)が完成したので、次回は、河川整備計画原案に対する意見書作成の機会になるだろう。再開する場合は庶務より連絡と日程調整を行う。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

第6回委員会水位管理WG(2002.9.13開催)結果報告

2002.9.20庶務発信
(9.19版を改定)

開催日時:2002年9月13日(金)16:00~20:30
場 所:ぱ・る・るプラザ京都 5階会議室B
参加者数:委員4名 河川管理者11名

検討内容および決定事項

意見交換

最終提言作業部会へむけて、水位管理WGのとりまとめ方針について、以下のことが確認された。

琵琶湖の水位操作について

- ・ 水位操作の変更をするには(変更によるデメリットを上回るだけの)メリットを示すべき。
- ・ 生態系改善のための確度の高い予測を行うため、-20cmへ下げる水位操作を現在の6月15日から弾力的に後ろにずらした場合のシミュレーション(平成4年以降)を河川管理者より提供頂きたい。それをもとに湖岸の浸水面積を算出し、産卵行動への影響を分析する。
- ・ 琵琶湖の生態系の回復には、圃場整備、内湖の減少、湖岸堤の存在、外来種などに対するいろいろな方策を組み合わせることで考えていくことが必要。水位管理もその中の1つとして改善の方向を考えていくべき。
- ・ 具体的な水位操作、変更による影響は、実際に試行してみなければわからない。手順は1~2年程度かけて生態系の基礎データ収集 それに基づくシミュレーションの実施と科学的な根拠の提示 試行の実施 モニタリング、改善。

ダムと下流について

- ・ 水位にだけ限定してダムを議論するのではなく、ダムの存在そのものによる問題点(アオコの発生等)を指摘していくべきでは。
- ・ ダムの影響としては、生物の移動経路の分断、土砂供給の遮断、があげられる。
- ・ 具体的なデータをもとに、状況の異なる個別のダムについての検討が必要。ダム下流をどういう川にしていくかで課題も異なる。
- ・ 水需要WG、ダムWG等と重なる部分多い。WG間の意見交換や合同WGなども必要では。

淀川大堰の操作について

- ・ 大阪湾全体を考えた場合に、堰下流の生態系の保全は必要か?潮の干満が堰で止められている現状では水の動きがないため、夏期に堰下流の底付近が頻繁に無酸素になり、その度に底生動物群集はごく一部の種を除いて死滅している可能性がある。現在生息している底生動物は、大阪湾の別の場所から浮遊幼生が移動、定着したものかも知れない。もしそうだとしたら、他の場所(幼生の場所)を保全した方が意味があるのでは。
- ・ 堰上流への影響(水位低下によるワンドの水抜き、間隙水の入れかえは可能か等)

河川管理者からの情報提供

河川管理者より、以下の事項について情報提供が行われ、それをもとに意見交換が行われた。

ダム貯水池の運用状況/琵琶湖の湿地面積データ、内湖の減少の推移、琵琶湖水位低下にともなうリター上水域の減少量と干陸面積の水深別算出結果/淀川大堰の放流実態と大堰下流汽水域における塩水分布状況と生物相、濁水による生物への影響、維持流量と生態系の関係/汽水域の現状と課題

次回以降のスケジュール

- ・ 次回WGは10/2開催。ダムと下流の問題、および淀川大堰と下流について検討する。
- ・ メールを通じて意見交換を行い、次回WGで最終提言作業部会(10/10開催)への報告をとりまとめる。報告の内容については、問題点の抽出、解決のための方向性を示すこととし、結論のでていない部分については、検討のために必要なデータ、調査・試行の必要性等について記述する。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2002年10月2日(水)13:30~17:10

場所：ぱ・る・るプラザ京都6階会議室6

参加者数：委員6名 河川管理者17名

検討内容および決定事項

河川管理者からの情報提供

河川管理者より資料3-2を用いて、水位管理の考え方についての確認、ダム水位管理と利水安全度、生態系・景観・舟運等に必要な河川維持用水の現状の考え方について情報提供が行われ、委員と河川管理者の間で意見交換が行われた。

- ・河川の物理環境は水と砂が動けば改善されて、多様性が生まれてくる。川の物理環境を整えるために、土砂移動と水位変化を連動させた管理を流域全体のダムによる連携によって行っていくかなければならない。

綾教授(大阪工業大学)からの情報提供

綾教授より資料3-1を用いて、新淀川(大堰下流汽水域)の環境・水質・生態系について情報提供が行われ、質疑応答を交えた意見交換が行われた。

- ・淀川で干潟を取り戻すなら、汽水域しかない。ここはこれまで生態系的な観点から見れば、ほとんど見捨てられていた地域だったが、淀川にふさわしい汽水域にしていきたいと考えている。
- ・流域委員会では汽水域について、主に利用面での議論が中心となっていたが、自然環境の保全や回復についても考えていかなければならない。

西野委員からの情報提供

西野委員より資料2-1「日本における干潟生物とそこに生息する底生生物の現状 / WWF Japan Science Report Vol.3 1996」に従って情報提供が行われ、淀川汽水域における干潟の重要性について説明された。

最終提言に関する意見交換

資料1-1「水位管理WGのまとめ(案)」を用いて、最終提言に向けた水位管理WGのとりまとめについて意見交換が行われた。

- ・水位変化によって、できるだけ自然の河川に近い環境に近づけることが水位管理の目的である。
- ・生物の生息環境は中小洪水によって仕上げられるが、そのためにはどれだけの水を流せばいいのか、その結果としてどんなことが起きるのか、それを検証するための継続的なモニタリングとフィードバック(アダプティブマネジメント)についても書いておく必要がある。
- ・天然湖沼である琵琶湖の生態系を最大限に配慮した水位操作の必要性、土砂移動と水位変化による河川の物理環境の改善についても、触れておくべきだ。
- ・WGを通じて明らかになった問題点やその検討内容についても、方向性は出せないかもしれないが、具体的に記述した方がよい。

河川管理者からの情報提供

淀川水系の湧水の状況について、河川管理者より情報提供が行われた。

今後のWGのスケジュールについて

- ・最終提言に向けた水位管理WGのまとめは、メーリングリストを通じて意見交換を行い、最終的にリーダーがとりまとめる。必要な場合は、委員のみで再度WGを開催する。

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2002年9月19日(木) 16:00~19:40
 場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室D
 参加者数：委員7名 河川管理者21名 委員傍聴者4名

1 検討内容および決定事項

自治体や他省庁との連携について

- ・ 河川管理者より、「滋賀県と高時川の治水に関する考え方についての擦り合わせができていないため、丹生ダムの説明資料が用意できなかった」旨の報告があったことをきっかけに、自治体や他省庁との連携の必要性と課題、上流から下流まで河川全体での一貫した構想の必要性等について議論が行われた。
- ・ その結果、ダムWGから委員長に対して、「中間とりまとめで打ち出した新しい河川整備の理念をどのように流域自治体や関係する他省庁等に対して説明し、オーソライズしていくべきかを検討する必要がある」と、提案することとなった。

情報提供と質疑応答

河川管理者より、「ダムと堰」に関する一般的な機能や課題についての説明が行われ、並行して委員との質疑応答も行われた。

<主な説明内容>

- ・ ダムと堰の違い、ダムの種類と目的、ダムの機能(洪水調節ルール、濁水時の対応、発電の仕組み、排砂や魚道等環境への取り組み)、ダム湖の水質の現状、砂防ダム、固定堰と可動堰等

<主な意見と質疑応答>

- ・ 治水の理念転換によって流量や堤防の高さなど物理的な数量や形状に違いは出るのか。
- ・ 壊滅的被害について定義があいまいなのではないか。
- ・ 「壊滅的被害の回避」とは、「破堤による壊滅的被害の回避」を意味している。つまり、人工構造物である高い堤防が壊れることにより、被害をより大きくすることを防ぐという意味である。誤解のないよう理解を一致させる必要がある。(河川管理者)
- ・ ダムがあったために水害が発生したと勘違いされている場合がある。ダムが水害を助長することはない。専門家が正しい知識を知らせる必要がある。
- ・ ダムがあっても、貯水容量を超えた場合には、流入した量と同じ量を放流するため、多くの河川が合流する下流では、水害が発生する可能性もある。ダムによる治水の限界を住民にきちんと知らせてなかったことは反省している。(河川管理者)
- ・ ダムにたまった砂も問題。砂も流せるような川、ダムにする必要がある。
- ・ 下流の河川に土砂を排出する方法としては、排砂ゲートの設置やバイパストンネルが考えられる。(河川管理者)

今後の予定について

第3回ダムWGは、10月6日(日)14:00~21:00(途中休憩1時間)に行く。河川管理者には、ケーススタディとして取り上げて議論するダム(どのダムになるかは未定)についての説明をお願いする。また、本多委員から、ダムの環境アセスメントについて(20分程度)の情報提供をいただく。

以上

このお知らせは委員の皆様主に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

日時：10月6日(日)14:00～21:10

場所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室C

参加者：委員9名、河川管理者32名、委員傍聴2名

1 決定事項

- ・最終提言に向けたダムWGのまとめは、中間とりまとめ(委員会・各部会)のダム関連意見、およびこれまでのWGの議論を集約し、リーダーが素案を作成する。
- ・次回のダムWG(10/21)では、上記素案をもとに、利水面、環境面におけるダムの位置づけも含め議論する。

2 検討内容

情報提供と意見交換

河川管理者より情報提供が行われ、委員との意見交換・質疑応答が行われた。

- ・淀川水系の主なダムの治水・利水・環境の現状と課題について(資料 直轄及び水資源開発公団で所管する管理中ダムの現状と課題)
- ・生態系・景観・舟運等の維持に必要な環境用水とダム操作(資料3-1 水需要管理に向けて)
- ・治水理念の転換について(資料 繰り返す破堤の輪廻からの脱却)
- ・治水理念の転換後における余野川ダムの位置付け(資料 余野川ダムの位置付け)

委員より情報提供が行われ、意見交換が行われた。

- ・本多委員より、余野川ダム建設予定地のシカを中心とした動物の棲息調査について情報提供が行われた。(資料2-1 ダムWGへの提言、スライド)
- ・池淵委員より、ダムの必要性を判断する際の治水・利水・環境面での検討要素、治水理念の転換によるダム依存度の変化について説明が行われた(資料1-1 ダムの必要性に関する判断要因、資料1-2 ダムへの治水依存度はどう変わるか)

<主な意見と質疑応答>

- ・既存ダムの問題点(富栄養化、堆砂、生態系の連続性阻害 etc)の改善方法について考えていかなければならない。これらの問題点が解決できないなら、新規のダム建設は難しい。
- ・ダムの治水機能には限界があるし、操作設備の寿命もあるため、いずれ見直しや改修を行う時が来る。しかし、ハザードマップや住民の防災意識向上等のソフトによる治水対策は永久的な効果を持つし、大きな災害時にも効果を発揮する。コスト面から考えても、ハード中心の対策は見直していくべき。
- ・河川整備計画原案には、必ずダムがない場合の状況も考えたプランも検討しなければならないだろう。
- ・個別のダムの是非については、ダムの有無によって被害がどう変化するのかを見て判断するほかないのではないか。

最終提言についての意見交換 <主な意見>

- ・委員の間で情報に格差が生じているため、最終提言の原案はできるだけ早く公開し、各部会で十分に議論する必要がある。

以上

このお知らせは委員の皆様主に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：10月21日(月)16:00～19:00

場 所：a x ビル4階 アクスネット

参加者数：委員9名、河川管理者29名、委員傍聴1名

1 決定事項

- ・最終提言素案として配布された2案について議論されたが、スタンスに違いがあり、どちらを採用するか、決定するまでに到らなかった。
- ・素案の修正については、池淵リーダーと今本委員に一任する。最終的に折り合いがつかなかった場合は、両論を併記したうえで最終提言作業部会に提出する。

2 検討内容

河川管理者より資料3-1を用いて、今本委員からの質問(資料2-1)に関連した情報提供が行われた。その後、委員との質疑応答が行われた。

<主な質疑応答>

- ・現在の高時川には、丹生ダムによって開発される利水量を上回る水量が琵琶湖に流れ込んでいる。何故、淀川下流の水道のためにダムが必要なのか。(委員)

高時川の流量は、琵琶湖総合開発ですでにカウントされているので、新たな利水量を確保するためには、丹生ダムによって水資源を開発する必要がある。(河川管理者)

計画上の数字の計算ではそうなるだろう。しかし実際は、丹生ダムができたからといって、琵琶湖の水量が大きく変化するわけでもないし、淀川下流の水量が増えるわけでもない。計画上の必要性が、実際的な効果と結びついているとは思えない。(委員)

最終提言素案として、池淵リーダー案(資料1-1-1)と今本委員案(資料1-2)が配布され、それらをもとに委員の間で意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・WGとして、ダムに対するスタンスをはっきりさせた方がよい。ダムは選択肢のひとつなのか。それとも、最後の手段なのか。どちらのスタンスをとるかによって、最終提言の内容は大きく変わってくる。
- ・新設ダムの中には建設中や計画中のダムも含まれているのか。含まれているならば、その旨を明記しておく必要がある。
- ・最終提言素案には「淀川流域における考え方」「地域特性を踏まえた計画」「建設中のダムにおける代替案の比較」「既存ダムの治水・利水機能の活用」の4つのキーワードを盛り込まなければならないと考えている。
- ・「既存ダムの治水・利水機能の活用」を書くのであれば、「不要なダム、或いは自然破壊を引き起こしているダムの見直し(撤去を含む)」についても併記すべき。
- ・ダムについて「総合的に検討する」という書き方では従来と何も変わらない。今後はダムを作ることにはできないという前提で計画を考え、どうしても無理ならダムをつくるという考え方に転換しなくてはならない。
- ・環境重視の考え方では、カバーできないこともある。ダムについては治水・利水・環境面から総合的に検討すべきだ。
- ・ダム計画を中止した場合の、地元行政・社会・経済への対策も検討しておく必要がある。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年9月11日(水)14:00～16:15

場 所：ぱ・る・るプラザ京都6階 会議室6

参加者数：委員7名

1 検討内容および決定事項

一般意見聴取WGの体制について

- ・リーダーは、三田村委員、サブリーダーは、塚本委員とする。
- ・河川管理者には、議論のプロセスを理解してもらうことと、これまでの取組みなどについて何うケースが予想されることから、毎回出席を要請する。
- ・議論を円滑に進めるため、メーリングリストを利用する。
- ・WGは、今後、3回開催予定。最後のWGで最終提言(一般意見)のWG案を確定させ、10月24日に予定される第4回最終提言作業部会に提出する。

今後のWGの進め方について

- ・関係住民の意見の反映の方法だけでなく、あり方について、幅広く検討する。
- ・流域委員会における、一般意見に関係するこれまでの活動を整理し、評価した上で、課題などを抽出する。
- ・住民意見聴取に関する問題について、WGメンバーがヒヤリングに出て行く事も検討する。このことは、委員会にて承認いただくようお願いする。
- ・これまでに寄せられた一般意見に対する流域委員会としての対応、及び「関係住民の意見反映方法の提言」をより良いものとするための試行的活動については、引き続き検討する。

フリーディスカッション

- ・淀川水系における住民意見聴取については、海外の事例を参考にするだけでなく、淀川らしい住民参加のあり方を検討すべきだ。
- ・住民意見反映のあり方については、手法の議論に留まらず、河川管理者と住民との関係まで含めて包括的な議論が必要だ。
- ・河川整備計画は、長期のスパンで検討されるべきであり、特に若い世代の意見を取り入れる手法を検討すべきである。
- ・住民の意見を無視して委員の専門的な議論だけで話を進めていくのはよくない。住民の意見はしっかり聞くべきだ。

2 次回のスケジュール

- ・委員のスケジュールを調整し、決定する。

以上

このお知らせは委員の皆様主に決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年10月7日(月)10:00～12:10

場 所：ホテルセントノーム京都 2階貴船の間

参加者数：委員8名 河川管理者3名

1 検討内容および決定事項

今後の進め方について

- ・第3、4回WGでは10月24日最終提言作業部会への提言に向けて話し合い、最終提言(一般意見聴取関連)のWG(案)を確定させる。
- ・最終提言については、各委員は10月10日(木)までに目次案の項目と内容についての意見をメーリングリストやFAXで庶務に連絡する。庶務は次回のWGまでに意見を整理し、議論のたたき台を作る。次回は内容を中心に議論する。
- ・一般からの意見を委員会がどのようにくみ上げるかについては、次回のWGまでに庶務が案を作成し、それを元に検討する。

最終提言(一般意見関連)について

資料1-1「一般意見聴取WGの今後の進め方について(案)Ver.2」、資料1-2「最終提言(一般意見WG関連)目次案」を用いて意見交換が行われた。

(主な意見)

最終提言目次案の構成・内容

- ・一般意見の部分(項目4-7)を治水などの部分(項目4-2～4-6)それぞれと並列すると意味が弱くなる。一般意見が河川事業全体に関係することを表記すべきだ。

治水などの部分を一括りにしたものと一般意見の部分を並列させるといった構成も考えられる。

この流域委員会の特徴でもあり、もっと目立たせることも考えるべきでは。

- ・「関係住民の意見反映」についてだが、「関係住民」とはどういった人たちを指すのか言葉の意味を整理しなければならない。また「反映」という言葉は弱いので、「インプットする」等もう少し強い意味合いの言葉を使うべきだろう。

河川整備計画の意見聴取・反映に関する提言の扱い

- ・一般意見聴取WGでは、提案に盛り込むべき内容について議論を行う。整備計画のあり方(4章)の一般意見関連部分を分冊にするかどうかは最終提言作業部会の判断に任せる。

2 次回以降のスケジュール

- ・第3回一般意見聴取WGは10月14日(月)15:00～18:00に京都にて開催。
- ・第4回一般意見聴取WGは10月21日(月)12:30～15:30に京都または大阪にて開催。委員のみで延長する可能性もある。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年10月14日(月)15:05～19:00

場 所：ばるるプラザ京都 7階スタジオ2

参加者数：委員8名 河川管理者4名

1 検討内容および決定事項

今後の進め方について

- ・ 本日の議論を踏まえ、庶務にて10月16日(水)昼までに最終提言のとりまとめ(案)のたたき台を作成し、各委員に送る。各委員は担当部分を中心に内容を推敲し、18日(金)昼までに庶務に修正点を知らせる。庶務は、次回WGまでにその内容を集約する。
- ・ 各委員の担当は、以下の通りとする。
 - 1(理念) 担当：仁連委員、嘉田委員
 - 2(政策方針) 担当：村上委員
 - 3-1(河川整備計画公表までの具体的施策) 担当：山村委員
 - 3-2(河川整備計画公表後の具体的施策) 担当：川上委員
 全体担当：三田村委員、塚本委員

最終提言(一般意見関連)について

資料1-1「一般意見WG提言目次(案)」および委員から提出された資料をもとに、最終提言の目次案とその内容について意見交換が行われた。

主な意見

- ・ “市民団体”と“住民団体”という言葉の定義を明確化し、使い分ける必要がある。文言の使い分けについては、全体にも関わることなので、最終提言作業部会で調整する。
- ・ これまでに流域委員会でやってきた一般意見聴取への取り組みを、一つの試行と捉え、その結果を分析してさらに効果的な方法を検討し、提言の中に含めていく必要がある。
- ・ 情報は開示するだけでは駄目であり、情報を受け取る人の問題意識を高めるPR手法も考えていくべき。
- ・ 流域センターの設置よりも、インタープリター等の人材を育成する方が重要である。
- ・ 来年3月以降のフォローアップのための仕組みづくりについても考えておくべき。

これまでに寄せられた一般意見の対応について

庶務より、資料1-2をもとに、これまでに流域委員会に寄せられた一般意見への対応についての素案が示され、意見交換が行われた。

その結果、「意見を分類した上で、ニュースレター等の媒体を活用し、どのように最終提言に採用したのか、しなかったのか、分かりやすく伝える」という案を最終提言作業部会に提案することとなった。

2 次回以降のスケジュール

- ・ 第4回一般意見聴取WGは、10月21日(月)12:30～15:30に、大阪市にて開催する。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年10月21日(月)12:30～15:30

場所：axビル アクスネット

参加者数：委員6名 河川管理者6名

1 検討内容および決定事項

今後の進め方について

- ・ 本日の議論を踏まえ、庶務にて10月23日(水)昼までに最終提言のとりまとめ(庶務案)を作成し、三田村リーダーに送付する。三田村委員の修正意見を反映したものを、24日(木)の第4回最終提言作業部会へ提出するとともに、WGの各メンバーに送付する。
- ・ WG各メンバーは、今週中に加筆修正を行い庶務に返送する。

最終提言(一般意見関連)について

資料1-1「一般意見WG提言目次(案)」および委員から提出された資料をもとに、最終提言の目次案とその内容(構成、表現等)について意見交換が行われた。

(ア) 主な意見

- ・ 1章については、仁連委員の素案をベースに嘉田委員の記述内容を盛り込む形とする。
- ・ 整備計画原案作成段階、計画作成段階ともに、意思決定プロセスの明示が必要。
- ・ 「3-1 整備計画策定時」、「3-2 河川整備計画推進時」は、策定時/策定後とする。
- ・ 3章「流域委員会の取り組みの総括」は、文章を少し改変して3-1とし、4章の内容を結合する。(下欄参照)
- ・ 全体的に小見出しをもう一度考え直す必要がある。
- ・ 4-1に記された事項は、あくまでも一例であり全てを河川管理者が行う必要はない。期間や予算に応じて、できることをやっていく。
- ・ 河川管理者が行う一般意見の反映のための期間は、数ヶ月だけではなくもう少し長い期間を取るべきである。
- ・ 要請する、検討する、実施する等、河川管理者に対する要求度合いに応じて言葉の使い分けを行う。

(暫定)目次構成

1 基本理念

：

2 住民主導の河川整備・管理の在り方

：

3 淀川水系河川管理者整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべき課題

3-1 淀川水系流域委員会における一般意見聴取の取り組みの総括

3-2 河川整備計画策定時

3-3 河川整備計画策定後

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年10月1日(火)10:00~12:40

場所：axビル4階 アクスネット

参加者数：委員6名 河川管理者14名

1 検討内容および決定事項

最終提言水質部分の方向性について

- ・最終提言には、河川における水質管理に関する長期的な方向性、方針を書き込む。水質管理システムの構築など河川サイドにおける水質へのスタンスをこう変えるべきというものを盛り込みたい。

河川管理者からの情報提供

- ・近畿地方整備局から、水質に関する法令と河川管理者との関係や淀川水系におけるダイオキシンや環境ホルモン測定結果の説明があり、さらに排水情報の把握および整理など、目下検討中の水質関連施策についても触れた。
- ・さらに別紙「琵琶湖・淀川水系からみた20世紀の水質保全対策検証検討資料より抜粋」を用いて、水質問題の変遷と住民意識の分析、水質問題対策上の問題点などの説明があった。

フリーディスカッション

最終提言に取り込むべき項目について、意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・水質については、今まで公害など直接人に影響することだけを問題視してきたが、今後は将来的に影響が出る環境ホルモンなどについても考えなければならない。
- ・子どもたちに安心して魚に触れてもらえるような、水辺のシステムづくりを考えるべき。そのためにも水質情報協議機関の設置や、水質監視システムの構築が必要だ。
- ・市民は水質の現状と、将来に対して不安を持っている。いずれも、河川管理者からの情報公開が十分でなく、水質問題の原因が明らかになっていないのが根源にある。
- ・以前は水を浄化することに必死で、生態系について考慮していなかった。今後は、生態系を維持しながら水質を向上させる方法を模索すべきだ。
- ・行政側と市民側では、「安全な水」についてのイメージの違いがある。市民にとって、安全=安心となっていないのが現実であり、問題ではないか。
- ・例えば、住民が自ら水質のデータをとることで安心感を得ることもできるのでは。また、住民の協力が得られれば面的なカバーもできることになる。
- ・河川管理者に対する提言は社会全体に対するコンセンサスでなければならない。具体的なアイデアを提言とすることは難しいので、持続的に検討し、反映する仕組みを作ることを提言として出すべきだ。

2 今後のスケジュール

- ・10月24日(木)に開かれる最終提言とりまとめ作業部会に水質部分の原案を提出するため、時間を詰めて作業を行う。
- ・まずは、宗宮委員が執筆した原案を委員全員にメールで送り、メールやファックスを用いての意見交換を実施。その後、10/19(土)14:00~に第2回WGを開催し、委員全員で討論しながら最終的な原案を作り上げる。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年10月19日(土)14:00～17:00

場所：axビル4階 アクスネット

参加者数：委員5名 河川管理者9名

1 検討内容および決定事項

水質WGのとりまとめについて

- ・宗宮リーダーによるとりまとめ(案)を元に意見交換が行われ、表現や構成等の見直しを行った。
- ・本日の議論を踏まえて宗宮リーダー案を修正し、週明けにWGメンバー全員に照会。メンバーからの意見を踏まえ、10/24の最終提言作業部会の資料とする。

委員会最終提言について

- ・水質に関連する3章(環境部分)について、宗宮リーダー案および今本委員(最終提言作業部会リーダー)案を元に意見交換が行われ、修正案を最終提言作業部会に提案することとなった。
- ・4章(水質部分)については、水質WGとりまとめの内容を盛り込むように最終提言作業部会に提案する。

河川管理者による情報提供

河川管理者(水資源開発公団)より、室生ダムにおける水質調査結果について、新聞記事を含めた資料提供があり、今夏の室生ダムでのアオコ発生問題について説明が行われた。

主な意見交換の内容

- ・水質の保全には、生態系の保全も関わってくる。両者は切り離せない関係にある。
- ・圃場整備など、水質に大きく関わる土地利用についても言及してほしい。
- ・地域で水質を考えるには水質にまつわる情報交流が大事。交流の方法としては、統合的流域水質管理所といったハードを作るより、住民やNPOを巻き込む仕組みなどソフトを作るほうが望ましいのでは。
- ・総負荷量規制は難しい。「総負荷量管理」に向けて様々な調査・研究を行うということであろう。
- ・国土交通省、環境省、農林水産省それぞれが持っているデータおよびNPO・NGO等の細かい調査データを連携させれば、地域で水質を考えるのに役立つと思う。
- ・河川法が改正された今、「河川管理者は河川環境を管理すべき」ということが第一歩であることを明記する必要がある。
- ・河川に一番身近な住民に水質のデータ収集を委託してはどうか。住民が水質をチェックすることで、水質を良くしようという住民の意識向上につながるのではないかと。
- ・住民が主体となる「目で見る」モニタリングが必要だ。
- ・物理環境および生態環境という表記では水質は含まれないのではないかと。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。

開催日時：2002年9月28日（土） 13：30～16：40

場所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室6

参加者数：委員8名

1 検討内容および決定事項

アウトプットの関係について

- ・ 当初、「河川法に基づき、河川整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する提言」（以下、「意見聴取・反映に関する提言」）は「最終提言」に統合して提出する、としていたが、性格が異なるものであるため、2つのアウトプットを分けて提出する。

最終提言案の目次構成について

- ・ 目次構成と各章の担当および担当WGが決定された（別紙1参照）。
- ・ 1、2章では現状認識、特性、問題点を記述する。3章では理念を述べ、4章で理念を具体化する基本的な方向を述べる。3、4章では、3-1、4-1で全体的な考え方や視点について記述し、3-2、4-2以降で治水、利水といった分野ごとの記述を行う。

最終提言案作成について

- ・ 最終提言は、中間とりまとめを出発点として、WG報告等をもとに必要な応じて追加、削除、変更を行う。
- ・ 「中間とりまとめ」では誤解を受ける表現があったので、表現には十分な注意をはかりたい。
- ・ 流域委員会の出す提言よりも先を行く原案を河川管理者が出すことは考えにくい、委員会の最終提言はより先進的でなければならない。
- ・ すでに進められている自治体の施策や計画などとの整合性には囚われずに、理念の転換、望ましい河川整備の方向性を示すとの立場にたって提言すべきである。
- ・ 新しい表現（造語）の使用については注釈をつけるなどの配慮をする。

WGの役割について

- ・ WG報告は「最終提言」のWG担当箇所の文章案の形式で提出頂く。WGは最終提言提出後も河川管理者から提出される整備計画原案の検討に備え引き続き十分な検討を行う。

今後のスケジュールについて

「最終提言」について

- ・ 次回最終提言作業部会（10/10）までに、各担当者およびWGが文章案を作成する。特に第3章「流域整備の理念の変革」についてはできる限り完成させて提出する。3-2～3-5については10/10以前に文案を提出し、それを受けて3-1「流域整備に関する基本認識」を作成する。
- ・ とりまとめスケジュールが切迫しているため、次回最終作業部会（10/10）終了時点の素案の段階から委員全員に内容を発信し、早い段階から意見を出して頂く。最終提言案に対して意見いただく場合には、具体的な文章案（修正案）の形で提出いただく。

「意見聴取・反映に関する提言」について

- ・ 第15回委員会（12/5）までにWG案を作業部会に提出頂き、作業部会での検討を経て第15回委員会で提言案について審議する。

以上

このお知らせは委員の皆様主に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

1. 最終提言

<目次案および主担当>

目次案	内容	主担当	
とりまとめの目的等	最終提言にあたって	芦田委員長、庶務	
	■淀川水系流域委員会の目的と特徴		
	■中間とりまとめの位置付けと構成		
1. 河川をめぐる現状とその背景	・現状の問題認識	芦田委員長、庶務	
	・治水、利水、利用、環境面における現状とその背景		
2 流域の特性と問題点	2-1 琵琶湖・淀川水系の概要	芦田委員長、庶務	
	2-2 琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点		
	2-3 淀川流域の特性と問題点		
	2-4 猪名川流域の特性と問題点		
3 流域整備の理念の变革	3-1 河川整備に関する基本認識	・総合的な視点 ・流域、まちづくり ・文化・歴史・風土	川那部委員
	3-2 治水		今本委員、池淵委員
	3-3 利水・利用		水需要管理WG
	3-4 環境(水質、水位変動含む)		江頭委員、榎屋委員、宗宮委員、水位管理WG、水質WG
	3-5 住民参加		一般意見聴取WG
4 整備計画のあり方	4-1 基本的な考え方	・望ましい姿、視点等	—
	4-2 治水・防災		今本委員、池淵委員
	4-3 利水		水需要管理WG
	4-4 利用		庶務
	4-5 環境(水質、水位変動含む)		江頭委員、榎屋委員、宗宮委員、水位管理WG、水質WG
	4-6 ダム・貯水池		ダムWG
	4-7 住民参加	仕組みづくり、情報発信、管理のあり方	一般意見聴取WG

<作成スケジュール>

- ・第3回作業部会(10/10開催)までに案をできる限り作成する。
- ・特に第3章については3-1総論作成(川那部委員)のため、3-2~3-5担当者は10/7を目処に文書案を作成し、庶務へ提出する。
- ・10/24にはほぼ「最終提言(案)」の完成をめざす。

2. 河川法に基づいて河川管理者が行う意見の聴取・反映に関する提言

<主担当>

- ・一般意見聴取WG

<スケジュール>

- ・11/13(拡大委員会)~12/5(第15回委員会):WG作成案を作業部会に提出、作業部会にて検討
- ・12/5(第15回委員会):提言案を検討

開催日時：2002年10月10日（木） 15:00～18:15

場所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室6

参加者数：委員9名

1 決定事項

目次構成、内容の変更等について

- ・ 1、2章は重複部分が多いため、重複部分を整理する。場合によっては章を統合する。
- ・ 住民参加の理念は整備計画の全般に関わるため、3章「流域整備の理念の変革」の3-5「住民参加」については、3-1「河川整備に関する基本認識」のなかの1項目「主体的な住民参加」として記述する。

最終提言案作成責任者

- ・ 提言案作成責任者を節ごとに1名決める。責任者は、他の委員から出された修正意見を反映させてとりまとめ、次回作業部会（10/24）で説明を行う。責任者は次頁表のとおり。

全委員への意見照会について

- ・ 10/10時点の素案を全委員に意見照会予定であったが、現時点では議論が不十分であり、かえって誤解を招く恐れがあるため、今後検討を重ね、次回作業部会（10/24）の後に意見照会を行う。

次回作業部会までの作業予定について

- ・ 庶務は本日の議論を受けた修正案を10/16までに作業部会メンバーに送信する。
- ・ 各節の執筆担当者は庶務案の修正案を10/20までに作業部会メンバーに送信する。その後、メンバーは全ての案に目を通し、メールまたはファクスにて意見を送信する。
- ・ 作成責任者（次頁表参照）は、メンバーから寄せられた意見を踏まえ、最終案を提出し、作業部会で報告する。

2 主な検討の概要

3章 流域整備の理念の変革

<治水>

- ・ 壊滅的被害の回避と浸水被害の軽減とは矛盾しないと考える。理念の転換に加えて、地域の特性に応じて安全度を考える等、現在、浸水が頻発している地域への配慮も必要である。
- ・ シビルミニマム的な基準を設け、全地域でその基準までは治水対策を行うとすべきではないか。
- ・ 治水対策については、一律の基準を設けるのではなく、住民とともに各種代替案を比較しながら考えていくことが重要である。

<利水・利用>

- ・ 水需要管理の導入について、もっと明確に記述すべき。

<環境>

- ・ 従来、河川サイドにとって水質は与えられるものであったが、今後は自ら水質を定量的に測定するなど、管理そのものに注目したシステム作りが必要。
- ・ 国際的社會や、国家レベルの理念では「持続可能な発展」はもはや常識となっているが、その理念が現場である地方自治体や河川管理者にまでなかなか浸透していないことが問題。これらの理念が浸透するよう説得することが必要である。

<住民参加>

- ・ 従来、住民は施策の「客体」として捉えられてきたが、今後は「主体」となるべきであり、この点が大きな理念転換である。

4章 整備計画のあり方について

- ・提言では、計画アセスの必要性を述べるとともに、河川整備計画の内容として、結果だけでなくどのような代替案をどのように検討して結論に至ったのかが分かるよう、検討過程も記述するよう提言を行う。
- ・法にも規定されている河川区域の指定といった考えを盛り込むべきではないか。

<目次案および主担当>

目次案	内容	最終版作成 責任者	執筆担当
とりまとめの目的等	最終提言にあたって	芦田委員長	芦田委員長、各部会長
	■淀川水系流域委員会の目的と特徴		
	■中間とりまとめの位置付けと構成		
1. 河川をめぐる現状とその背景	・現状の問題認識	芦田委員長	芦田委員長、各部会長
	・治水、利水、利用、環境面における現状とその背景		
2 流域の特性と問題点	2-1 琵琶湖・淀川水系の概要	芦田委員長	芦田委員長、各部会長
	2-2 琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点		
	2-3 淀川流域の特性と問題点		
	2-4 猪名川流域の特性と問題点		
3 流域整備の理念の変革	3-1 河川整備に関する基本認識	今本委員	川那部委員、今本委員、山村委員(住民参加部分)
	3-2 治水	今本委員	今本委員、池淵委員
	3-3 利水・利用	今本委員	今本委員、水需要管理WG
	3-4 環境(水質、水位変動含む)	江頭委員	江頭委員、榊屋委員、宗宮委員、水位管理WG、水質WG
4 整備計画のあり方	4-1 基本的な考え方	・望ましい姿、視点等	山村委員
	4-2 治水・防災		今本委員
	4-3 利水		今本委員
	4-4 利用		榊屋委員
	4-5 環境(水質、水位変動含む)		江頭委員
	4-6 ダム・貯水池		池淵委員
	4-7 住民参加	仕組みづくり、情報発信、管理のあり方等	塚本委員

以上

このお知らせは委員の皆様主に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2002年10月24日（木） 13：30～18：00

場 所：ホテルセントノーム京都 2階「貴船の間」

参加者数：委員9名 委員傍聴1名

1 決定事項

次回作業部会までの作業予定について

- ・各節の最終版作成責任者（次ページ表を参照）は、今日の作業部会で出された修正意見等を受けた「修正版」を作成し、10/28午前9時までに庶務に送信する。庶務は「修正版」をとりまとめ、最終提言素案として全委員に意見照会する。

各部会の内容について

11/13 拡大委員会までに開催される各部会（10/29 淀川、11/8 猪名川、11/9 琵琶湖）では、最終提言素案について説明を行い、意見交換を行う。部会長はその内容を拡大委員会で報告する。

次回作業部会の日程について

回りの最終提言作業部会は11月16日（土）14：00～16：00に開催する。素案に対して出された委員からの意見や各部会での議論内容を検討し、最終案を完成させる。

最終提言の構成について

最終提言の参考資料として各WGのとりまとめを添付する。

2 主な検討の概要

最終提言素案について

<3-2 新たな治水の理念>

- ・地域特性に合わせた整備方針についてももう少し記述した方が良いのではないかと。

<4-5 新たな河川環境のあり方>

- ・具体的な目標について冒頭に記述すべき。例えば、1950年代の河川を目標にするといったようなイメージが必要ではないかと。
- ・淀川環境委員会の資料「自然豊かな淀川をめざして」も参考にしてみようかと。

<4-6 ダムのあり方>

スタンスの異なる複数案が提示された。「今後もダムは選択肢の一つ」と「ダムは抑制されるべき」というスタンスに分かれた。それぞれに対する意見は以下のとおりである。

- ・流域委員会の責務は、新しい河川法のもとで、新しい河川のあり方の原理原則を明らかにすることだ。そういう意味においては、後者のスタンスを基本にして提言すべき。
- ・具体的な思考のプロセスが重要。「地域特性をふまえた代替案の検討」を盛り込んでいくべきだ。環境を重視するだけでなく、治水、利水とのバランスが重要だ。

素案として一本化する方向で議論されたが、「最終提言では両論併記はできるだけ避ける方向で進めるが、素案を示す時点では、全委員でこの問題を共有して議論を深めるために両論を併記する」こととなった。

<目次案および主担当>

目次案		最終版作成責任者
1 淀川流域の特性	1-1 流域の概要	今本委員
	1-2 琵琶湖流域の特性	
	1-3 淀川流域の特性	
	1-4 猪名川流域の特性	
2 河川整備の現状	2-1 治水の現状	今本委員
	2-2 利水の現状	今本委員
	2-3 河川利用の現状	柘屋委員
	2-4 河川環境の現状	江頭委員
3 新たな河川整備の理念	3-1 河川整備に関する基本認識	今本委員
	3-2 新たな治水の理念	今本委員
	3-3 新たな利水の理念	今本委員
	3-4 新たな河川利用の理念	柘屋委員
	3-5 新たな環境の理念	江頭委員
4 新たな河川整備計画のあり方	4-1 基本的な考え方	今本委員
	4-2 治水のあり方	今本委員
	4-3 利水のあり方	今本委員
	4-4 河川利用のあり方	柘屋委員
	4-5 河川環境のあり方	
	冒頭文章	江頭委員
	(1)物理環境と生物の生育・棲息環境	江頭委員
	(2)水位・水量のコントロールと生物の生育・棲息環境	柘屋委員
	(3)水質	宗宮委員 中村委員
	4-6 ダムのあり方	池淵委員 今本委員
	4-7 住民参加のあり方	三田村委員 塚本委員

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会 現地調査 (H14.9.22) 結果概要

庶務作成

1. 開催日時・場所

日 時：平成 14 年 9 月 22 日 (日) 9:30~17:30

場 所：丹生ダム建設予定地付近、余呉町山村開発センター

参加者数：部会委員 8 名 河川管理者 13 名 ダムWG委員 4 名、一般同行者 4 名

2. 現地調査(視察)について

琵琶湖部会による丹生ダム計画地周辺の現地調査(視察)が行われた。今回は、これまでの現地視察時に工事中等の事情で視察できなかったところへ足を運び、また地質学等の専門家の方々もお呼びしてお話をいただいた。視察後は、丹生ダム計画や今回の視察についての感想や意見の交換が行われた。

3. 概要

(1) 視察コース

妙理谷工区

妙理谷周辺では、ダム建設にともなう県道の付け替え工事を行っている。工事による高時川の濁水を防ぐ対策として、土嚢や法面保護、沈殿池などの取り組みについての説明が行われた。委員からは、適切な水質調査が行われているか等の質問があった。

丹生ダム ダムサイト

丹生ダムダムサイトでは、ダムの概要や計画の進捗状況に加え、ダムサイト周辺の活断層の概略が示された。また、植生の分布、クマタカ・イヌワシ等希少猛禽類の保護やアセスメントの実施状況など環境保全対策への取り組みについて説明が行われた。

断層トレンチ(奥川並、尾羽梨) 調査坑

このあたりは、豊かな自然が残された密林地帯であるが、活断層がダム湖を横切るように走っている。断層の範囲はおよそ 10km で、うち 4カ所で調査を行ったが、いずれのポイントにおいても少なくとも数千年~数万年は活動が起こった形跡がないとの報告が行われた。

奥川並トレンチ、尾羽梨トレンチ周辺を視察したほか、実際に調査坑の中に入り、岩盤の形質を確認した。

注：地面を溝状に掘って地中の断層面を観察する調査法をトレンチ調査という。

(2) 専門家の方々からの説明

西村氏（京都自然史研究所）からの説明

- ・ このあたりの地質は、深海底でたまった玄武岩からなっており、地層の発達は遅い方である。
- ・ 奥川並断層は国道 365 号線沿いに走る柳ヶ瀬断層から分かれる扇状構造となっている。
- ・ 細かい岩が多く、計画されたロックフィルダムには適した構造となっている。

奥氏（森林総合研究所 関西支所）からの説明

「河畔林の景観とレクリエーション利用」

- ・ 河川の源流域を歩く人たちに支持されている河畔景観とは、河川の自然流下が形成する水辺と樹林、森林の組み合わせによる独特の構図が好まれている。
- ・ 河川環境におけるレクリエーションは、その場所の環境特性によって様々な形態に分けられ、来る人も目的も変わる。
- ・ 河川環境の人為的改変は、生物の生息地のみならず、人間にとっての活動の場も大きく変える。レクリエーション活動環境や風景としての源流域は、希少になりつつあるので、上流～下流全体をトータルで見据えた利用方法のゾーニング、および源流域における河川景観保護管理エリアの設定が必要とされている。

鳥塚氏（南浜漁業協同組合）からのお話

- ・ 濁水を川に流すことは、川に住む生き物たちに壊滅的な打撃を与える。とくに余呉高原スキー場の工事が出している濁水はひどい。もともと、この地域は豪雪によってたびたび濁水が出ていたが、そこに工事現場から濁水が加わり、漁場は惨憺たる状況である。姉川の濁水は、琵琶湖（北湖）にも悪影響を与えていることを認識し、改善の努力を考えていただきたい。

（３）懇談会

現地調査終了後、余呉町山村開発センターにて、参加者による懇談会として、調査視察の感想や説明者への質疑応答など意見交換が行われた。

意見交換

< 西村氏の説明に関する意見交換 >

- ・ 本日は主に活断層について視察を行ったが、地質学の専門家として、どのような危険性があると感じられたか教えていただきたい。
活断層ではあるが活動の連続性は薄いようだ。今は判明していないとのことだが、もし湧水があれば少し水漏れの心配がある。また、伏流水の流れと河川の流れは違うので調査しておいた方がよい。（西村氏）
- ・ 大滝村の地震災害は、ダムが引き起こしたと言われている。大きなダムは地震を誘発するという話があったが、それは本当か。
ダムそのものが地震を誘発するかどうかは分からない。水を溜めると小さな地震はよく

起こるが、丹生ダムはロックフィルダムであるため、あまり影響はないと思われる。(西村氏)

< 奥氏の説明に関する意見交換 >

- ・ 田舎の人や都会の人というような属性の違いで、好む景観も違うのではないかと。
ここで上げたような一般の人が好む景観の特徴については、あまり属性には影響されない性質のものだと考えている。
- ・ もし、ダムができた場合、そのアンケート結果を応用して、良い景観をここに作るができるか。
はっきりとは言えない。ただ、ダムを作った場合の景観は、本来ここにあった景観そのものから、大きく変わってしまうだろう。
- ・ 何十年という長いスパンで捉えた場合、人々の好む景観というものは変わってくるのではないかと。
変わらないと思う。

< その他フリーディスカッション >

- ・ 今、流域委員会委員に求められていることは、ダムをつくるか作らないかの判断であるが、今日の説明内容は、ダムを作ることを前提とした話ばかりであったので、その判断材料とはなりえない。
- ・ 高時川は、自然が豊かで素晴らしい川だと感じた。丹生ダム建設の最大の目的は大阪府の水需要を満たすことだが、一都市のために、こんな広大で貴重な自然を犠牲にしてしまつてよいのだろうかと感じた。
丹生ダムの水は、高時川、琵琶湖を通過して大阪へ流れる。ダムができれば、高時川の瀬切れや琵琶湖の濁水を改善する効果もある。生態環境についても、姉川、安曇川ではアユの人工河川による孵化を行っているし、湖北や琵琶湖の水文システムにも貢献する。大阪府だけがメリットを享受するわけではない。(河川管理者)
今はアユの産卵に非常に重要な時期であるにも関わらず、姉川の本流には水がない。頭首工によって農地に水が取りこまれているせいである。清流が河口まで届かないと、河川整備計画が完成したと言えない。
- ・ 一番大きな瀬切れは、ダムなのではないかと。
確かに、山の中の生態系が分断されるという意味では、ダムは瀬切れとも言える。しかし、湖と山が回廊として連続するというメリットもあるのではないかと。
- ・ これからは、流域全体の視点で、各ダムの機能を相互に分かち合うという考え方が重要になる。ひとつひとつのダムをバラバラに捉えるのではなく、もっと総合的に考えていきたい。
- ・ 「高時川のきれいな水をパイプで直接大阪に送ってあげたい」と言っていた人もいた。ダムができて利益を受ける人、逆にづらい思いをする人が、ともにこの地域に存在するのに、その人達が不在なまま、ここで議論を行っていることには違和感を感じざるをえない。

- ・ ダムのパンフレットには、作る側にとって都合のいいことしか書かれていない。ダムは流水の正常な機能を維持するというが、ダムの下流の水はどこも汚い。ダムを作ることのメリット、デメリットをともに正直に掲載して一般の方に広報し、対話を行っていく姿勢が必要なのではないか。

ダムができることによって水質が悪化していることは事実であるが、必ずしも全てがそうなるわけではない。水質対策としていろいろなシミュレーションを行っているし、それに応じた対策も検討している。(河川管理者)

<一般傍聴者からの意見>

- ・ 本日の視察を見せていただき、水資源開発公団の方々の真摯な姿勢は立派に思えた。ただ、言いたいことは、これからの自然環境や子供達の環境にとって何が必要か、未来へのビジョンをしっかりと考えたうえで、このダムは本当に必要なのかどうか、そういう視点で考えてもらいたい。

以上

琵琶湖部会（2002.9.22） 現地調査 行程

時間(予定)	乗下車地	内容等
10:30 10:45	余呉町山村開発センター	河川管理者等集合、視察ルートの説明
	妙理谷工区	県道付け替え工事現場周辺
	丹生ダム ダムサイト	
12:20 13:10	奥川並	説明者との意見交換、昼食
	断層トレンチ	
	調査坑	
	尾羽梨	
16:45 17:30	余呉町山村開発センター	参加者による懇談会

説明および発言内容については、現在確認中であり、随時変更する可能性があります。
最新の結果概要については、ホームページでご確認ください。

第 18 回琵琶湖部会（2002.10.3 開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年10月3日（木） 13：45～17：15

場 所：ピアザ淡海 3階 大会議室

参加者数：委員12名、河川管理者14名、一般傍聴者70名

1 決定事項

最終提言に関して

- ・ 庶務は、前回作った最終提言の目次案と最新の目次案との対照表をつくる。
- ・ 今後、最終提言作業部会から出される素案に意見があった場合、各委員は庶務にその意見を送る。庶務は、委員から出された意見内容を全委員が知ることができるよう対応する。

一般意見に関して

- ・ 一般から寄せられた意見、特に滋賀県等の自治体から寄せられた意見の取り扱いの検討（例：部会の場にお呼びして意見交換する）については、部会長に一任する。

2 審議の概要

委員会・部会WGの状況報告および情報共有について

庶務より、資料1-1～1-5をもとに、委員会、各部会、WGの活動状況について報告が行われた。なお、各WGの報告においては、所属委員より補足説明が行われた。

最終提言に関する意見交換

庶務より、資料2-1、2-2、2-3、1-2（うち作業部会結果報告）をもとに、最終提言とりまとめの作成方針やスケジュール、提言の目次案等が示された。その後、資料2-4-1をもとに、琵琶湖部会中間とりまとめの最終提言への反映について中村委員より説明が行われ、意見交換が行われた。

<主な話題>

- ・ 目次案の構成と内容の検討
- ・ 複数の関係省庁が同列に参加する枠組みの提言
- ・ 住民意見の扱い
- ・ 今後の意見の出し方

一般意見について

資料2-4-2をもとに、琵琶湖部会へ寄せられた一般意見の取り扱いに関して議論が行われた。

<主な話題>

- ・ 流域委員会には意見調整の役割が必要か
 - ・ 県の意見は一般意見と同様に扱うべきか
- 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、「中間とりまとめに対する意見を出した。公聴会等、補足説明の機会を設けてほしい」、「滋賀県は、琵琶湖や琵琶湖に流入する河川の河川管理者である。河川管理者として相応に扱い、きちんと意見交換すべきだ」等の発言があった。

3 主な報告と意見

委員会、部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料 1-1～5 を元に、琵琶湖部会現地調査（9/22 実施）について庶務から、水需要管理、水位管理、ダム、一般意見聴取、水質各WGの状況報告について所属する各委員から、それぞれ報告があった。

<主な報告>

- ・水需要管理の認識を補強する意見が出てきており、水需要管理のスタンスについて、見直しを行っているところ。（水需要WG委員）
- ・現在の議論の焦点は、琵琶湖およびその下流域の河川の生態系についてどういう水位操作が適しているかという点と、河川の物理環境（例：砂洲、干潟）を創生する、あるいは好ましい状況にするには水位操作はどうあるべきかの2点。（水位管理WG委員）
- ・流域全体でダムがどのように配置されるかを治水・利水等の面から考えることが重要。今後は「気候変動と水資源、ダムとの関連」と「土砂のコントロールも含めて、河川維持用水をもう少し広義の意味で考えること」について検討していく必要がある。（ダムWG委員）
- ・最終とりまとめでの一般意見聴取に関する内容のまとめ方と、流域委員会自体の活動の方向性について議論している。後者については具体的に言えば、今まで出していたいただいた一般意見をどう扱うかと、試行的な活動としてWGとして一般意見を聴取するなかで何ができるかについて検討している。（一般意見聴取WG委員）
- ・委員会での水質に関する議論は、「豊かな生態系を取り戻すためにあらゆるスタンスを見直そう」という軸で進められている。その流れに合わせるのであれば、豊かな生態系というのは非常に概念的であるため、具体的な数値を示しながら水質問題を検討するより、今後の水質を考えるにあたっての方向性をまとめることにとどまらざるを得ない。（水質WG委員）
- ・WGの役割は2つ。1つは「最終提言」の原案をつくること。もう1つは河川整備計画原案に対する「意見書」の案の検討である。したがって、WGの活動も10月で終わるのではなく、もう少し続くものと理解されたい。（部会長）

最終提言に関する意見交換

資料 2-4-1 をもとに中村委員から、最終提言に琵琶湖部会として盛り込むべき事項等について説明が行われた。

目次案の構成と内容の検討

- ・目次案に文化・社会的な側面については書いてあるが、経済・産業的な側面に関する記述も必要。（委員）
- ・資料 2-4-1 の 2-2 の問題点に、(3)利水面、(4)利用面、(5)社会・文化面とあるが、利水面と利用面は同じ意味ではないか。利水面と利用面を一本化して、「社会・文化面」と「経済産業面」に変更すればよい。（委員）
- ・現状の目次案では誰が見ても理解しにくい。もっと丁寧な目次立てを。（委員）

複数の関係省庁が同列に参加する枠組みの提言

- ・資料 2-4-1、22 ページの「他省庁との連携」についてだが、例えば環境省の審議会での議論には、環境省が主務官庁となる以外に各省庁が参加している。また農林水産省の中に「バイオマス日本」というチームがあるが、農林水産省だけでなく環境、経済産業、国土交通、文部科学省が共同で骨子を作っている。委員会はこういった枠組みをどう考えているのか。（委員）

他省庁との連携を踏まえた計画について、最終提言に盛り込むならば、「整備計画のあり方」より「流域整備の理念の変革」の基本的考え方の箇所が適当だろう。中間とりまとめでは計画策定段階から他省庁と連携を図るべきと要請されていたのに、

現在は国土交通省以外の省庁はいずれも参加していない。他省庁との連携は非常に大事なテーマだと思うので、どこかのWGに問題提起すべきだ。(部会長)

- ・「適切な計画の策定・進め方の検討」という所で琵琶湖部会から提案された内容については、もれがないよう最終提言に入れることを最終提言作業部会に申し入れたい。(部会長)

「住民参加」のニュアンス

- ・住民参加に関する記述が中間とりまとめの9ページと20ページにあるが、9ページでは住民が主体的に参加する内容が明確に書かれている一方、20ページでは従来とほとんど変わらない姿勢が記されている。この辺のニュアンスをどうとるかを決めておく必要がある。両方とも住民の主体的な参加を促す表現に統一できれば良いがWGで検討して欲しい。(委員)

この文章は琵琶湖部会が記したもので、我々の責任としてニュアンスの違いを認めなければいけない。今の発言内容について、一般意見聴取WGである琵琶湖部会委員に伝えたということにしたい。(部会長)

今後の議論の進め方

- ・琵琶湖部会では治水に関する議論が不足している。個々の堤防がどうかということもあるが、まずは治水の考え方の枠組みについて議論する必要がある。(委員)
全体で議論する必要があるのか。あるいは「こういう文章を入れたほうがいい」と提案をしていく方法でもいいのか。(部会長代理)
時間的なことを考慮すれば、後者が現実的。(委員)
議論しきれなかった問題はたくさんあるだろうが、最終提言とりまとめが近づいた今の段階では全部挙げるわけにはいかない。強く必要だと思う意見についてのみ各自が部会やワーキンググループで発表し、委員と話し合い、最終提言に盛り込むか考えてもらってはどうか。(部会長)

一般意見について

資料2-4-2をもとに、川那部部会長から一般意見の取り扱いについて説明が行われた。

一般意見の取り入れ方

- ・一般意見をすべて受け入れ、満足できる一般原理を出すのは難しい。(委員)
一般意見の調整を行う役割はこの委員会にはない。それは行政の仕事だ。委員会では、一般意見を参考にしながら、河川整備計画を立てるためにどういう理念が大事かについて議論している。(部会長)

地方自治体の意見は一般意見と同様に扱うべきか

- ・資料2-2に滋賀県からの意見があるが、県民を代表する機関の意見と、一般の個々の意見と同じように扱うのか。意見とはいえ、質問などもあり、扱いに留意しなければならないのでは。

滋賀県だけを特別に扱えるかは疑問。一般の方々も非常に一生懸命意見を書いて出してくれている。意見を特別に扱う時は、意見を選ぶ根拠を考えないといけないだろう。(部会長)

県として出された意見には、きちんと返事をする義務がある。ただ、返事の仕方については議論する必要があるだろう。(委員)

一般意見は直感的な判断や要求が込められている傾向が強いが、滋賀県は書類を逐一点検し、「説得性のあるものに直してほしい」など要望もたくさん意見に盛り込むなど、一般意見とは内容のレベルがかなり違う。滋賀県とは話し合う場を設けたほうがいい。(委員)

一般傍聴者の発言

- ・ 中間とりまとめの意見を出した人たちが言い足りなかったことを言うためにも、公聴会のような場を設けてほしい。(一般傍聴者)
部会・一般意見聴取WGいずれかで主催するかも含め、発言する場を設けることを検討したい。(部会長)
まずは半日位の時間で開催し、参加者数が多いようなら、次回は1日かけて開催するなど試行的に実施してはどうか。(委員)
- ・ 滋賀県は琵琶湖や琵琶湖に流入する河川の河川管理者なので、一般傍聴者の意見と一緒にせず、河川管理者として扱い、意見交換すべきだ。また資料2-4-1の3ページに琵琶湖総合開発事業は環境への配慮が欠落しているとあるが、この事業では河川法の範囲内ではカバーできない環境問題について調査をし、計画を立て、特別措置を作った。その経過を無視して「欠落している」と書くのはやめてほしい。(一般傍聴者)
滋賀県との意見交換については、2つの問題をできるだけクリアしたい。1つはこれまで国土交通省は委員会や部会で質疑応答してきたが、委員と意見交換をしていないため、県が意見交換したいというなら、その辺の整合性について議論しなくてはならないという問題。もう1つは、国の直轄でない部分をどう取り扱うかを議論しなくてはならないという問題だ。
また、琵琶湖総合開発事業については中身を知っており、河川管理者の大きな努力をよく存じ上げている。(部会長)
- ・ 滋賀県知事の名前で出した意見をどう取り扱うのか。意見の中で県としての考えや知りたい部分を記している。(一般傍聴者)
意見はできるだけ多方面から聞きたいので、どのような形で意見聴取をするか今後検討したい。(部会長)

4 資料提供

- ・ 滋賀県琵琶湖環境部水政課参事山田氏から滋賀県の琵琶湖レジャー利用適正化の条例に関する資料、水資源開発公団丹生ダム建設所長の原氏から丹生ダム周辺におけるイヌワシ・クマタカの繁殖活動についての資料提供があった。

本資料は部会の概要をお伝えするため作成したものです。内容については、現在確認中ですので、修正・変更の可能性があります。

開催日時：2002年11月4日(月) 13:30～16:30

場所：ピアザ淡海 3階大会議室

参加者数：委員8名、一般傍聴者74名

1 本日の試行の会について

本日の会の主催、琵琶湖部会一般意見聴取検討班三田村リーダーから淀川水系流域委員会の役割と本日の会の趣旨について説明が行われた。

2 一般からの意見発表と質疑応答

5名の発表者から各20分意見発表が行われた後、委員との質疑応答が各10分行われた。

服部健一氏

発表内容：瀬田川とともに歩んできた大津市大石地区(旧大石村)の紹介、水質向上の重要性、そのための住民意識の向上と下水道普及の必要性など

- ・若い時から今までの間、大石周辺の水質に大きな変化があったと思われるか。(委員)
子供の頃にはモロコなどが沢山釣れた。最近は外来魚は釣れるがモロコなどはほとんど釣れない、と聞いている。(発表者)

正田政郎氏(大津市議会議員)

発表内容：大戸川の洪水被害の歴史、大戸川ダム早期建設の必要性、中間とりまとめにおける治水理念の転換やダムに関する記載内容への反対意見、など

- ・中間とりまとめでは、ダムを完全否定している訳ではないことは理解頂きたい。(委員)
中間とりまとめの方向で進むとなると住民として理解できない面がある。住民の大半は大戸川ダムの計画を早く推進すべきと思っている。(発表者)

長田征利氏(大津市議会議員)

発表内容：田上山地域における土砂流出抑制策の重要性および総合的な土砂管理のため国による大戸川の管理一元化の要望など

- ・一元化という考えは分かるが、県による一元化もあり得るのではないか。(委員)
国に管理してもらった方が住民の要望に早急に対応頂けると考えている。(発表者)

横川正巳氏(滋賀県漁業協同組合連合会総務部長)

発表内容：琵琶湖のアユ漁の歴史と重要性、および琵琶湖の水質変化によるアユ漁への影響、提言とりまとめへの要望(今よりも水質の良かった昔を基準に考えてほしい)など

- ・水質の悪化について湖中で起こっている事例などがあればお教え下さい。(委員)
漁網の汚れが近年酷く、短時間でも汚れる場合がある、と聞いている。(発表者)

東郷尚氏(NPO郷土を愛する会)

発表内容：NPO活動の概要、中間とりまとめにおける河川レンジャーに関する賛同、野洲川河川敷の利用に関する提案、人々が川を守っていくことの重要性など

- ・河川レンジャーとして様々な利害関係の調整等まで行いたいと思われるか。(委員)
最近道路や川の問題について、住民が参加しやすい気風が行政から出ており、住民の意識も変わってきている。そうなれば、責任感も生まれてくると思う。(発表者)
その後、三田村リーダーから意見発表者に対して「これまでの発表を聞かれて改めて意見を言われない方は発言頂きたい」との提案があり、3名の発表者から意見が出された。

3 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から「瀬田川にネット状のものを張り巡らせ、ゴミを取ることはできないか」「福井県の中池見湿地における取り組みの紹介」などの発言があった。

4 その他

三田村リーダーから全委員に対して「今回(11/4)と次回(11/9)の試行を総括し、より良い意見聴取のあり方について意見を提出してほしい」との依頼があった。

以上

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年11月9日(土) 9:30~12:30

場所：彦根プリンスホテル 2階 プリンスホール

参加者数：委員12名、一般傍聴者84名

1 本日の試行の会について

本日の会の主催、琵琶湖部会一般意見聴取検討班三田村リーダーから淀川水系流域委員会の役割と本日の会の趣旨について説明が行われた。

2 一般からの意見発表と質疑応答

3名の発表者から各20分意見発表が行われた後、委員との質疑応答が各10分行われた。

今村忠彦氏(EPCS環境計画市民会議 代表)

発表内容：既存技術の見直しと活用、河川技術者(建設技術者)と地域住民との交流やNPO/NGOとの連携、それらを実現するためのマネジメントシステムの確立、など

- ・現場の技術や意見が大切だということだが、建設業に携わる中で、地域住民の意見を聞き、それをどう実現してきたのか、お聞かせ願いたい。(委員)

山林の整備について、行政と地域の方々の間を取り持つことで、地域の方に地元の森や川を再発見してもらうことができた。(発表者)

疋田忠夫氏(愛知川 川づくり会議)

発表内容：縦割行政の弊害、ダムや田ごしかんがいによる水質悪化、住民と川との関わりを取り戻す必要性、など

- ・30年前の行政的な決定のツケがまわってきている。行政は上に行くほど、横の繋がりが失われているが、地元はまだ繋がったままのところが多い。地元から声をどんどん出してがんばってほしい。(委員)

竹田勝博氏

発表内容：内湖の多様な機能と回復の必要性、湿地の開発状況、内湖干拓の変遷、小中の湖と西の湖で発生している水質汚染、など

- ・内湖の回復事業が現実に動き始めている箇所もあるが、他に復元に適している箇所があれば、お聞かせ頂きたい。(委員)

津田内湖でも復元計画が行われているが、他の内湖についても、しっかりと考え直すべき時期にあると考えている。(発表者)

3 一般傍聴者からの意見発表

会場から飛び入りの発表者を募った結果、一般傍聴者3名より希望があり、意見発表が行われた。

北村又郎氏(高月町長)

発表内容：住民の治水・利水に関する不安と丹生ダムの必要性、代替策としての超長期の時間が必要な堤防強化による破堤対策の非現実性、など

酒井研一氏(滋賀県議会議員、湖北土地改良区 理事)

発表内容：治水上の不安解消や河川維持用水の確保等の面から見た丹生ダムの必要性、地元の歴史的経緯を尊重した計画への要望、など

鳥塚五十三氏(南浜漁業協同組合代表理事組合長)

発表内容：水質回復のための農業用水のリサイクル、農薬等を原因とする体形異常魚について、など

4 委員と意見発表者との意見交換

委員と発表者全員との意見交換(発表者同士の意見交換も含む)が行われた。

5 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

6 その他

三田村リーダーから全委員に対して「前回(11/4)と今回(11/9)の試行を総括し、より良い意見聴取のあり方について意見を提出してほしい」との依頼があった。

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2002年11月9日（土） 13:30～16:50

場 所：彦根プリンスホテル 2F プリンスホール

参加者数：委員 15 名、河川管理者 15 名、一般傍聴者 84 名

1 決定事項

- ・第 20 回琵琶湖部会(12/14 予定)について、開催の有無、開催する場合の議論内容は、部会長と部会長代理に一任する。委員は、今のところ部会が開催されるつもりで予定に入れておく。

2 審議の概要

他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料 1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料 1-2「委員会WG結果概要」をもとに、他部会および各委員会WGの活動状況等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

- ・今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案 021028 版)」をもとに、説明が行われた後、意見交換が行われた。

主な意見

- ・新たな河川整備の理念について、“2000 余年におよぶ川づくりの大転換”との記述があるが、せいぜい明治以来の川づくりを変えるとの理解であり、言い過ぎではないか。環境への配慮から、従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。もっと基本的・根本的な考え方から変えていく必要がある。(リーダー)
- ・提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながる。
- ・水質に関する記述は、別項目を立てて内容を充実させるほうがよい。地域特性など具体的な議論がそれほど深まっていないので項目を立てるのは難しい。
- ・三田村委員(一般意見聴取・反映検討班リーダー)より、資料 2-3「住民意見聴取・反映に関する提言」について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

主な意見

- ・提言の中で、意見聴取等の対象としている「関係住民」や「住民」について、定義する必要があるのではないか。河川法上でいう「関係住民」よりも解釈を広げ、全国どこからでも意見を受け付ける意思はある。(河川管理者)
- ・流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政と流域委員会はもう少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から、「河川環境の現状と課題について、以前の琵琶湖部会で議論されたように、浅い水域の喪失は“外来魚を増加させる”のではなく、“在来魚を減少させる”との旨の記述に改める方がよい」との発言があった。

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい

淀川水系流域委員会 第 1 回淀川部会現地対話集会 結果概要

開催日時：2002 年 8 月 23 日（水） 13:30～16:45

場 所：石清水八幡宮 青少年文化体育研修センター

参加者数：委員 13 名（うち 1 名は部会長の要請により参加） 招聘者 4 組（5 名）
一般傍聴者 88 名

意見交換概要

淀川流域の自治体や消防団、住民の方々 4 組を招聘し、「中間とりまとめ」の治水関連について概要を報告後、20 分ずつ「洪水防御・防災」をテーマとしたご意見をうかがい、委員との意見交換が行われた。

はじめに（寺田部会長）

流域委員会では、5 月に発表した中間とりまとめを深化させ、最終提言へととりまとめていくことになっている。これと並行して、各界の方々から文書によるご意見ではなく、直にご意見をお聴きし、意見交換を行う必要があるとの考えのもと、現地対話集会を開催した。本日は、自治体の治水に対する考え方や中間とりまとめに対するご意見をお伺いするために、主に地元の行政関係の方にお集まり頂いた。お忙しい中、ご参加下さったことに感謝申し上げます。

意見発表者からの主な意見

1. 八幡市都市整備部次長 堀口文昭氏：市の主な災害履歴、水害に強いまちづくり
 - ・八幡市は府下一番の低地に加えて、三川合流地点に位置するという地理的要因もあって、数多くの水害を経験してきた。例えば、昭和 28 年 9 月洪水では 10 日間ものあいだ水が引かず、「水禍の街」とまで呼ばれた。八幡市にとって、内水対策は木津川付け替え後も大きな課題であった。
 - ・内水対策として昭和 3 年より排水機場が整備され、その後の数々の改修を経て、平成 4 年に全施設が完成した。現在の八幡排水機場全体の排水能力は約 63m³/S となっており、これをもって内水被害は一定の解決をみた。
 - ・しかし、東海豪雨のような集中降雨に対しては現在の排水能力では対応できないため、国土交通省には、堤体の補強に加えて、より一層の排水能力の強化をお願いしたい。
 - ・現在、水害等への対応として、地域防災計画の策定 八幡市自主防災推進協議会（25188 世帯、組織率 91%）の結成 水防訓練の実施等が行われている。今後はハザードマップの作成や啓発による情報の共有化によって、住民との連携を深めていきたい。
 - ・淀川・木津川を水害という観点から考えるだけでなく、防災面（舟運の復活、体験学習の場）や自然との共生・交流の場（水辺プラザ）として活用していく必要があるだろう。

（主な意見交換）

委員：今のところ、土地利用計画に対して河川側からは対策の打ちようがない。市ではどういった対策を行っているのか。

意見発表者：市では開発指導要綱に基づいて協議しているので、乱開発は起きていない。しかし一箇所だけ、従来からの市街区域ではなかった農地が宅地化された事例がある。この地域は集中降雨があった場合に浸水してしまうため、臨時に排水ポンプを設けた。

委員：水辺空間を楽しむための水辺プラザを計画されているが、この施設の治水面の役割があればお聞きしたい。

意見発表者：堤防の強化に資するよう淀川工事事務所にお願いしているので、基本的には水辺プラザの治水面の機能については全て任せていると解釈して頂きたい。

委員：男山周辺の宅地開発によって水源涵養機能が低下し、大谷川の氾濫に影響を与えているということはないのか。

意見発表者：男山団地周辺の開発について、現時点では問題はないが、浸水被害の直接の原因は排水能力にあることには変わりがなく、最近の市南部美濃山地域の大規模開発（京阪東ローズタウン）については、大谷川上流に位置し、八幡排水機場の整備の完成を待って開発を行ったという経緯がある。また、開発によって失われた涵養機能は調整池等を通じて対応している。

委員：今後、市内を流れる防賀川の整備はどうなっていくのか。大谷川のようにコンクリートで覆いつくし、魚が棲めなくなってしまうような整備が行われるのか。

意見発表者：大谷川、防賀川ともに京都府の管理となっている。府は多自然型川づくりという方向性で整備を進めていく計画であるとお聞いている。

部会長：流域委員会は「自然は制御できないものである。あらゆる降雨に対応するための、全川にわたる堤防整備と嵩上げも現実的には不可能。これからは一定の洪水は不可避だという前提もとで、住民と行政による役割分担等による対策を考えていくべきである」という治水理念の転換を提言している。自治体は、従来の都市計画や治水に対する意識を変革していかななくてはならないということになるかもしれない。ご意見をお聞きしたい。

意見発表者：理念転換の必要性は感じているが、日々の業務に追われてその発想が出てこない。ハザードマップ作成、自主防災組織や防災訓練などのソフト面の対応は検討しているが、堤防等のハード面については国にお願いしたい。

2. 八幡市消防団団長 藤本次郎氏：消防団概要、風水害での水防活動体験

・昭和 57 年 8 月の洪水では、市内を流れる大谷川が氾濫した。一番深いところで腰まで水に浸かった。ボートを出して住民の避難を行ったり、土のうを積んで堤防からの漏水を防いだりしたことを覚えている。

・平成 4 年に排水機場の整備を終えてからは、幸いにも水害を経験していない。しかし、八幡市や他の市町村とも協力して年に数回の防災訓練を実施したり、大雨注意報等の警報が発令されたときには、危険箇所のパトロールを行っている。

（主な意見交換）

委員：水防団については、団員の高齢化、サラリーマン兼業化、能力不足、後継者不足等が問題となっているが、八幡市の水防団の現状は？

意見発表者：水防団員の確保については頭を悩ませている。また、団員の 70% がサラリーマンであるため、即応体制がとりにくくなってきている。ただ、自主防災推進協議会とは協力して水防訓練等を行うなど、八幡市の水防団の士気は高い

と言える。

委員：ここ 30 年間で大きく変化したところを教えてください。また、これから八幡市はどうあってほしいと思っておられるのか、個人的な意見で構わないのでお聞きしたい。

意見発表者：以前は農業に携わる人が多かったので、地元の人が水防団活動に参加できたが、現在はサラリーマン家庭、核家族が増加し、人員の確保が難しくなっている。古い農業共同体に依拠した組織である水防団を新しく組織していく必要性を感じている。

委員：住民の方とともにハザードマップをつくったり、地域の水害の歴史を学んで災害に備えるといった取り組みは行っているのか。

意見発表者：現在のところ、そういった取り組みは行っていない。

3. 上野市住民 木村公司氏：上野遊水地、川上ダム、岩倉峡の一部開削の必要性

上野市土木部部長 辻森孝重氏：上野遊水地を中心とした上野市の治水の歴史と現状

- ・下流域では河川整備が進んで浸水頻度は下がったが、上流域では以前と同じままで上下流の整備のバランスが崩れている。下流域の危機管理を優先し、上流の浸水被害対策が後回しにされるようなことがあってはならない。
- ・上野遊水地・川上ダム・岩倉峡開削をセットにした治水対策が必要である。ダム見直し論が強まっているが、川上ダムと上野遊水地は不離一体であり、岩倉峡開削も今後の整備計画の中で実現されることを要望する。
- ・市民の洪水への意識を高めるための親水広場の整備や自然環境保全対策を盛り込んだ河川整備をお願いしたい。
- ・上野市では火災・震災時の自主防災組織は存在しているが、水害のための組織は作られていない。排水機場の維持管理も市消防団に依存しているのが現状である。今後の河川行政においては、水害のための自主防災組織創設のための具体的なご提案やご支援をお願いしたい。
- ・以前は浸水地域だったところや堤防のすぐそばにまで市街地が拡大している。堤防のかさ上げ・強化や河道整備によって、破堤被害と越水被害に最大限、対応して頂くようお願いしたい。
- ・中小河川整備の遅れによって浸水被害が増大している現状において、洪水調節機能を果たすべく建設が進められている川上ダムの早期建設は治水計画の根幹であると考えている。
- ・流域委員会の今後の議論に非常に関心を持っている。上野市域では、岩倉峡を部分開削にとどめ、上野遊水地と川上ダムで洪水調整を図るという治水計画にもとづいて事業を推進してきた。この計画に対する反対運動も根強くあったが、市議会と一体になって、30年の時間を要し、地役権設定に対する補償の協定を締結するに到った。市街地に近接している優良な土地に制限を加え遊水地として利用させて頂くよう市民の皆さまにご協力をお願いしている中、このままの事業進捗では行政の説明責任を果たせなくなるのではないかと危惧している。

(主な意見交換)

委員：遊水地・ダム・狭窄部開削の河川整備を進めたとしても、洪水被害は完全に防ぎきれないだろう。壊滅的な被害を避けるために、自治体側でできることはないのか、狭窄部を抱えた盆地のまちづくりの中でダムや開削に頼らな

いソフト面での水害対策を考えられないのか、議論していかなければならない。その上で、ダムや開削が本当に必要であれば、環境に配慮しながら採用することもあり得るのではないか。

意見発表者：遊水地事業はまだ途中のため、梅雨や台風の時には流木等が遊水地に流れ込んでいるが、住民の方々には事業中ということで我慢して頂いている。ぜひ早期事業完了をお願いしたい。また、岩倉峡の開削については、川上ダム事業がきちんと位置づけられた上ではじめて、狭窄部をどれだけ開削するべきなのかといった議論が生まれてくると考えている。現在のままでは、下流域の浸水被害が減少する一方で、上流域の浸水被害は改善されず、上下流のバランスが損なわれてしまう。

4. 京都府防災監 栗田誠一郎氏：自主防災組織の重要性、治水対策への要望

- ・洪水に際して迅速な対策を取るためには、情報の的確な把握が必要である。また、あらかじめ適切な浸水被害予測を立てておくことも重要である。
- ・住民が自らの命と財産を守るためにも、自主防災組織の結成やハザードマップ作成や避難経路の周知・啓発に取り組み、自助・共助・公助が有効に繋がった体制を作りあげていきたい。
- ・水害防御のためには、まずは破堤しない堤防の整備をお願いしたい。京都府においても、かつて浸水地域だった地域が宅地開発されているが、現行法のもとでは都市計画を行政が規制することは難しいだろう。時間あたり 100mm 前後の集中豪雨が降るとお年寄りや子供は避難できない。また、破堤によって町全体が水没してしまえば、避難する場所がなくなってしまう。やはり、まずは破堤回避のため整備が必要ではないか。

(主な意見交換)

委員：「堤防をつぶれないようにして欲しい」ということだが、それは不可能だ。やって欲しいことを国土交通省にお願いするだけではなく、自治体側にもできることはたくさんある。そもそも、避難所となる公民館が浸水を想定した2階建になっていないのは、自治体の危機意識の低さに原因があるのではないか。民家も含めた避難場所の確保等、できること・やるべきことはたくさんある。

委員：かつては地域社会の中で、浸水箇所や避難経路が洪水の歴史とともに親から子へと伝えられていた。それが核家族化等によって失われているとすれば、新たな対応を考える必要がある。ハザードマップの作成・周知もそのための1つの方法ではないか。

一般傍聴者から意見聴取

- ・名張川は、上流の青蓮寺ダム、名張市市街地での左岸工事などの整備はすすめられているが、市街地の右岸堤防は未整備。未整備箇所は早急に整備してほしい。

以上

本資料は現地対話集会の概要をお伝えするため作成したものです。

淀川水系流域委員会 第 2 回淀川部会現地対話集会 結果概要

開催日時：2002 年 9 月 7 日（土） 午前の部 10：30～12：15

午後の部 13：30～16：30

場 所：ラポール枚方 4 階大研修室

参加者数：委員 14 名（うち 1 名は部会長の要請により参加）、委員傍聴 1 名、一般傍聴者 午前の部 100 名、午後の部 145 名

意見交換概要

午前の部では、2 人の意見発表者から各 20 分「環境・水質・生態系」をテーマとしたご意見をうかがい、委員との意見交換が行われた。午後の部では、3 人の意見発表者から各 20 分「高水敷利用」をテーマとしたご意見をうかがい、委員との意見交換が行われた。

はじめに（寺田部会長）

流域委員会では、5 月に発表した中間とりまとめを深化させ、最終提言へととりまとめていくことになっている。これと並行して、各界の方々から文書によるご意見ではなく、直にご意見をお聴きし、意見交換を行う必要があるとの考えのもと、現地対話集会を開催した。

本日の主なテーマは「環境」と「利用」となっており、環境や利用に対する皆さまの考え方や中間とりまとめに対するご意見をお伺いしたいと思っている。平成 9 年の河川法改正の大きなポイントは、新たに環境という視点が加えられて事にある。従来からの治水・利水に加えて、環境或いは利用といった観点からどういった河川整備計画をつくっていけばよいのか、皆さまの忌憚のないご意見をお聴きせ頂きたい。本日は、お休みの中、ご参加下さったことに感謝申し上げます。

意見発表者からの主な意見

1. 木津川漁業協同組合組合長 前田伴之氏

木津川上流のダム建設による水質悪化および漁業不振の報告、木津川の浄化など漁協としての取り組み、ダムの選択取水装置設置の必要性等について

- ・伊勢湾台風をきっかけに木津川上流にダム建設の話が持ち上がり、下流にダムの影響が及ぶことはないとの水資源公団の説明を受け、組合もダム建設に妥結した。しかし、簡単に建設を許してしまったことが残念でならない。
- ・室生ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダムの建設、上流域の住宅地やゴルフ場開発ラッシュにともなって、水質悪化、木津川の流量減少、高水敷の冠水頻度の低下、河川の石に藻が付着するなど、河川環境の悪化が進み、漁場にも大きな影響が及んでいる。その影響の一例として、かつては 500kg のアユを放流するだけで十分だったが、昭和 50 年には 800kg、昭和 60 年には 1000kg、平成 10 年には 3000kg の放流が必要となってきている。
- ・高山ダム底部からの放流水が原因となって、上流と下流で激しい水温差（約 5 ）が見られる。選択取水装置の導入によって、この解決をお願いしたい。
- ・ゴルフ場やお茶畑で使用されている農薬が河川に流入することで、漁獲に影響を与え

ているのではないか。こういった形でゴルフ場や茶畑といった産業と漁業が共存していけるのか、考えていかなければならない。

- ・例えば、三重県内で行われている河川整備が水質汚濁に寄与していたとしても、すでに県の許可が出ているため、下流からは意見が言えない。こういった行政区分を越えるような問題に関する上下流を含めた連絡会や協議会をつくるべきではないか。
- ・水質の浄化は川だけの対応では限界があるため、「木津川を美しくする会」をつくり、流域全体で水質浄化に取り組んでいる。

(主な意見交換)

委員：水質悪化については、本質的には流域に住む人間の暮らし方が主原因であって、ダムがその主原因となっているわけではない。ライフスタイルの見直しが必要だろう。

委員：選択取水装置以外にも河川環境を改善するための方法があるのではないか。藻を流すために石を転がすような人工洪水を起こす等は考えられないか。

意見発表者：河川管理者から、それは難しいと言われている。また、石に付着した藻を取り除くために、パワーショベルで石を転がして攪乱しているが、1ヵ月程度で元の状態に戻ってしまう。

委員：ダムは砂の流れや魚の遡上等の連続性を遮断しているが、その影響は出ているのか。

意見発表者：関西電力のダムには魚道が整備されているが、実際に遡上がおこなわれているかどうか疑問だ。また、砂の連続性についても要望は出しているが、頭首工や砂防堰堤があまりにもたくさんあり、すでに対応できないレベルになっている。

2. 総合地球環境学研究所 田中拓弥氏

琵琶湖に流入する河川(鴨川、姉川、天野川)の上下流問題、用排水分離による上下流の水ネットワークの分断、上下流の住民の情報交換の必要性等について

- ・上流と下流の関係をひとつずつ明らかにしていけば、流域としての大きな像が見えてくるのではないかという考えのもと、例として鴨川の農業用水をめぐる上下流問題について説明したい。
- ・鴨川には伊黒、拝戸、音羽という3つの集落があり、農業用水に関する上流と下流の関係にあった。18世紀にこの3集落の上流部に鹿ヶ瀬集落がつくられ、新田開発のための取水堰がつくられた。これに対して、下流の3集落は一致団結して抵抗が行われた。つまり、上下流問題が入れ子状に生じていると言える。また、現在、琵琶湖で問題となっている農業排水についても同じような入れ子構造が見られる。上述の4つの集落は汚濁した農水を排出している「上流」となり、琵琶湖が「下流」となっている。こういった関係は農業用水に限らず、工場からの汚水排出等の水質問題においてあらわれる。
- ・ほ場整備(農業用排水分離)によって、水の水ネットワークや集落同士の繋がりが分断され細分化してしまった。
- ・下流から上流に情報を提供していけば、かつてのような緊密な上下流関係や集落同士の繋がりが再構築できるのか、それとも他の手法が必要になるのか、今後も琵琶湖集水域を中心に研究していきたい。

(主な意見交換)

委員：最下流の水不足解消のために、琵琶湖から水を汲み上げ補給しているのであって、

水路が分断されて水のネットワークが細分化しているということはないのではないか。また、ほ場整備によって農業用排水が分離されたのは事実だが、下流域での水の再利用率は高まっているので、やはりネットワークが細分化しているとはいえないのではないか。

委員：ほ場整備は生物への配慮が全く欠けている。狭い範囲で見れば、ほ場整備によって生態系が豊かになった事例もあるが、全体で見ればマイナスの影響を与えている。また、農薬や肥料を含んだ水が河川に排水され、それが並列に繋がっていることで水質が悪化していることもまた事実だろう。水や生物の連続性を回復するための研究を今後も続けていただきたい。

一般傍聴者から意見聴取

- ・午前の部では一般傍聴者 4 名から「滋賀県では、河川の下流部での水不足問題が聞かれる。河川管理者は地域全体の水の使い方を考えていかなければならない」「河川整備は自然を再生する方向で考えてほしい。ビオトープなど、できることはいくらでもある」「上流に木々を植えるなど、水を生む環境整備を考えてほしい」「今の淀川は放水路になってしまっている。やはり、自然環境を回復してゆく必要がある」などの発言があった。

3. 日本少年野球連盟 大阪北支部大阪都島少年硬式野球協会代表 小林恵二氏

- ・淀川河川公園毛馬地区の赤川鉄橋付近の低水敷のグラウンドが、対岸の工事の資材を保管するために使用できなくなった。防災工事のための退去は納得できるが、工事が終了した後も、また野球場として使いたい。
- ・今回の工事にあたっては、6箇所あったグラウンドのうち、1箇所を残して頂いたが、いまだグラウンド整備が完了しておらず、ようやく内野練習ができるようになったという状況である。また、1つのグラウンドを4チームで利用しているため、十分な練習ができる環境にはなく、遠征をするにも費用等の問題があって、好きな野球ができなくなった子供もいる。
- ・子供たちの未来のために、自然環境とスポーツ利用が共存できるような環境づくりをお願いしたい。

城東少年野球連盟 城東コスモボーイズ球団代表 勝田哲司氏

- ・練習するためのグラウンドがない。市の公共施設では月1回程度しか利用できない。学校のグラウンドも警備の関係上、利用できないと言われている。いったい、スポーツをしたい子どもたちはどこへ行けばよいのか。
- ・河川敷のグラウンド利用について、利用者同士で調整を行う等、利用者にその管理を委託して利用させて頂きたい。

(主な意見交換)

委員：配付資料に「河川敷施工等の計画に関しましては、「淀川水系流域委員会」にて協議、審議決定する旨のご案内を」と書かれているが、事実関係の確認をお願いしたい。また、工事のためにグラウンドがなくなった、ということだが、具体的にはどのような工事がおこなわれているのか。

河川管理者：次の河川敷の計画について、流域委員会で決定するというのではない。流域委員会で今後の河川整備の方向性を議論して頂き、河川管理者がその方向性を尊重して、次の計画を責任を持って決定するというになっている。また、

具体的な工事内容は、対岸の柴島の水衝部対策のための工事で、そのための施工ヤードとして自由使用グラウンドだった場所を使っている。

この水衝部対策工事が終了した後の計画については、河川環境を回復するための自然再生事業を行うのか、従前通りグラウンドとして利用するのか、今はまだ決まっていない。流域委員会の議論によって導き出される今後の河川整備の方向性を尊重して、河川管理者が決めていきたい。

委員：大阪市は「スポーツパラダイス大阪」を提唱しているようだが、施設等によるサポートは行っていないのか。

意見発表者：現状では提唱しているだけで、そのようなサポート施設はない。また、大阪市だけではなく、都島区役所や市会議委員や府会議委員の方々にも、現状については十分伝えている。

委員：国が管理する高水敷は不特定多数の方々が自由に使える空間で、ある特定の人だけが排他的に使う場合は占有許可が必要となる。赤川鉄橋付近の中洲も自由使用の地域となっているが、ここにバックネット等を張って、少年野球のグラウンドとして利用されているというお話だった。実際の使用状況についてお聞きしたい。

意見発表者：独占的な使用といえば、そうなるかもしれないが、大阪の他の野球チームと共同で利用したり、整備を行っている。また、もし野球以外の目的で利用されている先客がいれば、話し合い等によって調整している。平日は近隣の幼稚園の子供たちが遊んだりしている。

委員：サッカーやラグビーといった他の団体との共存も重要だろう。大阪市内各区のグラウンドや休日の学校や工場のグラウンドの使用状況を調べて調整していくといったことも試みていかななくてはならない。

委員：川の中にグラウンドを求めるのは間違っているという認識を持って頂きたい。淀川の水は1700万人の飲み水だ。今後は、水がつくる自然をできるだけ残し、飲み水が汚れないようにしていかなければならない。このまま川を公園やグラウンドとして利用し続けられれば、淀川が死んでしまう。

委員：請願書を読ませて頂き、グラウンドの確保に奔走されている父兄の方々の思いや子どもたちの願いはよく理解できた。皆様のご意見の中には「明日から野球ができなくなるのでは」といったご意見もあったが、流域委員会では河川敷の長期的な計画について、やはり、川らしさを生かした利用、川でしかできないことを優先するという方向で話し合っている。もちろん、ゾーニングといった話も出ているが、基本的には自然環境に配慮した整備を行っていくべきだと考えている。

意見発表者：自然環境の重要性については、私たちも十分に理解している。ただ、硬式野球という特性上、一般のグラウンドでは利用が認めてもらえない。河川管理者がつくったグラウンドも利用できないし、大阪市のグラウンドもなかなか利用できない。赤川鉄橋のグラウンド以外に利用できる場所がないという我々の状況もご理解して頂けたらと思う。

4. 日本ゴルフ場事業協会関西支部理事（淀川ゴルフクラブ） 小味淵敦雄氏

- ・人間の日々の営みの中でスポーツやレジャーは不可欠な要素であり、都心部であるほどレジャー空間は必要である。交通至便な所にある河川敷のゴルフ場は、車の運転ができ

ないお年寄り、ジュニア、主婦等にとっては、非常に有益である。

- ・淀川河川敷のゴルフ場はすべてパブリックコースであり、誰でもプレー可能である。
- ・淀川河川敷のゴルフ場は正当な手続きに従って、正当な占有料を支払い借用してきた土地であることを主張したい。
- ・淀川クリーンキャンペーンやゴルファー緑化基金への参加等によって、地域および公的活動に対する貢献を行っている。
- ・不況下、河川敷ゴルフ場にて生計を立てている従業員および経営者が多数存在していることを考慮して頂きたい。
- ・最近、公営ゴルフ場が徐々に民営化されている。民営の河川ゴルフ場が存在理由を失うとは言えない。
- ・流域委員会の委員には高水敷の利用者代表が含まれていない。委員選定に偏りがあるのではないか。従って、流域委員会の中間とりまとめは高水敷利用者の意見が反映されていない不公平なものと言わざるを得ない。

(主な意見交換)

委員：野球団体にも共通して言えることだが、河川はどうあるべきかという視点が抜け落ちていいる。ゴルフ場にしろ、野球場にしろ、河川敷でなければならぬ必然性は全くない。本来であれば、ゴルフは山間部でプレーするべきものではないか。長期的には、河川からグラウンドやゴルフ場を徐々に減らしてゆく方向で考えなければならない。

意見発表者：河川のそばには大勢の人間が住んでおり、高齢化も進展している。都市部にあるゴルフ場は、車を運転できないお年寄りやジュニアにとっては、非常に有益であると思う。また、ヨーロッパやアメリカ等では河川ゴルフ場は定着し、原風景となっている。なぜ、日本では駄目なのか。

委員：欧米の河川は川幅が非常に広いから、ゴルフ場としての利用も可能だが、日本の河川はそうはなっていない。歴史的に見れば、野球もゴルフも社会的条件等によって河川敷でやらざるを得なかったし、これまでに果たしてきた役割も十分に認識している。しかし、30年後の川を考えた時、今のままで良いのか。やはり、川でしかできないことを優先するべきではないか。もちろん、今すぐにゴルフ場や野球場がなくなるということではないが、徐々になくしてゆくというのが流域委員会の意見である。

意見発表者：将来的には、山間部にある会員制ゴルフ場の多くは維持できなくなり、元の山の状態に戻るだろう。その時、街のすぐそばの河川敷で誰もが気軽にゴルフができるということが重要な意味を持つてくるのではないかと考えている。

5. 枚方市 理事 大橋謙一氏

- ・河川敷公園の整備を期待するとともに、河原の再生、ワンドの創造、水辺の植生を含めた多様な自然環境の保全等によって、河川を従来以上に自然と触れ合うことのできる場とするための河川整備を期待する。また、その一方で河川利用の拠点となるトイレや日陰の整備もお願いしたい。
- ・治水事業により冠水しにくい高水敷が確保されたことを踏まえて、河川環境基本計画や淀川河川公園基本計画等の計画に基づいて河川公園やグラウンドが整備されてきたのであり、このことが中間とりまとめに書かれているような「無秩序な利用」や「環境破壊」につながったというのは短絡的である。

- ・これまでの河川整備は、施設広場地区を優先的に作られてきたが、これは極めて過渡的な状態で、まだ手付かずになっている場所も多い。枚方市で整備済みの施設広場地区は24ha、整備が終わっていない自然地区と野草広場地区は157haとなっている。この自然地区と野草広場地区をどう作っていくかによって、これからの川の表情は大きく変わる。例えば、冠水頻度を高めた高水敷の確保や低水護岸の改良による河原やワンドの整備によって、より多様な表情を持った河川敷は実現できると考える。自然とのふれあいを重視した川作りを期待したい。
 - ・枚方市が占有しているグラウンド面積は河川敷の1パーセント。確保して欲しい。
 - ・平成11年の河川審議会の答申にもあるように「河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものである」、「地域の意見を十分に反映ことが重要である」という基本的な認識を踏まえた上で、流域委員会での活発な議論をお願いしたい。
- 他、スライドを用いて、淀川河川敷（枚方地区近辺）の利用・環境・治水の各面について紹介された。

（主な意見交換）

委員：川においては原生林にあたるものがヨシ原だが、これが全て失われ、冠水しにくい高水敷にとって変わったことで、淀川の植生は破壊され、植生に頼っていた動物の環境も失われつつある。この高水敷を切り下げて冠水頻度を高め、川らしい自然を取り戻すためにどうすればいいかを、流域委員会では検討してきた。

意見発表者：枚方市の立場から言えば、現在の冠水しにくい高水敷を前提として、河川をどう利用していくかという議論している。それに対して、流域委員会では高水敷そのものもの見直しを含めた議論をしているので、当然、議論がすれ違う部分はあるかと思う。本日発表させて頂いた意見は、利用と環境を考慮した上で提出させて頂いた。あとは、流域委員会で十分議論して頂きたい。

委員：枚方市では小中学校のグラウンドの貸出等を行っているのか。

意見発表者：全校で実施しているかどうかはわからないが、団体登録の上で、校庭の開放を実施している。それから、これは河川管理者に質問だが、低水護岸は治水上の目的があって整備されたと理解しているが、これを切り下げてワンドの整備等を行うことに問題はないのか。ご見解を聞かせて頂きたい。

河川管理者：低水護岸は治水上の目的があって整備されてきたことは事実だ。しかし、今我々が反省しているのは、地域特有の環境を考慮せずに、画一的な護岸整備を行ってしまったということだ。河川の環境に合わせて多様な洪水防御を考えるべきではなかったか、それこそが自然環境と治水対策の調和ではないかと思っている。むろん、だからと言って必要な護岸まですべて取り払うということでもない。治水や自然環境の立場もあれば、野球やゴルフ場といった利用の立場もある。様々な立場から意見を出し合い、今、変えなければならぬところは変えていけばよいと考えている。

委員：河川敷の整備は、堤内地（市内）の都市計画とともに考えていかなければならないことだ。河川と堤内地の連続性を今後どのように回復していくのか、非常に大きなテーマだと思う。

意見発表者：その通りだと思う。そういう意味からも、この流域委員会には都市計画や都市行政の視点が欠けている。

委員：ここ30年間で、河川の自然環境をずいぶん失ってしまった。今後30、40年

後のことを考えていく時に、河川敷はどうあるべきかということだと思う。

意見発表者：これまでの30年間は、社会的な要請や都市側の期待にそって、グラウンドや公園が先行的に整備されてきた。しかし、これまでの河川敷の整備が全てではなく、今後の河川敷が全て現在の施設広場地区のようになってしまうわけでもない。まだ、157haもの未整備地区がある。この空間をこれからどうつくっていくかによって、川の表情は大きく変わる可能性がある。そういった期待感も持った議論があっても良いのではないかと考えている。

一般傍聴者から意見聴取

- ・午後の部では一般傍聴者4名から「これからの河川整備は自然環境の回復をめざすべき」、「河川敷は、都市部で連続して緑地が残る貴重な場所なので大切に保護してほしい」、「生物や野鳥の環境も大事だが、子どもたちの環境も考えてほしい。子どもたちは思う存分に野球ができるグラウンドを求めている」、「身体障害者にも利用しやすい河川敷の整備を」などの発言があった。

以上

本資料は現地対話集会の概要をお伝えするため作成したものです。

淀川水系流域委員会 第 3 回淀川部会現地対話集会 結果概要

開催日時：2002 年 9 月 20 日（金） 13:00～16:45

場 所：池坊短期大学 地下 1 階 アセンブリホール

参加者数：委員 14 名（うち 1 名は部会長の要請により参加）、委員傍聴 1 名、一般傍聴者 112 名

意見交換概要

庶務より、中間とりまとめの利水部分、及び水需要管理WGの概要が報告された後、3 組の意見発表者から各 20 分「環境・水質・生態系」をテーマとしたご意見をうかがい、委員との意見交換を行った。

はじめに（寺田部会長）

流域委員会では、5 月に発表した中間とりまとめを深化させ、最終提言へととりまとめしていくことになっている。これと並行して、各界の方々から文書によるご意見ではなく、直にご意見をお聴きし、意見交換を行う必要があるとの考えのもと、現地対話集会を開催した。

本日の主なテーマは「利水」であり、水需要管理や節水に対する皆さまの考え方や中間とりまとめに対するご意見をお伺いしたいと思っている。皆さまの忌憚のないご意見をお聴きせ頂きたい。本日は、お忙しいの中、ご参加下さったことに感謝申し上げます。

意見発表者からの主な意見

1. うどのクラブ 佐川克弘氏

大阪府営水道の需給計画とその問題点について

- ・大阪府府営水道の平成 13 年度大阪府広域的水道整備計画によれば、平成 22 年には 20 万 m³/日の供給不足が予測されるため、拡張整備によって給水量を確保する必要があるとなっている。しかし、この予測には多くの疑問点があり、これらを仔細に考察すれば、現在の給水設備のままでも何ら支障なく平成 22 年の水需要に対応できるという結果が導き出される。
- ・まず、生活原単位の予測に関する疑問について。平成 10 年には、生活原単位を 304 L としていたが、平成 13 年は生活原単位の内訳が大きく変更されたにも関わらず（炊事 40 L 18 L、風呂 124 L 150 L 等）平成 10 年度と全く同じ 304 L のままとっている。まず 304 L という答えが先にあり、そのつじつまを合わせるために内訳を操作したのではないか。
- ・平成 13 年度に生活原単位を算出する際に用いられた世帯構成人員は 2.06 人/世帯だが、これは東京都の 2020 年の予想値である。平成 10 年の予測で大阪府が用いた 2.5 人/世帯が妥当である。この数字の入れ替えによって、水需要予測に 7.5 万 m³/日（これは安威川ダムの水源開発量に相当する）の差が出てくる。
- ・平成 13 年度の水需要予測では平成 6 年度の異常湯水時の負荷率（日平均給水量 / 日最大給水量 × 100）が採用されている。最近の傾向である 83.0%を採用して水需要を予測すべき。これによって、13 万 m³/日の差が出てくる。
- ・その他にも、業務営業用水、自己水の予測に関しても、大きな疑問を感じている。

(主な意見交換)

委員：様々な資料から判断した結果、大阪府の水需要予測は明らかに大きすぎるし、不透明である、よって、上流域におけるダム計画にも疑問がある、というご意見だったと理解してよろしいか。

意見発表者：その通りだ。参考資料としても配付させていただいたが、現在、工業用水が余っており、これを税金で補填している事例もある。大阪府は約 30 万 m³/日も余っている工業用水を上水に転用すればよいのではないかと考えている。

委員：自己水について、詳しく教えて頂きたい。

意見発表者：例えば、高槻市では地下水を汲み上げる浄水場を持っており、塩素滅菌をした上で供給している。また、市によっては河川の表流水を供給しているところもあるようだ。現在、76 万 m³ の自己水が確保されているが、大阪府営水道の予測によれば約 56 万 m³ に減少するとなっている。私個人としては、この予想に疑問を抱いている。

2. 京都・雨水利用をすすめる会 安田 勝氏

治水・利水・防災・環境における雨水利用のメリット、行政の雨水利用の取り組みなどについて

- ・雨水利用とは、建物の屋根などに降った雨をタンクに貯留し、水洗トイレ、洗車等の雑用水として利用することである。雨水利用は、治水・利水・防災・環境など多くの面でメリットがあり、今後の動向が注目されている。
- ・治水面でのメリットとしては、都市型洪水（内水被害）の軽減があげられる。個人宅で貯留した程度では大きな治水効果は望めないが、意識啓発には大きな効果を発揮する。
- ・利水面から見れば、遠くのダムに頼らない近い水源の確保と水質に応じた水利用の転換が求められており、雨水利用はそのためのひとつの手段となりうる。
- ・防災面では、雨水利用が災害時のトイレ等の生活雑用水の確保に役立ち、集合住宅・学校等の防火水槽を補完する。
- ・雨水利用は直接的な節水とともに、節水意識向上による節水効果が大きい。上下水道による二酸化炭素の環境負荷は全負荷の 3%にあるとされている。水利用には無駄が多いため、電気等の節約による二酸化炭素の削減よりも比較的容易に環境負荷の削減が図られる。
- ・雨水利用は環境教育における効果が期待できる。雨水を貯めて利用することにより、水循環や水資源の重要性など、水についての関心を高めるという点で有効である。
- ・他にも、水循環の回復、ヒートアイランドの緩和、水道システムの導入に適さない地域での飲み水確保の一手段として、雨水利用は期待できる。
- ・雨水利用は、京都府総合計画の中で水資源確保方策の 1 つとして位置づけられ、また、環境施策の中では地球温暖化防止の施策として雨水利用が位置づけられている。他にも、京都市、宇治市、長岡京市の公共施設で雨水利用が行われている。特に、久留米市役所では予想を上回る効果をあげ、利用量のうち約 6 割を雨水でまかなっている。
- ・今後は、行政による補助金や公共施設への雨水貯水槽の設置、企業の雨水利用商品び開発、市民の意識向上等によって、役割分担をしながら雨水利用を普及させていく必要がある。

その他、スライドを用いて、名古屋市の内水被害、グラウンドでの雨水の一時貯留、岸和田市の土生中学校での雨水利用の状況について紹介された。

(主な意見交換)

委員：雨水利用の観点から見て、今後の河川整備計画についてどうお考えか、お聞きしたい。

意見発表者：雨水利用による治水効果はそれほど大きくはないので、河川整備計画にそれほど大きな影響を与えることにはならないだろう。しかし、内水被害については一定の効果が期待できるのではないかと考えている。

委員：奈良県の住宅団地で、公共下水道の普及によって不要になった浄化槽を雨水の貯水槽として利用し、川への流出を抑えるために使用する合意ができたと報道されていた。雨水貯留の治水効果を数値化するためには、どこかの中小河川をモデル化して調査していかれてはどうかと思う。

意見発表者：雨水を貯留することでどれだけピーク量をカットできるのかを定量化することは非常に重要なことだ。雨水貯留だけではなく、グラウンドや駐車場で貯留効果も考えたうえで調査を行う必要があるだろう。

委員：今回の発表では京都府内の雨水利用を主に紹介していただいたが、大阪府の状況について、教えて頂きたい。

意見発表者：大阪府での具体的な取り組みについては把握していないが、企業が中心となって雨水利用の取り組みが進んでいる。雨水を利用した施設も数多くある。

委員：雨水利用を具体的な事業として実現していくためには、具体的な数値での検証が必要だろう。例えば、雨水利用によって、家庭の水利用をどの程度担うことができるのかといったデータをお持ちなのか、教えて頂きたい。

意見発表者：例えば、一般家庭で 200 L のタンクを設置したとしても、経済的なメリットは少ない。コストダウンや行政の支援がなければ普及しないだろう。しかし、自然環境に配慮した生活をしているという意識を高める効果は大きい。一方で、学校や庁舎といった大規模施設では水道料金を抑制できるので雨水利用のメリットは大きい。

委員：水需要管理の考え方について、雨水利用の観点から見て、どのようにお考えかお聞かせ頂きたい。

意見発表者：雨水利用は、あくまでも水利用を考える際のひとつの切り口だと思う。雨水利用を進めることで、節水や自然環境への意識を高まっていくだろう。水需要予測において雨水利用は、節水型のトイレや食器洗い機などと同じように、ひとつのファクターであり、需要予測の中に盛り込んでいく必要があると考えている。

3. 大阪府中部農と緑の総合事務所所長 岡本康敬氏

淀川左岸用排水管理組合事務局長 石橋三男氏、技術長 木村哲也氏

淀川以南の農業用水の実態、水路の浄化対策、水路使用の展望、水需要管理に対する意見などについて

- ・精度の高い水需要予測を行って、節水・反復利用・用途変更等により水需要を抑制していくという水需要管理の考え方には賛成である。
- ・現在の取水状況は、淀川に 100% 依存しており、全てポンプで汲み上げている。水路は 2 系統に分かれており、一方は守口市・大阪市の境界まで淀川に沿って流れ、もう一方は寝屋川方面に分散して広がっている。
- ・ポンプの電気代は受益者負担であり、無駄に水を汲み上げているわけではない。
- ・内地に分散している農地に水を送るためには、農業に使うための水だけではなく、水路

を一定の水位に保つための水量が必要となる。このため、大阪府のように農地が分散している状況では、農地面積の積み上げがそのまま水需要量となるわけではない。

- ・また、農業用水はたんに農業に利用されているだけでなく、地域用水としても重要である。しかし、現在、内地に行くにつれて水量が少なくなり、家庭排水の影響もあって水質が悪化している。これは自然環境に大変な影響を与えている。きれいな水を送って、メダカやフナが泳ぐことのできる自然豊かな川にするためにも、農業用水路の整備をお願いしたい。
- ・かつて、農業用水路は地域の住民によって自主的に管理されてきた。このような地域性の強い小さな水路と淀川のような大河川をすべて行政が一元に管理していくという方法よりも、地域の特性を活かしたシステムを考えていくべきだと考える。

(主な意見交換)

委員：農業に必要な水量だけが農業用水ではない、水路の維持用水も必要だということだったが、農業用水路ではもう少し自然環境に配慮した取り組みがあってもよいと思う。大阪府中部農と緑の総合事務所では、どのようにお考えか。

意見発表者：水路の多面的な活用という意味から、住民の方々にもご参加いただいて、快適な環境作りを行っている。また、水路の維持管理についても、農家だけが行うのではなく、近隣住民の皆さまとともに進めていくシステムづくりを進めている。

委員：寝屋川付近の農業用水路は汚染がひどい。ほとんど排水路のようになっている。家庭排水等が減少すれば、淀川から淡水魚や貝類が移動して、自然豊かな水路になるだろう。川をよみがえらせるためには、家庭排水を減少する取り組みを行う一方で、むしろ農業用水の量を増やしてほしいと考えている。

委員：今後の農業について、そこに暮らす人たちとともに考え直していく必要があるだろう。その時には、新旧住民が話し合っ、現状を認識しあっていくことが大事だと思うが、現在の市街地の暮らしと農業について、どのようにお考えなのか、お聞かせ頂きたい。

意見発表者：農業地、商業地、住宅地といった区分けを行い、それらを機能的に結びつけていくことが本来の都市計画であると考えている。しかし、現実にはそれらが混在してしまっている。こういった状況の中でも、生産緑地等で健全に農業をしていこうとされている方がおられる以上、それに応えて、農業用水等を供給していかななくてはならない。もちろん、その場所は独占的に農業だけをする場ということではなく、近隣の住民とともに農業のもつ多面的な機能を幅広く活用していく場になればと思っている。

一般傍聴者から意見聴取

一般傍聴者 1 名から「琵琶湖では水位低下が深刻で、西の湖では真珠の母貝が死滅している。淀川上流にある琵琶湖の現状も知ってほしい」という発言があった。

以上

本資料は現地対話集会の概要をお伝えするため作成したものです。

淀川部会 第1回～第3回（8/28、9/7、9/20） 現地対話集会に関するアンケート 集計結果

Q1. この会に参加いただいたきっかけ(複数回答あり)

項目	件数			
	第1回	第2回	第3回	合計
1 委員から案内された	1 (7.7%)	3 (17.6%)	3 (13.6%)	7 (13.5%)
2 知人(委員以外)から案内された	0 (0.0%)	2 (11.8%)	4 (18.2%)	6 (11.5%)
3 行政関係者から案内された	6 (46.2%)	4 (23.5%)	7 (31.8%)	17 (32.7%)
4 庶務から案内があった(電話等)	2 (15.4%)	1 (5.9%)	7 (31.8%)	10 (19.2%)
5 流域委員会会場でチラシを見た	3 (23.1%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)	5 (9.6%)
6 市役所など公共施設でチラシを見た	0 (0.0%)	2 (11.8%)	1 (4.5%)	3 (5.8%)
7 新聞で見た(サンケイリビング・京都新聞・その他)	0 (0.0%)	3 (17.6%)	1 (4.5%)	4 (7.7%)
8 インターネットホームページ	0 (0.0%)	2 (11.8%)	4 (18.2%)	6 (11.5%)
9 その他	1 (7.7%)	2 (11.8%)	1 (4.5%)	4 (7.7%)
n 無回答	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
回答者数	13 (100.0%)	17 (100.0%)	22 (100.0%)	52 (100.0%)

Q2. 「現地対話集会」の運営に関する意見

Q2-1. 実施する曜日と時間について(複数回答あり)

項目	件数			
	第1回	第2回	第3回	合計
1 平日の昼間がいい	9 (69.2%)	8 (47.1%)	13 (59.1%)	30 (57.7%)
2 平日の夜がいい	0 (0.0%)	2 (11.8%)	1 (4.5%)	3 (5.8%)
3 土・日・祝がいい	4 (30.8%)	9 (52.9%)	7 (31.8%)	20 (38.5%)
n 無回答	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	1 (1.9%)
回答者数	13 (100.0%)	17 (100.0%)	22 (100.0%)	52 (100.0%)

Q2-2. 実施場所について(複数回答あり)

項目	件数			
	第1回	第2回	第3回	合計
1 街中の交通の便がよい所がいい	5 (38.5%)	14 (82.4%)	17 (77.3%)	36 (69.2%)
2 川の近くなど自然に触れあえる所がいい	8 (61.5%)	2 (11.8%)	5 (22.7%)	15 (28.8%)
3 その他	0 (0.0%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)	3 (5.8%)
n 無回答	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	1 (1.9%)
回答者数	13 (100.0%)	17 (100.0%)	22 (100.0%)	52 (100.0%)

Q2-3. 意見発表者の発言時間について

項目	件数			
	第1回	第2回	第3回	合計
1 妥当である	6 (46.2%)	8 (47.1%)	10 (45.5%)	24 (46.2%)
2 ふつう	6 (46.2%)	6 (35.3%)	9 (40.9%)	21 (40.4%)
3 不満がある	1 (7.7%)	2 (11.8%)	2 (9.1%)	5 (9.6%)
n 無回答	0 (0.0%)	1 (5.9%)	1 (4.5%)	2 (3.8%)
回答者数	13 (100.0%)	17 (100.0%)	22 (100.0%)	52 (100.0%)

Q2-4. 今回の運営のやり方について

項目	件数			
	第1回	第2回	第3回	合計
1 満足している	1 (7.7%)	5 (29.4%)	8 (36.4%)	14 (26.9%)
2 ふつう	9 (69.2%)	7 (41.2%)	12 (54.5%)	28 (53.8%)
3 不満がある	3 (23.1%)	2 (11.8%)	1 (4.5%)	6 (11.5%)
n 無回答	0 (0.0%)	3 (17.6%)	1 (4.5%)	4 (7.7%)
回答者数	13 (100.0%)	17 (100.0%)	22 (100.0%)	52 (100.0%)

Q3. 意見交換について

第1回 Q3-1 洪水防御、防災について理解が深まりましたか

項目		件数
1	はい	7 (53.8%)
2	いいえ	1 (7.7%)
3	どちらとも言えない	5 (38.5%)
n	無回答	0 (0.0%)
回答者数		13 (100.0%)

第2回 Q3-1 環境、高水敷利用について理解が深まりましたか

項目		件数
1	はい	7 (41.2%)
2	いいえ	1 (5.9%)
3	どちらとも言えない	4 (23.5%)
n	無回答	5 (29.4%)
回答者数		17 (100.0%)

第3回 Q3-1. 水需要について理解が深まりましたか

項目		件数
1	はい	12 (54.5%)
2	いいえ	2 (9.1%)
3	どちらとも言えない	5 (22.7%)
n	無回答	3 (13.6%)
回答者数		22 (100.0%)

Q5. [職業] (複数回答あり)

項目		件数			
		第1回	第2回	第3回	合計
1	公務員(河川関係者)	4 (30.8%)	6 (35.3%)	2 (9.1%)	12 (23.1%)
2	公務員(その他)	4 (30.8%)	1 (5.9%)	2 (9.1%)	7 (13.5%)
3	NPO関係者	0 (0.0%)	2 (11.8%)	2 (9.1%)	4 (7.7%)
4	会社員・会社役員	2 (15.4%)	4 (23.5%)	5 (22.7%)	11 (21.2%)
5	自営業	1 (7.7%)	0 (0.0%)	4 (18.2%)	5 (9.6%)
6	学生	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (18.2%)	4 (7.7%)
7	主婦	0 (0.0%)	3 (17.6%)	1 (4.5%)	4 (7.7%)
8	その他	2 (15.4%)	2 (11.8%)	3 (13.6%)	7 (13.5%)
n	無回答	0 (0.0%)	1 (5.9%)	1 (4.5%)	2 (3.8%)
回答者数		13 (100.0%)	17 (100.0%)	22 (100.0%)	52 (100.0%)

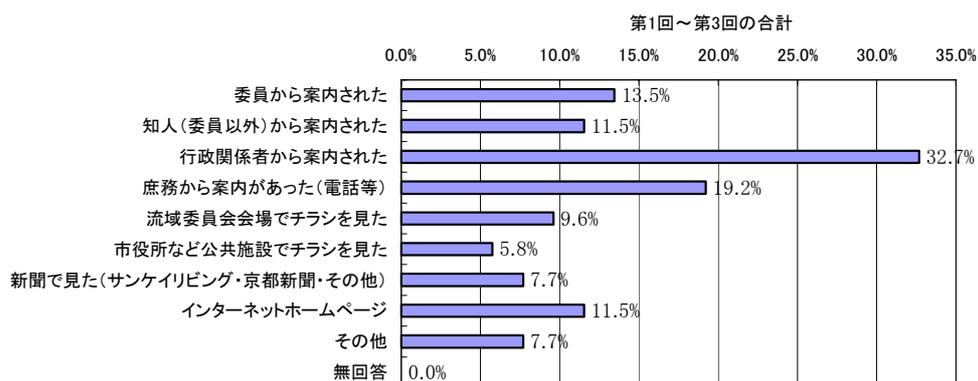
Q5. [年齢]

項目		件数			
		第1回	第2回	第3回	合計
1	20歳以下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2	21~30歳	2 (15.4%)	0 (0.0%)	4 (18.2%)	6 (11.5%)
3	31~40歳	2 (15.4%)	2 (11.8%)	2 (9.1%)	6 (11.5%)
4	41~50歳	6 (46.2%)	5 (29.4%)	3 (13.6%)	14 (26.9%)
5	51~60歳	3 (23.1%)	6 (35.3%)	3 (13.6%)	12 (23.1%)
6	61~70歳	0 (0.0%)	3 (17.6%)	8 (36.4%)	11 (21.2%)
7	71歳以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	1 (1.9%)
n	無回答	0 (0.0%)	1 (5.9%)	1 (4.5%)	2 (3.8%)
回答者数		13 (100.0%)	17 (100.0%)	22 (100.0%)	52 (100.0%)

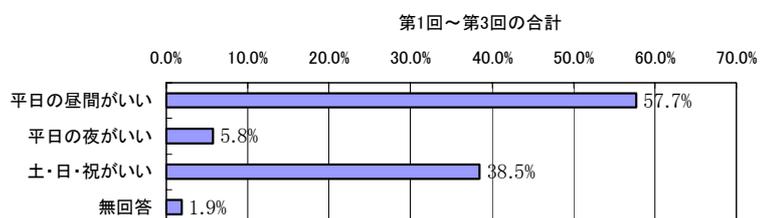
Q6. 今後このような会がある場合、参加したいか

項目		件数			
		第1回	第2回	第3回	合計
1	是非参加したい	9 (69.2%)	13 (76.5%)	17 (77.3%)	39 (75.0%)
2	参加したいと思わない	1 (7.7%)	0 (0.0%)	3 (13.6%)	4 (7.7%)
n	無回答	3 (23.1%)	4 (23.5%)	2 (9.1%)	9 (17.3%)
回答者数		13 (100.0%)	17 (100.0%)	22 (100.0%)	52 (100.0%)

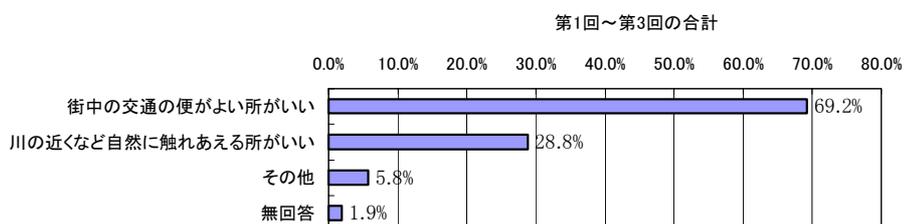
Q1. この会に参加いただいたきっかけ(複数回答あり)



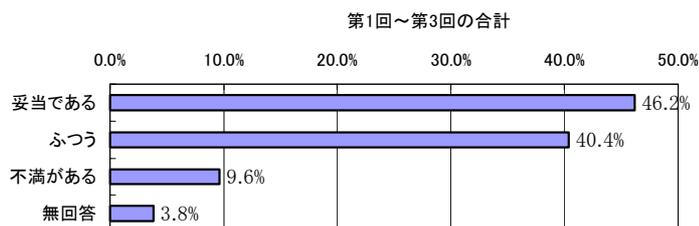
Q2-1. 実施する曜日と時間について(複数回答あり)



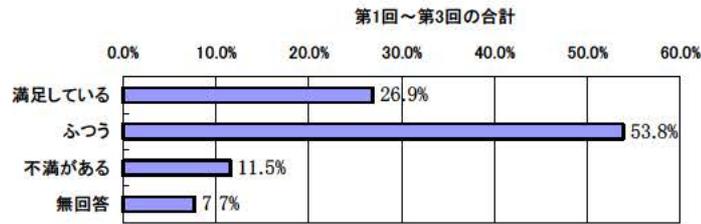
Q2-2. 実施場所について(複数回答あり)



Q2-3. 意見発表者の発言時間について

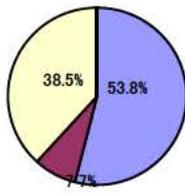


Q2-4. 今回の運営のやり方について

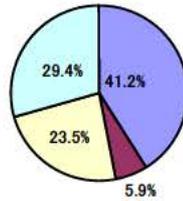


Q3-1テーマについて理解が深まりましたか

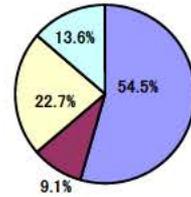
洪水防御、防災(第1回)



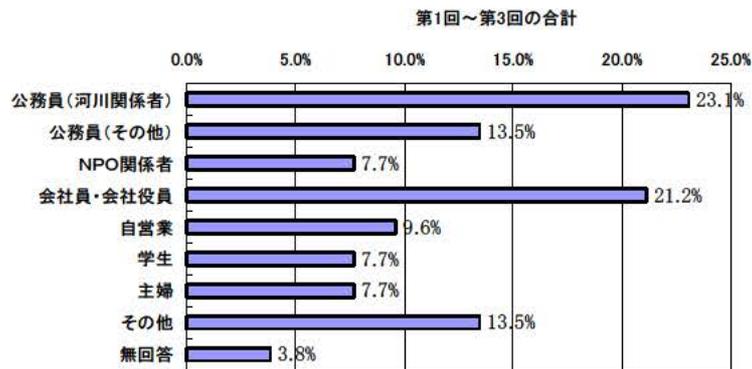
環境、高水敷利用(第2回)



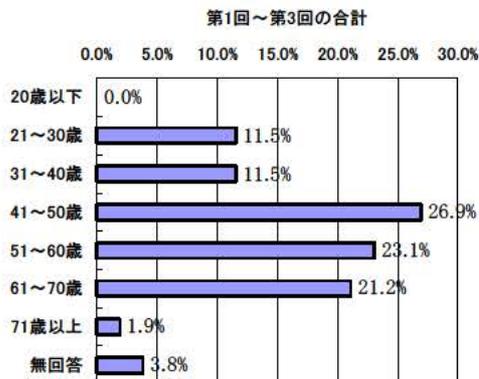
水需要(第3回)



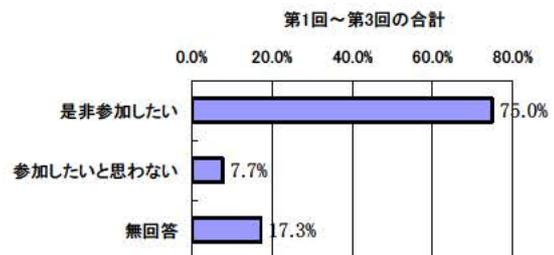
Q5. [職業](複数回答あり)



Q5. [年齢]



Q6. 今後このような会がある場合、参加したいか



開催回	Q1. 本日、この会に参加いただいたきっかけは？ 9 その他
第1回	上司からのすすめ
第2回	河川管理者の関係者
	流域委員会配布の予定表(傍聴時入手)
第3回	上司からのすすめ

開催回	Q2-2. 実施場所について
第2回	どちらでもよいが、現状は自然に触れあうという形式でないので川の近くに行く意味はない。
	交通の便が良く、川が見えるところがよい。ラポールは良いと思います。
	本来は川の現状等を見ながら話をするのもっと理解ができるのではないかと思います。

開催回	Q2-3. 意見発表者の時間について
第2回	40
	20~30
	20 長い人がいた
	15~20
第3回	もう少し短く簡潔に！
	ひとり20分くらい厳守

開催回	Q2-4. 会の運営方法について
第1回	発表者の資料がなかったのでわかりにくかった。
	意見発表者には不満がたまったのではないかと？発表者の意見に委員が納得するかどうかは別にして、最終的な時間で、全員の委員の一言ずつの感じた事を聞きたい。
	参加者の意見(考え)の集約として、○・×・△などで全員が意思表示ができる運営ができないか。なお押ボタン式の%、人数が表示できるとおよい。
第2回	発言者も言っていたが、メンバーに偏りがあると思う。これでは白熱した議論にならないだろうし、近い価値観の方たちで現実とはかけ離れた決論になってしまう。もっと議論をつくすべき対等な立場で。
	部会長代理の進め方がまずい。門切り型ではなく、バトルを促すようにしないと、意見の本音がみえてこない。
	会場の関係から、議論の場が見えにくい。議論の場を見やすくしてほしい。
	川のイメージについて、小中学生を中心に、どこの河川「例えば四万十川」が好きか、アンケートを実施してはどうか。そういう河川を目標に考えることがいいと思う。
	意見交換のときの一回の発言時間に制限を設けると多くの人が発言でき、また活発な意見交換が出来ると思う。
	・一人一発言が出来る方法 ・順番に発言が出来る方法があればもっと参加者の意見が得られるのではないかと思います
	20分でやるべき 座ったままで意見を言いたい。
第3回	会場自体に問題ありと思う
	発表時間に対する管理が不十分。意見発表者に対し、発表内容をもっと整理し、ポイントを要領よく話すよう指導された方がよいと思います

開催回	Q3-2. 本日の意見交換について、ご意見・ご感想をご自由にお書きください。
第1回	洪水予報河川指定については、どう考えておられますか。
	テーマをしぼって意見交換をやってほしかった。意見を述べる側でも分からないこともあるのでは？
	もっとテーマをしぼって意見交換を実施したほうがよいと思う。
	話しがかみあっていない。このまま終るのではなく庶務が今日の議論をとりまとめ深化させる様な論点整理をして委員間で議論してほしい。
	<ul style="list-style-type: none"> 委員の方々の事前勉強が不足しているようである。 又、意見交換というより委員の考えをのべることに終始しているようである。
	今まで感じていたむずかしさははっきりとみえました。
第2回	フンずまり状態ではないか。又先生方は個別に発表された方々とコミュニケーションして頂きたい、それを反映してほしい。
	環境部門の方の発表は集会の主旨とはちがう。
	<ul style="list-style-type: none"> 田中氏の意見発表に“生き物の視点”が欠けていて不満が残った。 少年野球の小林氏はもっと河川以外に野球場を求めるべき(例)大阪市に。 ゴルフ場は全廃すべきだと思う。
	環境のお話は面白くなかったです。一体、彼は何を言いたいのでしょう。
	<ul style="list-style-type: none"> 将来の川を考えるに当たっては、沿岸の地元住民や自治体の要望に従って川づくりを行うことより、公益である環境保全の方が上位に来なければならないと思う。 枚方市の淀川河川公園を認めると他の沿岸自治体からも同様の公園建設の要望が出、川の自然環境が取り返しのつかないことになる、絶対に認めるべきでない。
	学者の方々の専門的な話しを、もう少し一般参加者がわかりやすい様にしていきたい。
	地元行政、地元住民の意見を聞くべき 野鳥の会、環境団体にかたよっている。
ゴルフ場、グラウンド利用、共に自分勝手ないい分だと思う。高水敷をこの様な事に利用するのは反対。河川敷は元のままの河川敷であるべき。他の場所を利用してほしい。	
第3回	雨水利用、用排水の水質なども必要な意見ですが、ダムなどの利水施設設置者の意見も必要ではないか。
	「雨水利用」に興味を持ちました。また、農業用水の話の中で、農業等で使う水の量が必要量ではない・・・ということを知り、水需要に対する考え方が広まりました。
	雨水利用、公共施設や今ある施設でも上水道を別配管すれば実現出来るのでは。特に、学校関係建物がよりよい環境になっているのでは？
	淀川左岸水利組合の方の発言にあったように、水路を排水路に使うのをやめるよう整備してゆくべきであろう。排水路を用水路に戻そう。
	今回は農業用水利権の話が出ましたが他の水利権はどうなっているのでしょうか。
	来年3月16日からのWORLD INTERNATIONAL WATER FORUMにコメンテーターとして、京都市、京都府関連の行事にも多々参加している者ですから国の方ではNo.00886で意見を述べていますから淀川水系に興味あります。
	水系流域委員会に対して、ミクロの議論が多いように感じられました。
	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府営水道の数字は、水需要のため(ダム建設)のトリックです！ 雨水利用については、行政が公平に指導すべきです。 大阪府の農と緑の総合事務所の指導は、南部・中部・北部においてばらばらである。
「水」は地球-大気を循環しているため無限にあります。大いに使えばよいと考えます。問題は近くにきれいな水がないことです。従ってまず水を汚さないことを考え実行することが第一と考えます。	

開催回	Q4. 資料1「流域委員会からのメッセージ」(パンフレット)についての意見、感想お聞かせください。
第1回	非常にわかりやすいと思います。
	いいと思う。
	全体的に見て理解しやすい様工夫していることは評価できる。しかし、理念の紹介だけではわからない。具体的な事例の写真を入れる等の工夫かなければ具体的な委員間の共通認識ができてないのかも思った。
第2回	解りやすくまとまっている。
	特になし
	非常によくまとめられている。庶務の関係者に敬意を表する。
	・コンパクトにまとめられていて、主旨も伝わり、よいと思う。 ・小学生や中学生向けのもを作り、川の教材にできないだろうか。
	会議のむづかしい話より、このパンフレットを見れば、この様になればいいと思わせるわかりやすいパンフレットです。
非常によい	
第3回	農業用水利用 - 復活するのか、衰退するのか？時代を見すえて先をみてほしいです。農業が水質にあたえているのでは、徹底的な調査が必要では、劇薬が販売されている時代だから特にお願いしたいものです。
	端的によくまとめられている。
	よくまとめておられて文面は分かりやすいけれど、最終ページの地図に関してトップに持ってこられて一目瞭然に理解できるか、又、そのかわり方がもっとよく理解しやすいのではないのでしょうか。絵地図は人の心を絶えず魅きつけやすいと小生は考えますが！
	委員会の考え方の大要が判りますので良好と思います。
	利水は住民が大事にして利用すべきだ 河川利用は、できるだけ利用せずに市街地で都市空間をもうけるべきだ！ 治水と環境は住民参加で行うべきだ（中小河川も）
しごく当然の事が述べられています。この当然の事が今迄なぜ真剣に考えられてこなかったのが問題です。この原因を追求しておかないと、当委員会で立派な内容を提言されても実行には疑問があります。	

開催回	Q9. 職業 9 その他
第1回	公団職員
第2回	無職
第3回	無職
	水処理、下水関係

第 18 回淀川部会(2002.9.24 開催) 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年9月24日(火) 13:30～17:00

場 所：大阪会館 Aホール

参加者数：委員16名(うち1名は部会長の要請により参加)、河川管理者16名、
一般傍聴者122名

1. 決定事項

次回の淀川部会は、10月29日(火)午後1時30分より開催。11月13日(水)の拡大委員会に向け、最終提言の内容を検討する。

2. 審議の概要

委員会および委員会WGからの報告と意見交換

資料1-1「委員会ワーキンググループ(WG)について」、資料1-2「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料1-3「委員会WG結果概要」をもとに、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われ、各WGについて意見交換が行われた。

- ・水位管理WGでの問題は、水需要など他のWGにも提案して検討すべき。WG同士が横のつながりを持ってほしい。(部会長)

最終提言に関する意見交換・河川管理者からの発表

資料2-2「最終提言目次案」、資料2-3「最終提言素案」を検討するにあたり、河川管理者から資料4「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を用いて「壊滅的被害」、「浸水の許容」について説明があり、最終提言(治水について)に関する意見交換が行われた。

- ・発表内容は国土交通省の意見ではなく、淀川工事事務所長の意見である。治水の理念転換は淀川から変えていきたい。(河川管理者)
- ・治水に関する理念転換が何をもたらすかが、中間とりまとめでもWGでも曖昧にされている。多くの人に理解してもらうためにも、明確に表記する必要がある。
- ・大きな理念転換をする際には、中小河川との整合性など細部まで短時間につめるのは無理。方向を確認し、課題や今後の進め方を計画の中に盛り込めば良いのではないか。

一般意見聴取・反映方法について

資料3「これまで実施した意見聴取・反映方法のまとめ」を用いて、現地対話集会の評価・総括、委員会への提言事項について話し合いがあった。

- ・一般意見聴取WGの仕事は、最終提言に一般意見をどう取り入れるか検討することと河川整備計画を策定、推進する際住民がどう関わるかについて検討することの二つが重要だ。
- ・寄せられた意見をそのまま反映するのは無理だろう。委員が解釈し、消化することが必要。

3. 主な意見

委員会および委員会WGからの報告と意見交換

資料 1-1「委員会ワーキンググループ(WG)について」、資料 1-2「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料 1-3「委員会WG結果概要」をもとに、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われ、各WGについて意見交換が行われた。

<各WG、最終提言作業部会に関する主な意見>

水需要管理WG

第14回委員会資料3-4「水需要管理WG取りまとめ骨子」を用いて、これまでの水需要管理の議論とそのとりまとめについて報告がなされ、その後、意見交換が行われた。

- ・水利権の許認可制、地下水の復活や地下水の汲み上げ(所有権)についても触れておく必要があるのではないか。(委員)
地下水について、水需要管理WGで検討すべきかどうかという問題があるが、検討してみたい。それから、水利権の許認可制については、その検討が流域委員会の役目なのかどうかという疑問もあり、まだ議論するにはいたっていない。(委員)
水利権や地下水に関しては、河川管理者の業務権限にも関わる問題だ。河川管理者に今後期待することも含めて、WGで考えていきたい。(委員)
- ・淀川部会中間とりまとめでは「転用」についても記述されている。WGではその具体的な方法について、どのような議論が行われているのか。
「転用」については、大きな捉え方で議論されている。より具体的なことは添付資料によって充実させていきたいと考えている。
- ・「水需要管理協議会」の設置について提案されているが、どういった権限を持たせるのかといった具体的な議論はまだできていない。また、節水の具体的な技術や方法についても議論できていない。今後のWGでは、一般の方々にも水需要管理の核心をはっきりと明確に示せるように、議論を深めていきたい。(部会長)

水位管理WG

スライドを用いて、水位管理WGのこれまでの議論内容について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

- ・樟葉地点の砂州において、治水安全上の理由から実施されている出水後の急激な水位の低下操作が、フナやコイの産卵行動に影響を与えている。そのために例えば、水が余っていれば産卵期に合わせて水を流して砂州を冠水させる、或いは、出水後の水位低下をできるだけゆっくり行う等の生態系に考慮した水位操作について、具体的に考えていきたい。
- ・現在のところ、水辺移行帯の魚の生態系を中心に議論が進んでいるようだが、今後のWGでは河川環境全体の復活を目指して、例えば、高水敷の冠水頻度の上昇や環境用水の実現にむけて、より具体的に議論・提案していくべきではないか。
現段階では、高水敷を冠水させるような水位操作は難しいのではないかと感じている。まずは、水辺移行帯の冠水頻度を上げて、コイやフナの産卵期に水位を上昇させることができないか、議論している。
- ・急激な水位上昇は魚にとっては良いが、人間にとっては危険である。生態系に考慮した人工洪水による攪乱や出水後の緩慢な水位の低下操作は、治水・利水安全度とどのように関わってくるのか。琵琶湖の水位と淀川の水位には相反する点が数多くある。

これらについても検討するべきだ。

- ・「水需要管理協議会」のような常設の協議会をつくり、水位操作に関して、関係者間で継続的に話し合っていく必要があるだろう。
- ・「月日に cm の水位にする」という操作規則は硬直的に思える。機械ではないのだから、もっとたくさんの人間が知恵を出しあって臨機応変にできないか。
- ・水位管理WGは他のWGに対して、環境用水についての考え方や具体的なプラン等について、より具体的な提案や課題を出していく必要があるだろう。いまのような縦割りのWG運営のままではいけない。(部長)

ダムWG

- ・ダムWGでは、ダムが産業的な発展に寄与し大きな治水効果も上げてきたが、その一方で自然環境に大きな影響を与えてきたといった全般的な議論が進められてきた。今後は、ケーススタディとして流域のダムを1つ取り上げて、研究するという事になっている。
- ・前回のWGでは、丹生ダムをケーススタディとして取り上げて議論する予定だったが、滋賀県と高時川の治水に関する考え方についての擦り合わせができていないため、丹生ダムの説明資料が用意できなかった。(河川管理者)

一般意見聴取WG

- ・河川整備計画が完成し、それを実行していく段階で一番重要なことは、淀川の特徴を活かした協議会や連絡会議のような実態を踏まえた議論をしていく場が重要である。一般意見聴取はその活動の中に組み込まれていくことになるだろう。具体的な方法については、今後のWGで議論を深めたい。
- ・流域委員会に寄せられた一般からの意見について、部会においてもWGにおいても十分な検討や回答を行ったわけではない。これらを今後どう取り扱っていけばいいのか。WGで検討したい。
- ・これまでに寄せられた一般からの意見はラウドマジョリティであり、サイレントマジョリティや次世代を担う若い世代の意見を抽出する必要性もあるという意見も出ている。今後、検討したい。

最終提言に関する意見交換・河川管理者からの説明

河川管理者から資料4「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を用いて説明がなされ、最終提言(治水について)について意見交換が行われた。

<説明要旨>

「洪水の壊滅的被害」という言葉が様々な受け取られ方をしている。若干誤解もあるかもしれないので、どういう流れで「壊滅的被害を回避する」ということを言ってきたのかを、再度、説明させて頂きたい。

・破堤の輪廻

破堤 目標流量の設定 河川改修 より高い堤防 住民の安心感向上・沿川土地利用の高度化 洪水エネルギーの集中・増大 未曾有の降雨 破堤 さらに目標流量の設定、洪水エネルギーの集中と増大、より高くなった堤防、沿川土地利用の高度化は、過去の破堤に比べ大きな被害を発生させる。そして、高い堤防がいったん破堤すると、人命が失われる、家屋等が破壊される、ライフライン支障による混乱が生じる、浸水による被

害が生じる。破堤の輪廻を経て、洪水に対して「脆い」地域ができあがってしまった。

・洪水対策・地域整備の転換

目標流量を決めて、目標洪水量を河川の中に閉じ込めて処理するこれまでの河川整備(自然との全面対決)を見直さなければならない。つまり、大雨という自然現象は完全に制御できない、浸水は受け入れざるを得ないという発想に立ち返り、その上で洪水に対して「脆い」地域から「したたかな」地域に整備し直さなければならない。

・「したたかな」地域に向けて

このために、まず破堤の回避が前提となる。堤防が切れ、洪水エネルギーの破壊的な解放を回避する対策を優先し、「命までは取られない」「家屋は浸水はしても破壊されない」「ライフラインは途絶しない」という安心感が得られる地域整備に取り組む必要がある。つまり、淀川は溢れる、その際には壊滅的な被害だけは回避する、その上で浸水被害をできるだけ軽減するという考え方に方向を転換してゆくべきである。

・不遜な語感を持つ「浸水は許容する」

現状は「浸水を許容する」とか「しない」という状況にはなく、いつどこで起こるかわからない破堤を甘受するほかなく、極めて脆く安心できない状況にあることを認識すべきである。人間が河川を制御するのではなく、河川に生かされるという発想に立つならば、「ここまでなら浸水を許す」という不遜な語感を伴う「浸水の許容」が出てくる余地はない。

意見交換

・自治体の治水対策との整合性を図るために、河川管理者が権限を明確にしておくべきだ。

目次案には、河川管理者の業務内容・守備範囲・権限・責任について書くべきである。

・自治体では、過去の洪水被害を対象にして支川の整備を行い、本川に水を排水することを計画している。この自治体の計画に対して、本川が「NO」と言えるならそれで良いが、現実はそのようになっていない。河川管理者の提案には賛成するが、自治体はこの提案を受け入れることはできないだろう。今からしっかりと調整を行わなくてはならない。

・自治体との整合性を考慮して治水対策を考えれば、おそらく従来の河川整備と何ら変わりのないものができるだろう。この委員会の役目は、新たな目標を提示することにある。自治体の多くは50mmを目標降雨にして、河川整備計画を立てている。流域委員会は、50mmを越えるような豪雨に対しても、壊滅的な被害を回避することを目標にしている。

・現実として、国と自治体の間で河川整備計画をめぐる、矛盾が露呈しはじめている。

例えば、国が管轄する丹生ダムと、県が管理するダム下流の姉川・高時川。これらをどう取り扱っていくのか、考えていかなければならない。

・長期のスパンで考えていくことが、この流域委員会の使命だと思うので、詰め切れないところが多く出てくるのは仕方がない。方向性を確認し合うことがまず必要で、あとは検討課題や今後の進め方について意見を出せばいいのではないかと。

・国と自治体のレベルにおいても、治水対策に整合性が取れていないが、直轄の河川管理者においても、それは同じだ。本日のような新たな治水対策への転換の提案は、おそらく淀川流域だけのものだろう。しかし、本当に必要な理念の転換であるならば、淀川流域から全国に発信していけばよいことだ。(河川管理者)

・治水の理念の転換が今すぐにできるとは思っていない。優先順位を決めて進めていきたい。それが順応的管理だと思っている。(河川管理者)

- ・今後の流域委員会では、より具体的な提言を行っていかねなければならない。例えば、治水の理念の転換を提言するならば、これまでの河川整備のどこをどう変えていくのか。従来の施設による対応がどう変化していくのか。基本的にはダムを採用しないと提言するならば、その代替案としてどのような方法があり得るのか。WGでの議論を深め、一般の人にも説明していかねなければならない。(部会長)

一般意見聴取・反映方法について

資料3「これまで実施した意見聴取・反映方法のまとめ」を用いて、現地対話集会の評価・総括、委員会への提言事項について意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・住民、専門家、行政が共に考えていくための仕組みづくりがもっとも重要だ。それを実現するための組織作り、例えば協議会や実行委員会をどうやって具体化していくかを考えてきたい。
- ・自治体等を含めた利害関係者と一般からの意見については、きちんと仕分けしたうえで議論を進めていく必要があるだろう。
- ・一般意見聴取WGには2つの目的がある。1つは、一般からの意見を最終提言にどのように組み込んでいくのか。もう1つは河川整備計画が完成し施行されていく中で、どのように住民意見の聴取・反映を進めていけばよいのかを考えていかねなければならない。
- ・一般からの意見には、賛成反対意見が多数存在しているため、すべてをそのまま最終提言に盛り込むことは難しいだろう。委員が一般からの意見を解釈した上で、最終提言に書き込んでいくほかないだろう。
- ・一般からの意見に対する回答については、流域委員会の最終提言が、その役目を果たすのではないか。
- ・一般意見聴取・反映について、流域委員会には3つの仕事がある。1つめは、一般からの意見を最終提言にどう反映していくかを検討し、実行すること。2つめは、河川整備計画の中身として、住民意見の聴取・反映のための継続的な組織が必要かどうか、もし必要であればどういった組織が望ましいかを検討すること。3つめは、河川法に書かれている「住民意見の聴取・反映」をどういった手法で実施していくべきか、その手法に関する流域委員会の検討結果を提言すること。各WGでは、これらの3つの仕事を意識したうえで、具体的な検討を進めて頂きたい。

※ 説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第 19 回淀川部会(2002.10.29 開催) 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年10月29日(火) 13:30～16:30

場 所：京都リサーチパーク4号館地下1階 バズホール

参加者数：委員 15 名(うち 1 名は部会長の要請により参加)、河川管理者 18 名、
一般傍聴者 119 名

1 決定事項

- ・ 次回の淀川部会は、11月29日(火)15:00～18:00に開催(時間については部会長一任であったが、部会終了後、部会長と相談の結果表記の通りとなった)。11月16日(土)の最終提言作業部会で決定する最終案について検討する。
- ・ 本日議論した最終提言素案の修正案等については、庶務宛へ文書で知らせる。

2 審議の概要

委員会および委員会WGからの報告

庶務から、資料1-1「委員会および各部会、WGの状況」、資料1-2「委員会WG結果概要」を用いて、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われた。

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員が、資料2-1-2「最終提言素案」について説明。その後、2つの案(A案、B案)が併記された「4-6 ダムのあり方」中心に意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・ これまでの淀川部会の議論を考えた場合、基本的にはB案でいくべきと思う。
- ・ ダム建設を抑制すべきだと提言しているB案でさえ、「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」としていた淀川部会の中間とりまとめよりも後退している気がする。
- ・ この流域委員会が必要なことは、理念の転換とそれを実現するための原理・原則を明確にすること。その観点からはB案が望ましい。
- ・ 既設ダムの対応として生態系の連続性の回復に魚道の設置が書かれているが、魚道の設置だけでは、生態系の連続性の回復は不可能だ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に最終提言素案の高水敷利用に関する記述について、意見が出された。

その他

庶務から、資料3「精華町長からの意見交換実施の申し入れに関する対応について」に関し、申し入れと対応に関する経緯の説明と精華町長に対する返答について報告があった。

3. 主な意見

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員より、資料 2-1-2「最終提言素案」について説明が行われ、主に 2 つの案（A 案、B 案）が併記された「4-6 ダムのあり方」中心に意見交換が行われた。

第 1 回拡大委員会（11/13 開催）では、最終提言素案について全委員によって意見交換をする予定になっている。この拡大委員会に向けて、最終提言素案のどこにポイントがあるのか、何が問題となっているのか、本日の部会で議論したい。（部会長）

<4-6 ダムのあり方に関する主な意見>

- ・ A 案と B 案では、新設ダムに関して「地域特性」の点でスタンスに大きな違いが見られる。A 案では、地域特性に比重が置かれ、ダムは選択肢の 1 つとされている。また、既存ダムに関しては、撤去まで含めた幅広い見直しを実施するか否かにおいて、スタンスの違いが見られる。
- ・ 「地域特性」に関する記述が数々の例外的な考え方を生み、本来提言が唱えていたはずの理念の転換から懸け離れていくのではないかと心配している。
- ・ A 案は、前段と後段でダムに対するスタンスに微妙な違いがあり、論旨に統一性がない。また、既存ダムと新規ダムがきっちりと区別されておらず、わかりづらい印象を受ける。B 案を支持したい。
- ・ 今後の 20～30 年後を考えるのであれば、はっきりとした方向性を出すべきだ。
- ・ A 案のままでは、従来の考え方と何ら変わりがない。これでは「ダムについては、今後でも変える必要はない」と提言しているようなものだ。「3-1 河川整備に関する基本認識」で、自然の保全・回復や自然との共生を理念として提言している以上、「原則としてダムは採用しない」という姿勢を貫くべき。
- ・ 淀川部会の中間とりまとめでは、「原則としてダムは採用しない」と提言した。淀川部会としては、B 案を支持することに異論はないのではないかと。つまり、B 案を基本にして、A 案の「水系ダム間の役割見直しや容量再編」等に関する記述を付加していけばよいのではないかと。
- ・ 淀川の上流地域と下流地域の河川整備の格差を考えれば、流域全体のインフラのバランスが確保できたとは思えない。B 案には、特記事項として淀川上流域の整備についても触れておくべきだ。

地域格差があるのは確かだ。しかし、最終提言は今後の河川整備の原理原則を示すものであり、個々の整備について細かく記述する必要はないと考えている。例えば、上下流のバランス等の個別の問題については、河川管理者が河川整備計画原案を作成する中で検討して代替案を出せばよいのではないかと。
- ・ B 案には、ダム建設予定地の地域社会についても記述すべき。具体的には、ダムは住民の暮らしを破壊することで成り立っている、上流地域の犠牲の上に成り立っている点を書き加える必要がある。
- ・ B 案の冒頭は「わが国では、」となっているが、この提言が対象としている範囲をはっきりしたほうがよい。淀川水系流域を対象としているのか、日本の全河川を対象としているのか、明記する必要はないだろうか。
- ・ この流域委員会で必要なことは、理念の転換とそれを実現するための原理・原則を明確

にすることだ。その観点からはB案が望ましい。

- ・ B案の「(3) 既設ダムについて」の中で、生態系の連続性の回復のための手法として、魚道の設置等と記述されているが、魚道の設置だけでは生態系の連続性を回復することはできない。魚にとっては、魚道のない、自然のままの河川形状が最も良い。20年、30年というスパンで考えれば、魚道についてはあえて書かない方がよいのではないか。このままの記述では「魚道さえつくれば、それでよい」と受け取られかねない。
- ・ ダム建設を抑制すべきだと提言しているB案でさえ、「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」としていた淀川部会の中間とりまとめよりも後退している。

<その他の意見>

- ・ 河川整備の費用を誰がどう負担するのか、政策決定のプロセス(本省との関係) 河川管理者と住民とのパートナーシップ、公共事業を行っていく上での第三者による評価等について、書いておくべきだ。
- ・ 「4-5 河川環境計画のあり方」(4-12 12 行目)に「河道植生の管理を行う」と記述されているが、部会の議論から言えば、「高水敷の切り下げや水辺移行帯の保全を行う」とするべきではないか。
- ・ 「4-5 河川環境計画のあり方」(4-12 15 行目)に「河道の物理環境は川幅、流量、流砂量と流砂の粒度、河道植生によってほぼ決定される」と記述されているが、実際は「河道植生」ではなく「河床形態」によって、河川の物理環境が決定されるのではないか。
- ・ 「3-4 新たな河川利用の理念」では、高水敷の河川公園等の整備が無秩序な河川空間の利用を招き、河川の水質の悪化・生物の棲息域の減少など、河川本体の姿に悪影響を与えていると書かれている。しかし、河川本来の姿に悪影響を与えている原因は、高水敷の水による攪乱作用が失われたことにあるのではないか。修正する必要があると考えている。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に最終提言素案の高水敷利用に関する記述について、意見が出された。

<主な意見>

- ・ 街には、高水敷の施設公園の代替地となる場所が存在していない。子どもたちが遊んだりすることが、すでに「川でしかできないこと」になってしまっている。
- ・ 現状の高水敷利用に関する記述のままでは、川で遊ぶ子どもやボランティアまで排除することにならないか。素案では、「人間中心の利用」から「河川の自然環境を重視した利用」へと」と書かれているが、もう少し誘導的な内容に修正できないか。
- ・ 高水敷利用の記述が中間とりまとめよりも厳しい内容となっていて、困惑している。利用の抑制ばかりについて書かれているが、グラウンドが撤退した後をどうするのが見えないし、土地の管理についても疑問が残る。
- ・ 現在のグラウンドを撤去した後の管理について疑問を持たれているが、高水敷が自然に戻ってはいけないのか。もとの川に戻ってはいけないのか。

※ 説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

淀川水系流域委員会 猪名川部会現地意見交換集会 結果概要

開催日時：2002年9月21日(土) 13:30～16:45

場 所：川西市商工会館 4階多目的ホール

参加者数：委員10名(うち1名は部会長の要請により参加)、招聘者3組(6名)
一般傍聴者44名

1. 意見交換概要

「中間とりまとめ」の概要を報告した後、猪名川流域の住民3組を招聘し、各20分間流域での活動や問題についてご意見をうかがい、委員との意見交換を行った。

2. 主な報告と意見

止々呂美地域まちづくり協議会会長 奥村実氏、上止々呂美自治会会長 酒井精治氏、
下止々呂美自治会会長 塩山慶司氏

「止々呂美地域まちづくり協議会」の成り立ちについて話があった後、余野川ダムと周辺の住宅開発についての説明があった。

〔説明要旨〕

地域活性化に向けての動き

- ・ 止々呂美地域は箕面市の北部に位置する人口500人ほどの集落。箕面市の市街地とは山間地域によって分断されているため、市街地としての整備が遅れ、住民の高齢化、過疎化も著しい。同地域では、地域の活性化を図るため、民間主導による住宅開発計画を進めることにし、昭和49年に先祖代々守り続けてきた西山を民間企業に売却。活性化へ向けての第一歩を踏み出した。
 - ・ 一方で、昭和52年、旧建設省による「余野川ダム建設」の計画が浮上。住宅開発計画が中止されることを恐れた地元住民は、当初、絶対反対の姿勢をとった。しかし、治水を推進するという立場で、ダム建設に対する国・大阪府の強い要請があったことから「ダム湖周辺住宅開発の早期実現」「余野川ダム及び周辺の住宅開発と整合のとれた既存集落のまちづくり」を絶対条件に基本協定を締結し、ダム建設計画を了承した。地域を流れる余野川は、豪雨の際には大きな石が流れ、土砂崩れを引き起こしてきた「暴れ川」。自然を守ることは大事だが、時には自然は人間に牙をむくことを住民たちは知っていた。
- 遅々として進まないダム建設・住宅開発
- ・ しかし今も、止々呂美地域の現状は変わっていない。西山を売却して約30年、ダム計画が持ち上がって20数年。導水路トンネル工事など関連工事は進んではいるが、ダム本体の建設や住宅開発など、地元の要望は遅々として進んでいない。
 - ・ 地元を置き去りにした行政の姿勢に、住民は不安を抱いている。行政の都合で翻弄されることは決して許されるものではない。1日も早く、住民が望む止々呂美地域のまちづくりをお願いしたい。

(主な意見交換)

- ・ 宅地開発の計画内容を具体的に教えてほしい。(委員)

開発面積は計画当初700ha以上の止々呂美地域のうち314haだったが、大阪府の事情により約100ha強に縮小される予定。人口は1万人程度を見込んでいる。特色としては、通常の宅地とは違った、弱者に優しい町。つまり子どもからお年寄

りまでが暮らせるエージレスタウン、現代風なまちづくりであること。さらに、ダムと一体化した景観の良さと、山からの吹きおろす風がダム湖の水面の影響で夏は涼しく、冬は暖かいという付加価値もあり、グレードの高い宅地を目指している。(発表者)

その計画は行政側から提示があったのか。それとも地元が要望したのか。(委員)
計画が動き出した 30 年前は民間開発で進んでいたのだが、市が民間企業による乱開発を危惧して、市と府が協議して公的開発に変わった。先ほど話したエージレスタウンという構想は行政による提案で、地元はその提案に賛成したいきさつがある。(発表者)

- ・初めはダム建設に反対されたそうだが、先ほど言われた「水と緑の健康な街」、「弱者にも優しい街」は、ダムがなければできないのだろうか。例えば長良川のように、ダムがなくてもすばらしい景観の街がある。ダムのない今の川の状態、十分理想の街が計画できると思うが。(委員)

府などから提示されたイメージ図によれば、ダム湖周辺から始まって、山の傾斜を利用してだんだん高いほうへ宅地が造成される。住宅からはダムも見ることができし、場合によっては川の流れも見えるかもしれない。私たちはダムがあり、そのうえレジャースポットが誕生して都会に住む人が遊びに来てくれる街を望んでいる。またそのような場所が近くにあることが、グレードの高い住宅の要素となると思う。(発表者)

池田市神田小学校教諭 西 義史氏 (池田 NPO クワガタ探検隊 主催)

地域での活動について話した後、自作の紙芝居「コクワの冒険」をスライドで紹介した。

〔説明要旨〕

クワガタムシを通して多彩な活動を

- ・猪名川水系にオオクワガタが生息していることを知って以来、クワガタムシに魅了され、平成 5 年にボランティアグループ「クワガタ探検隊」を結成。「クワガタムシを通じて子供たちに自然に触れ合ってほしい」という思いを原動力に、これまで 100 回を超える観察会や講習会を開いてきたほか、猪名川で子どもたちとワンド作りに取り組むなど精力的に活動している。
- ・紙芝居「コクワの冒険」は、「勇気」という名のコクワガタが自然の中でしなやかにたくましく生きていくという話。勇気(コクワガタ)と敏明(人)のふれあいを通して、人と自然とが共存共栄していくための一つの方途を描いている。

猪名川とクワガタムシの関係性

- ・淀川・大和川水系にもオオクワガタはいないのに、猪名川水系だけには住んでいる。その理由はわからないが、クワガタムシにとって猪名川の河原は里山の連続だからかもしれない。
- ・猪名川をよりもっと人と自然との共生の場にするためには、魚釣りやカヌー、ボート遊びなどを復活させるべきだ。さらに、水生生物が共存できるようなワンドや、昆虫類が育ち人間も遊べる広い河原をつくるべきだろう。

(主な意見交換)

- ・「余野川ダムの建設について反対だが、ダムを作ることで自然との共存共栄の方向があるのではないか」と話していたが、何か方策や名案はあるか。(委員)

教育者の立場としては、今、非常に子どもの自然離れを心配している。先日小学校の子どもに将来もこの街で暮らしたいかというアンケートをとったところ、100人

中 85 人が「どこかに引っ越したい」と答えていた。基本的にダム建設には反対だが、自然豊かな地にダムが完成することによって、多くの人が自然と触れ合える「場」が広がる。教育的な方策となるが、子どもが家族とともに自然を体験できる広場の確保が不可欠ではないか。(発表者)

- ・用水路近くにもクワガタムシは生息しているのか。またクワガタムシが猪名川に多く生息する理由をどう考えているか。(委員)

人工的に作られた神田用水付近でも生息している。理由は 近くに水がある 周りにまばらに木が生えていて風通しのよい 日光がよくあたる 周りに樹液を出す木があるという、クワガタムシが住める 4 つの条件が揃っているからだと思われる。猪名川にクワガタムシが多い理由は、猪名川が基本的に里山を有する里川であることと、オオクワガタに関して言えば田んぼや山や川があるゆるやかな勾配の山、いわゆる人と自然が共存共栄してきた里山が生育に合っていたのではないか。

(発表者)

環境川西街づくり協議会代表理事 管野敬氏、森脇章夫氏

管野氏から同協議会の活動について話があった後、森脇氏がスライドを用いて、会の活動拠点である環境会館の写真や公園整備地区、一庫ダムなどを紹介した。

〔説明要旨〕

「川西の嵐山計画」実現に向けて

- ・同協議会は地元住民により結成。環境会館を拠点に、昭和 59 年度から川西市出在家地区～小花地区南部の約 2.0 kmを「市民のための水上公園」にしようと、「川西の嵐山計画」をテーマに猪名川再生計画を進めている。

ボランティアの手で管理、にぎわう公園

- ・整備地区は阪神高速池田線の高架下であり、阪神高速道路公団が貸与してくれた土地。遊具はほとんど住民有志の手作りだ。管理は行政の力を借りることなく、10 数人のボランティアが草刈りなどに携わっている。
- ・公園は平日でも多くのバーベキュー客でにぎわい、「わざわざ山まで行かなくてもバーベキューができる」と喜ばれている。会としては、せせらぎを利用してピオトープを作り、「エコフェスタ」というイベントを行い、多くの人に参加してくれている。
- ・ボランティア活動を通して、「川を守ることは行政に任せるのではなく、自分自身、さらには住民みんなで自主的に行動することが大事だ」と痛感している。

(主な意見交換)

- ・ボランティアの人たちが公園を自主管理しているそうだが、活動内容をもっと詳しく教えてほしい。(委員)

例えば今年は約 2km にわたってコスモスを植え、手入れをしている。また日曜日にバーベキューに来るお客さんのために、事前に掃除も行っている。活動は毎週火曜と木曜。ただ、雨が降ったら曜日に関わらず公園を整備し、参加も週 2 日厳守ではなくできるだけ参加と、あくまでも柔軟な活動。メンバーは「仕事」としてではなく、「自分のやりがい」として参加している。(発表者)

- ・少雨傾向にある昨今、ダムを作らざるを得ないと思うが、その場合自然をある程度壊すことになる。良い治水対策はないだろうか。(委員)

昔は家の周りに水田や森林があるなど、身近に「水の循環」が存在した。少雨化の問題は、水の循環が絶たれてしまったために深刻化しているのではないだろうか。

これからは、ダムを作るという方法ではなく、「この地域に降った雨をこの地域から逃がさない」対策を住民と地権者が協力して実行すればいいと思う。50年を費やして壊した水田や森林は、同じように50年費やしてでも作り直せばいいのでは。(発表者)

3. 一般傍聴者の意見、委員との質疑応答

- ・ 昨年、猪名川は汚水度がワーストナンバー3だった。先日川西市役所の環境課へ行くと、「原田下水処理場から出るところで計測した」と言われた。阪神北摂民局の環境課では測定場所をはっきり言わなかった。下水処理場近くで測定すれば、悪い数値が出るのは当然。きちんとした測定場所を決めるべきだ。(一般傍聴者)
- ・ 最近の中高生のほとんどが日本の将来に期待していないというデータがある。私は飽食の時代を作ってきた世代として、そのことに責任を感じ、子どもたちにきれいな川を残そうと「川西市民の水と空気と緑と健康を守る会」というグループを立ち上げた。西さんのクワガタ同様、私は魚を通して人と自然との結びつきを考えていくつもりだ。川西は空気が良く、緑も多い。さらに木を植えていけばもっといい街になると思う。(一般傍聴者)
上流部分をはじめ、猪名川はすばらしい川だと思う。しかし、例えば松の木の寿命が30年しかないように、川や山は長い間同じ状態ではない。環境というのは非常にややこしく動いていくものだとすることを考慮に入れて、将来の猪名川の姿を想定して川づくりを考えていくべきだろう。(委員)
バブル期にはにぎわっていた猪名川水源近くのゴルフ場も、今では人が少なくなっている。それにもかかわらず、農薬散布は続けられている。水源近くで土壌が汚染されているのは問題だと思う。(部会長)
- ・ ダム建設とまちづくりは全く別の話である。どうすれば地域発展につながるのか、行政と市民がもう一度しっかり協議した方が良い。(一般傍聴者)

本資料は部会の概要をお伝えするため作成したものです。

第 14 回猪名川部会（2002.10.1 開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002 年 10 月 1 日（火） 16：00～21：20

場 所：a x ビル アクスネット

参加者数：委員 12 名、河川管理者 12 名、一般傍聴者 69 名

1. 決定事項

第 15 回猪名川部会は 10 月 17 日(木)10:00～13:00 に開催する。阪神水道事業団から利水（水需要の予測等）について情報提供をお願いする。

2. 審議の概要

委員会、部会および委員会WGの状況報告

資料 1-1「委員会ワーキンググループ（WG）について」、資料 1-2「委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）」資料 1-3「委員会WG結果概要」、資料 1-4「水需要管理WGのとりまとめ骨子」をもとに、委員会および他部会、各WGの活動状況、スケジュール等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

庶務より資料 2-1「最終提言のとりまとめ方針案（9/12 第 14 回委員会資料 2-1）」をもとに、最終提言に向けたスケジュールについて説明があった。

最終提言の主要論点に関する情報共有および意見交換

- ・河川管理者より資料 3-1「猪名川治水の基本的考え方」を用いて、S28.9 洪水をモデルに、現況河道において [a. 堤防天端まで強化の有無 b. 無堤地区の築堤の有無 c. 狭窄部開削の有無] の条件を組み合わせた被害状況シミュレーション結果について、情報が提供され、意見交換が行われた。
- ・河川管理者より資料 3-2-1「猪名川流域の環境の現状」を用いて、猪名川・余野川ダムの環境の現状について情報提供が行われた。
- ・本多委員より OHP を用いて、余野川ダム建設予定地域のシカを中心とした動物の棲息調査について情報提供が行われた。回復しつつある生態系の連続性がダム建設によって無に帰してしまう、選択肢の 1 つとしてダムも考え得るという意見もあるが、ダムには頼るべきではないとの報告がなされた。

主な意見

- ・ハード面の整備だけではなく、ソフト面の整備で環境に配慮した計画が実現できるのではないか。
- ・事務方の河川管理者から現場で工事をする人たちまで、生態系への細かな配慮をもって河川整備に取り組んで欲しい。
- ・水源地開発は、世界の水不足、地球温暖化、異常気象も視野に入れて考えるべきだ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 4 名から「次回の部会で、関西のダムと水道を考える会からの説明をさせて頂きたい。それが無理なら、委員に説明資料の事前送付をお願いしたい」「余野川ダム計画の基本高水があまりにも高すぎる。算出し直す必要がある」「猪名川の治水に対する余野川ダムの寄与率は非常に低い。計画を中止すべき」といった発言があった。

3. 主な報告と意見交換

- ・ 河川管理者より、治水に関する情報提供が行われた。
説明要旨：「猪名川治水の基本的考え方」(資料3-1)
- ・ 中間とりまとめを受けて、今後の治水政策の基本的な考え方は、壊滅的被害の回避を最優先しつつ、できるだけ浸水被害を軽減していく方針である。
- ・ 具体的な治水対策メニューを考えるにあたっては、現在の堤防を活用する、堤防は今以上高くしない、下流の水位上昇はさせない、ことを前提に考える。
- ・ 破堤による壊滅的被害の回避対策を実施する場合のシミュレーションを行った。
- ・ 現況河道で、S35年の1.0倍降雨の場合、猪名川右岸で浸透、洗掘、越水等の被害が生じる。藻川についてもS28.9の2倍以上の降雨で、越水が生じる。
- ・ 現況河道で、S28.9の洪水の2.0倍の降雨があると、上流、下流ともに破堤が起こり相当の被害が出る。堤防強化を行った場合、越水、溢水は起こるが下流での被害は半減する。
- ・ 堤防を強化しないまま、中の島に築堤を行った場合、S29.8の1.8倍程度の降雨で洗掘破堤や越水が起こる。また、堤防を強化しないまま、銀橋を開削した場合も同様である。
- ・ 下流の堤防を強化した上で、中の島の築堤を行い、さらに銀橋を開削した場合、銀橋上流の浸水は軽減される。一方、下流域では破堤は起こらないが、流量増に伴う越水が生じる。
- ・ 以上の結果、やはり下流の堤防強化を行った後でなければ、中の島の築堤や銀橋の開削はできない。
- ・ 堤防強化工事は、夏場の出水期は工事できないこと、橋梁や樋門等横断的な構造物周辺の施工期間、兼用道路の交通規制をも考慮すると、相当の期間(S28.9の1.5倍対応で10年以上、5倍対応で20年以上)かかる。

(補足)

- ・ 下流の堤防を強化した場合は越水が、強化しない場合は破堤が起こる。地図上では同じように氾濫しているように見えるが、越水と破堤では、破壊力が全く違うことを認識いただきたい。
- ・ また、堤防を強化した場合でも、破堤が起こる可能性が全くないわけでもないことをご了承いただきたい。

意見交換

- ・ 兵庫県河川部では、銀橋の開削を前提に河川改修を進め、10年に一度の規模の大雨まで耐えられるようにするという計画が進められている。下流の堤防強化が終わらないと銀橋の開削はできないとの説明があったが、県と国の政策の整合性はとれているのか。
現時点では、整合性は取れていない。(河川管理者)
- ・ 先ほどのシミュレーションについて、余野川ダムが存在は、ファクターとして入っていないのか。
入っていない。一庫ダムについても、想定したケースでは貯水容量を超えており、治水の効果がない状況である。(河川管理者)
- ・ 一庫ダムの治水機能をもっと上げた条件にはできないのか。
もっと有効活用できる方法を検討し、できればお示ししたい。(河川管理者)
- ・ 一庫ダムから上流部分と多田地区の浸水区域の面積には、どのくらい差があるのか。

はっきりとはわかならい。調べておく。(河川管理者)

- ・ ハード対策よりも、ソフト対策のほうが重要なのではないか。
ソフト対策の重要性については、十分認識している。時間があれば、次回にでもソフト対策についても説明を行いたい。(河川管理者)
- ・ 被害額の算定方法だが、下流域と上流域の家屋は同じ基準でよいのか。多田地区など、浸水に備えて1階には被害が及ばないようにしているところも多いし、そういう場合は被害額が少なくなるのではないか。
そこまで細かい計算はしていないが、農地や住宅地等、地域の土地利用形態に浸水深を勘案して被害額の計算を行っている。
- ・ 銀橋の開削については、トンネルの掘削で流量をコントロールする方法など他の代替案も考えられる。
- ・ 堤防を強化するための費用を含め、代替案ごとに費用対効果を試算する必要がある。
- ・ 2、30年かけて堤防を強化する際の工事の中身と費用について、イメージできるものを出していただきたい。
- ・ 費用対効果については、環境から得ているメリットを考慮してこなかったから、今のような河川環境となってしまった。単純に経済的な論理だけで推し進めると本質をはずしてしまう。難しいが、環境から得ている精神的な恩恵についても評価として組み入れたい。
環境省は、環境価値に対するコストについての研究を進めている。いろいろな評価方法があり、神戸の自然海岸が何十億円と評価されたケースもある。環境上のコストについても、当然含めて総合的な費用便益の分析を行うべきである。
- ・ 洪水や濁水の対策には、想定レベルが必要である。洪水にしたたかな対応ができるまちづくりを進めるには、一生のうち3回くらい(壊滅的でない)洪水を経験するくらいが望ましい。濁水に対しては、20年に3回くらい、1ヶ月風呂に入れれないという経験をするくらいが丁度よいのではないか。
- ・ 治水対策=ハード対策ではない。まず“浸水する地域に住んでいる人達が困らないようにする”ことに重点を置いて考えるべきである。人間はきわめて柔軟性、応用性が高く、どのような状況にも対応できる力を秘めている。多大な費用をかけた治水対策を考える前に、ソフト施策でどこまで対応できるのか考えるべきである。浮いた費用は、環境対策などに使える。
- ・ 30年かけて堤防を作り、その後に銀橋を開削するとの報告があったが、そこに住んでいる人には、30年先の安全を約束されるより、その間、その費用で何らかの援助(家の改築、引越し等)を受けられるほうが、よほど有り難いかも知れない。
- ・ 浸水に備えて、ボートを置いてみる、お年寄りの所に避難誘導をするために一番に行く、など洪水時でできるソフト対策についてまとめ、委員会の意見として提案していくべきである。
- ・ 猪名川に適用できそうな治水対策のメニューが他にあれば、費用対効果も含めて、またデータとして出していただきたい。(部会長代理)

- ・河川管理者および委員より、猪名川環境および余野川ダムにおける環境保全対策、環境調査に関する情報提供が行われた。

）河川管理者による説明

説明要旨：「猪名川流域の環境の現状」(資料 3-2-1)

猪名川流域の環境の現状

- ・猪名川流域は大きく、河口域(神崎川)、下流域、中流域とに分けられる。
- ・猪名川の水質は、平成 12 年度の調査で、全川にわたり環境基準を満たしている。
- ・猪名川流域の下水道普及率は、一部を除いて 100%に近づいている。
- ・植物においては、外来種と在来種の比率は 5 年前とほぼ同じであり、また下流になるほど外来種の割合が大きくなっていく。また、鶴見川(25%)、江戸川(23%)、土器川(21%)に比べると、猪名川の外来種の占める割合(34%)が多いことが判る。
- ・猪名川本川及び藻川では、(農業用の)井堰が 6 箇所、床固が 2 箇所設置されている。しかし、魚道が設置されているのは、池田井堰の 1 箇所だけであり、魚類等の上下の移動が制限され、縦断方向の連続性が遮断されている。
- ・猪名川では、水面幅の減少や、コンクリート護岸の整備等により、水域から陸域への横断方向の不連続性が指摘されている。

余野川ダムにおける環境保全に関する取り組みの現状

- ・余野川ダムの事業地は、豊能町、池田市、箕面市の 3 市町にまたがっており、ダムサイト周辺は、常磐団地、大和団地、川西ニュータウン、ゴルフ場等に囲まれている。
- ・余野川ダムは貯水池面積が約 70ha であるため、閣議決定の実施対象(200ha 以上)ではないが、閣議決定された内容に準じた調査を行い、地域住民に説明を行っている。
- ・事業区域内の自然環境は、植物、ほ乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類のすべてにおいて指定種が確認されている。
- ・余野川は平成 14 年 6 月 18 日の大阪府の告示で、水質の類型が B 類型から A 類型に格上げになった。
- ・事業区域内では、平成 11 年にオオタカの巣が発見された。このため「水と緑の健康都市オオタカ調査委員会」においてオオタカの保全対策として、約 55ha が保全地に設定された。それに伴い、大阪府では、オオタカ保全方策及び地価動向等により特定土地区画整理事業の事業計画見直しを行った。

書籍「『川の H の条件』/森下委員著」の紹介

- ・環境というのはそこに住んでいる人が決めることであり、そのためには、評価できる指標が必要となる。それが指標生物学の考え方である。
- ・猪名川は人が関わって生き延びた、そういう生態系が存在するなど、厳正な自然の中のシステムではない。

）本多委員より、OHP を用いて、余野川ダム建設予定地域のシカを中心とした動物の棲息調査について情報提供が行われた。

[説明要旨]

- ・市民の自然観察会、専門家とともに、余野川ダム建設予定地域で、ニホンジカの食草調査、ダム計画における環境影響評価を行った。この結果は、猪名川総合開発の余野川ダム計画における環境影響予測へ反映してもらいたい。

- ・対象地域で確認できた植物種は、全部で 121 科、587 種であり、その中でシカが食べているものは、67 科 201 種(34%)である。代表的なものは、アカマツの幼木、ヒノキの幼木、ナラガシワ、アラカシ、ケアタリソウ、セイトカアワダチソウ、フジなどがあげられる。
- ・食べている場所は、大きく谷部、尾根部、耕作跡地、造成跡地等に分けられる。谷部は、小川、樹木、路肩など環境的にバラエティーに富んでいるうえ、植物相も豊富であり、ここが主な餌場になっている。特に冬場は、シカの生活を支える重要な役割を果たしている。他の場所では、餌場や時期、品種を選んで食べているようである。
- ・余野川ダム開発予定図を見ると、谷筋はほとんどダムに沈んでしまう。ダムができれば、ニホンジカの移動と分散が起こることは間違いない。箕面のシカの個体群は、高槻、能勢の個体群とつながりをもちはじめ、連続性回復の兆しが見えていたのに、ダムができることで、それらは全て無に帰してしまう。

意見交換

- ・伊丹では、猪名川がほとんど唯一の自然であり、環境学習をするには、そこしかない。その猪名川が、運動公園しかないというのは、大きな問題であり、将来的には、運動公園は、堤内地に帰すべき。
- ・河川法では、“河川保全区域”というのがある、河川区域に隣接する一定の区域を、河川管理施設の保全のため、指定することができる。河川の環境を保全するためにこれを活用する、という解釈もできるため、何らかの提言が必要では。
- ・魚を放流するだけではなく、どうすればその魚が永続的に生きていけるかを考えなければ環境保全とはいえない。工事業者もふくめ、川に関わる全ての人が、もっと生態系維持のための教養を身につけてほしい。
- ・厚生労働省が決めた安全基準ではなく、市民の目線で安全性を高めていくことが重要。魚が棲めなくなる理由を、ダイオキシンや環境ホルモンのせいにするのではなく、「川自身に棲めなくなる物理的な要因がある」という視点で考えてほしい。
- ・魚は、川と水路を行き来している。魚にとっての環境を考える場合は、猪名川本川だけで考えるのではなく、支流や支川、農業用水の水路も含めて、流域全体で考える必要がある。川と農業用水路の連続性を保てる工法も考えて行きたい。
- ・森林はCO₂を吸収して、酸素を出すという非常に大切な役割を果たしている。極力、森林を守りながら、治水、利水の安全性を高める努力をすべきである。ピオトープをつくっても、生態系のつながりを維持することはできない。ダムは、最後の手段としても許されるものではない。
- ・日本は世界的に見れば、水が豊かな国である。その立場で、「水はいくらでもあるし、ダムはやめる」という論理は言えない。地球規模の気候変動を考えると、日本は水を溜めないといけないのではないか。
日本の国は、600 億トン(仮想水)の水を農作物という形で輸入している。水が豊かな国と言えるのか。
- ・余野川ダムは、もともと川がないところに水を引いて作る“ため池ダム”である。考えるべきは、河川の生態学ではなく、ため池の生態学である。
- ・最終提言の中に、「我々水の豊かな国は・・・」、「猪名川はすぐれて典型的な都市河川」というフレーズを、是非入れてほしい。

4. 一般からの意見

- ・ 仮想水の問題は、自給率をもっと上げることで解決すべきである。そして渇水で困っている国に食物を回すことこそが日本の役割である。ダムで水を溜めるというのは、本末転倒な話ではないか。

以上

※発言の詳細については、「議事録」をご覧ください。

第15回猪名川部会（2002.10.17開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年10月17日（木） 10:00～13:15

場 所：新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 レルミエール

参加者数：委員11名（うち1名は部会長の要請により参加）、河川管理者11名、
一般傍聴者71名

1 決定事項

第16回猪名川部会は11月8日（金）16:00～19:00に開催する。10月24日（木）の最終提言作業部会から出される提言（案）について、議論を行う。

2 審議の概要

委員会、部会および委員会WGの状況報告および情報共有

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）」、資料1-2「委員会WG結果概要」、資料1-3「委員会WG関連資料」をもとに、委員会および他部会、各WGの活動状況について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

資料2-1「最終とりまとめに対する猪名川部会として記載を要望する意見等の確認」を用いて、利水と利用を中心に情報共有および最終提言記述内容についての議論がなされた。

- ・利水についてまず、河川管理者より資料2-2-3「猪名川流域及び阪神水道給水区域の水源」を用いて地域特性、取水量、水源構成等の説明が行われ、次に阪神水道企業団より資料2-2-1「阪神水道企業団の水需要について」を用いて事業内容や水需要予測等の説明が行われた後に意見交換が行われた。

主な意見

- ・20歳までに3度くらい溺水を経験しないと、水に対して危機感を感じないだろう。利水安全度のレベルが下がったとしても、溺水を経験してもよいのではないか。
- ・溺水が起こった場合、水源の全てを供給するのは難しく、何%かは使用できない。節水も大事だが、ある程度の水の蓄えも必要だ。
- ・水需要予測を再評価する場合は、主婦など住民の意見を取り入れるべき。

利用等について

主な意見

- ・高水敷利用のところでは、猪名川を「里川」ではなく「都市河川」と強調したい。
- ・猪名川は自然と人間がうまく共存している河川だと思うので、「里川」という言葉はぜひ使うべきだ。
- ・ハザードマップについては、内容のレベルアップと作成の迅速化を強調してほしい。
- ・破堤による壊滅的被害の回避については、意図することがわかるように丁寧に書くべきだ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から「阪神水道企業団の管轄下の4市では将来的にダムを作らなくても、兵庫県営水道と工業用水を使えば生活水の確保が可能だ」「第4回水需要WGの結果概要に誤りがある。修正すべき」などの発言があった。

3. 主な報告と意見交換

・河川管理者からの説明

河川管理者より資料 2-2-3「猪名川流域及び阪神水道給水区域の水源」を用いて地域特性、取水量、水源構成等の説明が行われた。

・阪神水道企業団からの説明

阪神水道企業団より資料 2-2-1「阪神水道企業団の水需要について」を用いて事業内容や水需要予測等の説明が行われた。その後、委員との間で意見交換が行われた。

(説明要旨)

- ・阪神水道企業団は、水道用水供給事業（水道水の製造・卸売業）をとりおこなう一部事務組合（特別地方公共団体）であり、淀川を水源とする水道を建設するために神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市で昭和 11 年に設立された。現在、阪神地域 240 万人の約 80% の水源となっている。
- ・昭和 35 年 8 月、給水量を 1,289,900m³ に増加する第 5 期拡張事業が厚生省より認可された。その後、平成 4 年に取水地点の追加、浄水処理方法の変更認可と合わせて水需要動向に応じて計画を見直した。また、浄水処理方法の変更が認可され、平成 12 年には調整池と送水路の建設を追加するとともに工期の変更を行った。この第 5 期拡張事業の一部の水源として、猪名川総合開発（余野川ダム）から取水する計画となっている。
- ・平成 9 年に拡張事業の今後の進め方を検討するために、阪神淡路大震災の影響 人口動態の変化 生活様式の変化を反映した水需要の動向調査を行った。予測には、重回帰モデルを採用した。
- ・予測に際して、人口と経済状況については高位・低位の 2 パターンを想定して予測を行った。また、家庭用水の推計方法は、従来の方法（給水人口×生活原単位）ではなく、世帯構成人員の変化に従って一人当たりの水使用量も変化すると考えて、世帯属性ごとに類型化し合計する方法（世帯数×世帯あたりの水使用量）を用いて推計した。
- ・この予測の結果、経済成長や人口推移の動向により、差異はあるものの今後とも給水量は増加することが予測された。
- ・これらの予測結果に基づいて、阪神水道企業団は今後も、水道水の安定供給性を確保するために必要な水利権量を確保する。

(質疑応答)

- ・現在の給水施設能力は、1 日平均給水量を大きく上回っており、かなり余裕がある。また、1 日最大給水量の面から見ても、余裕があるように思う。実態に合わせた見直しが必要ではないか。(委員)
水道事業としては断水や給水制限が絶対に避けなければならないと考え、1 日最大給水量に合わせた施設の整備を行っている。(阪神水道企業団)
そうは言っても、現状において給水制限が行われており、市民もそれを当たり前のものとして生活を営んでいる。市民と水道事業者の認識の間に乖離が生じてしまっていることが問題だ。(委員)
- ・水需要予測によれば、現状は横ばいだが、今後は伸びていくと推計されている。この主たる要因は、個人の水の使い方の変化によるものなのか。(委員)
世帯構成人数が少ない方が生活原単位が高くなる傾向がある。今後、単身世帯及び夫婦世帯の増加が予測されるうえ、浴槽の大型化による使用量の増加の可能性等も想定されている。(阪神水道企業団)
- ・この流域委員会では、使いたいだけ水を使ってきた従来のライフスタイルを変えていく

ための「平時からの節水」を提言している。この提言と水を売る立場の考え方にずいぶん格差があるように感じた。また、水需要予測に節水効果がどれだけ考慮されているのかも、よくわからない。阪神水道企業団として節水を呼びかけることはできないのか。

(委員)

もちろん、市民が節水することは良いことだが、必要な水量を確保するのが、我々の立場である。(阪神水道企業団)

- ・配付資料 2-2-3 では、獲得水利権と一日最大給水量の大きな乖離(水余り)が指摘されているが、阪神水道企業団として水余りについて、どのようにお考えか。(委員)

現状において、水余りは確かだろう。しかし、水資源確保は現在の予測と実績の乖離にどう対応していくかといった短期的なものではなく、長期的な視野に立って行われるものであると考えている。我々としては、各市が今後のまちづくりの中で必要と考えた水道の水源を確保するといった面から、長期的に計画を立てていきたい。

(阪神水道企業団)

森林をはじめとした自然環境を保全していくことも、行政の義務である。ダム以外に水源を求めると同時に、目標値を減らしてダムを作らないようにしていく必要がある。(委員)

- ・最終提言とりまとめについての主な意見

資料 2-1「最終とりまとめに対する猪名川部会として記載を要望する意見等の確認」を用いて、利水と利用を中心に情報共有および最終提言記述内容についての議論がなされた。

利水について

- ・阪神水道企業団の説明では、「確かに短期的には、水は余っている。しかし、長期的な視野でもって水資源確保を考えなければならない」ということだった。余っている水を有効利用すれば、新規にダムを作らなくとも、利水安全度は高まる。また、長期的に水需要を減らしていけば、利水安全度は高くなる。新規の水資源開発を議論する前に、まずここから議論をはじめべきだ。
- ・現状余っている水を余裕として持つことにより、供給力低下のリスクというのは、本当にリスクなのかどうか、考えるべきだろう。
- ・節水意識の向上のためには、あえて、成人するまでに2、3回の渴水を体験するレベルにまで利水安全度を低下させることを提言していくべき。
「渴水を体験すべき」という表現には抵抗がある。
- ・利水リスク回避のためには、確実な渴水予測や早期の対策といった教育・普及活動が欠かせない。最終提言にも盛り込んでいくべき。
- ・今後の世界的な水資源の枯渇をにらんで、ナショナルセキュリティとして、ダム等で水を貯めておくべきではないか。
ダムに頼れば、危機意識は低下する一方だろう。平時から節水によって、住民意識を高めておくことが何よりも必要だ。
砂漠地帯で植林している一方で、ダムによって森林を破壊する。水資源確保の為とは言え、これは世界の流れに逆行している。
- ・現在の給水施設能力と一日最大給水量との乖離(水余り)をどう考えるか。これは立場によって考え方は違って来るだろう。一体どこからが水余りなのか、定量化する必要もあるのではないか。

- ・本日の議論を受けて、資料 2-1「水需要予測について」を次のように修正してはどうか。
「計画水量と使用水量の実績値との乖離、および、住民意識と行政（水道事業者を含む）の意識の乖離を踏まえ、需要水量の予測に節水意識を取り込むことも含め、住民参画のもとで再評価する」としてはどうか。
- ・資料 2-1「節水の方向性」には、具体的に日常的な節水を行っていくための実施策も書き込んでいくべき。
- ・自己水源の確保についても、書き込む必要がある。
- ・淀川の水に依存している状況にあるが、やはり理想としては地域の水を使っていくべきだろう。ただし、これを新規ダム開発の理由にされては困る。注意書きが必要だ。

利用について

- ・資料 2-1「里川である猪名川の高水敷の利用の考え方」では、猪名川を「都市河川」として捉えて記述した方がよい。すなわち、都市に残された唯一の自然環境として猪名川を残していくべきと強調すれば、次ページの「環境」の項目に記述されている「里川として猪名川の河川環境の保全・復元」にうまく繋がるのではないか。

治水について

- ・流域委員会が提言しようとしている「治水理念の転換」が、一般の方々にうまく伝わっているかどうか疑問。最終提言では、もっとわかりやすく記述するべきだろう。
- ・「破堤による壊滅的被害の回避」のための工事が環境に影響を与えないように最大限配慮すべき旨を、最終提言に書き加える必要がある。
- ・河川整備計画原案を作成する時には、具体的な工事の内容がイメージできるような資料や整備にかかる費用と負担の方法等についての資料を付記するべき。
- ・ライフスタイルの転換や水害危険地域からの移転について書かれているが、これでは抽象的すぎる。具体的な方法や実効策について書くべきではないか。
確かにその通りだ。具体策を推進していくための検討委員会の設置についても書き込むべき。
- ・ハザードマップの作成の迅速化とそのレベルアップ、高齢者等の避難の配慮、避難経路の周知についても、書き加えるべき。

環境について

- ・資料 2-1「河川形状」には、猪名川本川と中小河川や農業用水路との連続性への配慮についても書き加える必要がある。

全般について

- ・都市河川であることを強調すべき。猪名川では、上流から下流まで人口の集積が見られ、河川が重要な自然資源となっている。この現状、特性を踏まえて各種の検討を行うことが重要である。
- ・自然の大切さを学習するだけでなく、治水や利水などの分野も含めて、猪名川と人やくらしとの関わりや水防、節水などの大切さを学ぶ環境教育を実施する必要がある。新たに「環境教育」の項目を設けなくてはならない。
- ・猪名川流域には特産品である菊炭を生み出した日本一の里山を流域に持っている重要な里川といえる。都市河川という現状から自然の保全と回復により、人の暮らしと川の自然とがバランス良く共生する里川をめざすことを強調した方がよい。

4. 一般からの意見

一般傍聴者 3 名から「阪神水道企業団の受水団体の 4 市では将来的にダムを作らなくても、兵庫県営水道と工業用水を使えば生活用水の需要が可能だ」「流域委員会が提言している治水理念の転換が新たなダム開発の根拠にならないよう、その趣旨をきちんと説明していく必要がある」「資料 1-2 に誤りがある。訂正した上で再配布をお願いする」などの発言があった。

以上

※発言の詳細については、「議事録」をご覧ください。

開催日時：2002年11月8日（金） 16：05～19：00

場 所：a x ビル-アクスネット

参加者数：委員 11 名（うち 2 名は部会長の要請により参加）、河川管理者 10 名、一般傍聴者 49 名、委員傍聴 1 名

1 決定事項

- ・ 次回部会の開催日時は、拡大委員会(11/13)等での議論、運営会議の検討をふまえ、後日決定する。

2 審議の概要

他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料 1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料 1-2「委員会WG結果概要」をもとに、委員会および他部会、各WGの活動状況等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案 021028 版)」及び 2-1-2 補足「提言要旨(案)」をもとに、最終提言の素案内容について説明が行われ、その後、内容についての意見交換が行われた。

主な意見

- ・ 従来の延長線上で河川整備を行うのか、大きく転換するのか。我々は今、岐路に立たされている。委員一人一人がよく考え、素案へ意見を出してほしい。(リーダー)
- ・ 河川敷利用のところは、「自然復元形態の進展に伴い、段階的に堤内地へ戻していくことを目標にする」としてはどうか。
河川公園の堤内地への移動は、もっと積極的に推し進める記述に変更してほしい。
- ・ 堤防の強化には長い期間と多額の予算がかかる。今の財政事情でそれが可能なのか。またその間の治水対策はどうするのか。整備の優先順位をしっかりと立てる必要がある。
- ・ 環境用水という言葉は、概念的で一般には分かりにくい。
誤解を与えるような表現があれば、修正を検討する。言葉の定義等は、必要に応じて欄外で補記することも検討する。(リーダー)
- ・ ダムは河川環境だけでなく現存する自然環境も悪化させるという記述が必要である。
- ・ 環境的特性のところ、「絶滅に瀕した魚や貝類もやや復活の兆しがある」との記述があるが、あまりに楽天的な表現であり、誤解につながる。
- ・ 4-6 ダムに関する A 案、B 案は文面だけでは違いが明確でない。
- ・ 余野川ダムについては、提言に記述するダムの一般論とは切り離して考えるべき。整備計画原案が出された後に議論すべきである。
- ・ 最終提言を変更した際、細かい言葉の修正を除き、どの部分をどう修正したのか分かるような形で資料を作成する。

細かい文言の修正を除き、主要な論点の変更は分かるようにしたい。(リーダー)

なお、提言素案に両論併記されていたダムの問題に関しては、出席した委員の大半が B 案への支持を表明した。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 3 名から、「新規ダムより現在計画中のダムに関する議論が重要」、「流域委員会の提言は、武庫川のダムなど兵庫県の河川整備にも影響力を持っている。」等の発言があった。

このお知らせは委員の皆様にご覧の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。